

# 第四次座間市総合計画

## 基本構想

2011-2020

—とともに織りなす 活力と個性 きらめくまち—





## はじめに



市では、平成22年12月に「第四次座間市総合計画基本構想」について市議会の議決をいただき、本年4月に新たなまちづくりの実現に向けて、スタートを切ります。

この基本構想の策定に当たり私が留意したことを、2年にわたる準備期間の中で感じたことを含め、3点に絞って述べさせていただきます。

まず第1は、延べ3,500名の市民の皆様方から5,000件を超えるご意見、ご提言をいただいたことでございます。幅広く皆様の声をお寄せいただくため、無作為抽出により参加を呼びかけた市民による討議会など、方法についても新たな工夫をさせていただきました。この場をお借りし、ご意見等をいただいた皆様に心から厚く御礼申し上げるとともに、ご意見等の大半を基本構想または同時に定めました実施計画に、反映させていただいたことをご報告させていただきます。

第2は、基本構想を市民の皆様に分かりやすく、親しみやすいものにするための工夫をした点です。まず、総合計画の構成を従来の基本構想、基本計画、実施計画の3層構造から基本構想と実施計画の2層構造とシンプルにしました。また、基本構想の期間を20年から10年に短縮しましたが、これは今日のような変化が激しい時代に、20年先を見通すことが難しいことによるものです。さらに、お年寄りを地域で支えるための仕組みづくりといった喫緊の課題に、4年をめどに対応する、戦略プロジェクト7分野10施策を立ち上げました。

第3は、基本構想の実行性を高めるための工夫を施した点です。この基本構想の政策と施策について、同時に実施された組織改正により担当する部と課を決めて、責任体制を明確にいたしました。また、構想の内容につきましても、施策毎に指標を定め、現状値と5年後、10年後の目標値を明示して達成度合いが分かるようにしました。

最後に、「協働によるまちづくり」について、行政には常に先頭に立つ覚悟が必要との声を多くの方からいただきましたが、私をはじめとして職員一同、こうしたご意見を肝に銘じながら市民の皆様とともにまちづくりに汗を流す、「共汗」の姿勢を忘れずに基本構想の実現にまい進することをお誓い申し上げまして発刊のことばにかえさせていただきます。

平成23年3月

座間市長 遠藤 三紀夫

## 座間市市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切にし、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくります。
- 1 学びあい、心をみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

## 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の一声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

## 座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。

しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

## ざま健康文化都市宣言

ざまの豊かな自然・文化・歴史のもと市民一人ひとりが互いに尊敬しあえる温かく、心のかよいあったまちをつくりあげるとともに、健康で幸福な生活をおくることは、すべての市民の共通の願いです。

わたくしたちは「すこやかでやすらぎに満ちた地域社会」を目指して次の目標を掲げ市民と行政が一体となって健康なまちづくりを進めます。

- 一 市民一人ひとりが、心身ともに健やかな生活が送れるよう、健康なまちづくりについて学び認識を深め、互いに健康環境整備に努めます。
- 一 市民一人ひとりが、スポーツ・レクリエーションを通して、健康保持・健康増進への意識の向上を図り、人と人との交流を深め、健康づくり・体力づくりの輪を広げます。
- 一 市民一人ひとりが、ざま文化を伝承して健康なまちづくりを實踐できるよう、地域社会全体が支援します。

わたくしたちは、すべての市民が健やかに生活できる活力ある社会を願い、ここに座間市を「健康文化都市」とすることを宣言します。

平成17年7月10日

# 第四次座間市総合計画基本構想 目次

## 第1編 総論

第1章 策定に当たって	1
第1節 策定の趣旨	1
第2節 枠組み	2
第2章 座間市のすがた	4
第1節 変遷	4
第2節 人口の推移・推計	5
第3節 財政状況の経過と見通し	7
第4節 土地利用	11
第5節 分野別の特性と課題	14
第3章 座間市を取り巻く社会環境	18
第4章 まちづくりの基本的役割分担	20
第1節 協働に関する市の考え	20
第2節 市の役割	21
第5章 実効性のある計画に向けて	22

## 第2編 各論

第1章 将来都市像	25
第1節 まちの姿	26
第2節 まちの姿を実現するための将来目標	27
第2章 政策・施策	28
第1節 基本構想（政策・施策）の体系	30
<b>政策1 笑顔あふれる 健やかなまち</b>	<b>33</b>
施策1 健康づくり	36
施策2 保健衛生	39
施策3 スポーツ・レクリエーション	42
施策4 医療体制	44
施策5 国民健康保険	46
施策6 介護保険	48

政策2 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち	51
施策7 地域・高齢者福祉	54
施策8 障がい者福祉	58
施策9 保育対策	61
施策10 子育て支援	63
施策11 生活困窮対策	66
政策3 共に考え 共に歩む 安心のまち	69
施策12 市政広報	72
施策13 市民生活・広聴	74
施策14 男女共同参画	76
施策15 人権・平和	78
施策16 NPO・ボランティア活動	80
施策17 コミュニティ活動	82
施策18 市民参画	84
施策19 国内外交流	86
施策20 窓口サービス	89
施策21 交通安全	91
施策22 防犯	94
施策23 防災・減災	97
施策24 消防	100
政策4 のびやかに 豊かな心 はぐくむまち	103
施策25 教育環境	106
施策26 学校保健	108
施策27 教育活動	110
施策28 生涯学習	113
施策29 市民文化	116
施策30 青少年育成	119
政策5 暮らし快適 魅力あるまち	123
施策31 公共交通	126
施策32 まちづくり	129

施策33	景観形成	132
施策34	公園・広場・緑地	134
施策35	道路	137
施策36	住宅環境	140
施策37	基地対策	143
<b>政策6 きよらかな水 大切に守るまち</b>		<b>147</b>
施策38	上水道	150
施策39	下水道	152
<b>政策7 地球にやさしい 活力あるまち</b>		<b>155</b>
施策40	環境保全	158
施策41	湧水・地下水保全	161
施策42	資源循環社会	163
施策43	農業	166
施策44	商・工業	169
施策45	観光	172
<b>政策8 未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営</b>		<b>175</b>
施策46	戦略経営	178
施策47	財政運営	181
施策48	賦課・徴収	183
<b>政策9 市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営</b>		<b>185</b>
施策49	職員育成	188
施策50	法務・情報公開	190
施策51	電子自治体	192
施策52	財務・財産管理	194
まちづくり指標の一覧		196

# 第1編 總論



# 第1章 策定に当たって

## 第1節 策定の趣旨

総合計画は、長期的な展望に立って地方自治体の目指すべき将来像を描き出し、その実現に向けて総合的かつ計画的に行政を経営していくための指針を示すものです。

本市では、平成3（1991）年度を初年度とした第三次座間市総合計画を策定し、将来像を「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」と定め、平成22（2010）年度を目標年次とし、まちづくりを進めてきました。しかし、第三次座間市総合計画が策定された平成3（1991）年ごろと比べ、市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな時代を迎えています。

社会環境の変化やバブル崩壊以降における経済の低成長による財政状況の悪化など行政の資源の大きな制約に対応するとともに、高度化、多様化する市民のニーズに的確にこたえるため、基礎的自治体には、地域社会全体を見通し長期的視点に立った効率性、有効性の高い行政経営が、より一層求められています。

また、地方自治体と市民（住民、地域活動団体、市民活動団体、企業など）との協働による住みよいまちづくりの実現のためには、具体性があり、体系化された、分かりやすい行政経営の指針を市民に示すことが求められています。

このような中、現在の第三次座間市総合計画が平成22（2010）年度に終了することから、長期的視点に立って、新たな時代に対応できる行政経営の指針を示し、協働による住みよいまちづくりと計画的な施策の推進を行うため、平成23（2011）年度を初年度とする第四次座間市総合計画を策定します。

## 第2節 枠組み

---

新たな時代に対応した、より具体性のある計画づくりを行うため、第四次座間市総合計画は、基本構想、実施計画、戦略プロジェクトにより構成し、それぞれの計画期間及び内容を次のとおりとします。

なお、近年の社会経済状況の急速で大規模な変化に対応し、総合計画の適時性を確保するため、5年をめぐりに見直すこととします。

### 1 基本構想

---

本市の将来像及びその将来像を実現するために必要な政策、施策の方向を示します。

基本構想の策定に当たっては、本市を取り巻く環境の変化を予測し、この10年（目標年次：平成32（2020）年度）で目指すべき将来目標を設定します。

### 2 実施計画

---

基本構想で定めた施策の方向に基づく具体的施策、事業で毎年度の予算編成の指針となるものです。計画期間は、4箇年とし、2年ごとにローリング（改訂）します。

### 3 戦略プロジェクト

---

市政上の最重要課題を中心に戦略目標として掲げ、その達成のための具体的な取組を明確にするものです。プロジェクト期間は、4箇年とし、2年ごとにローリング（改訂）し、実現性を確保します。

図1 総合計画の構成

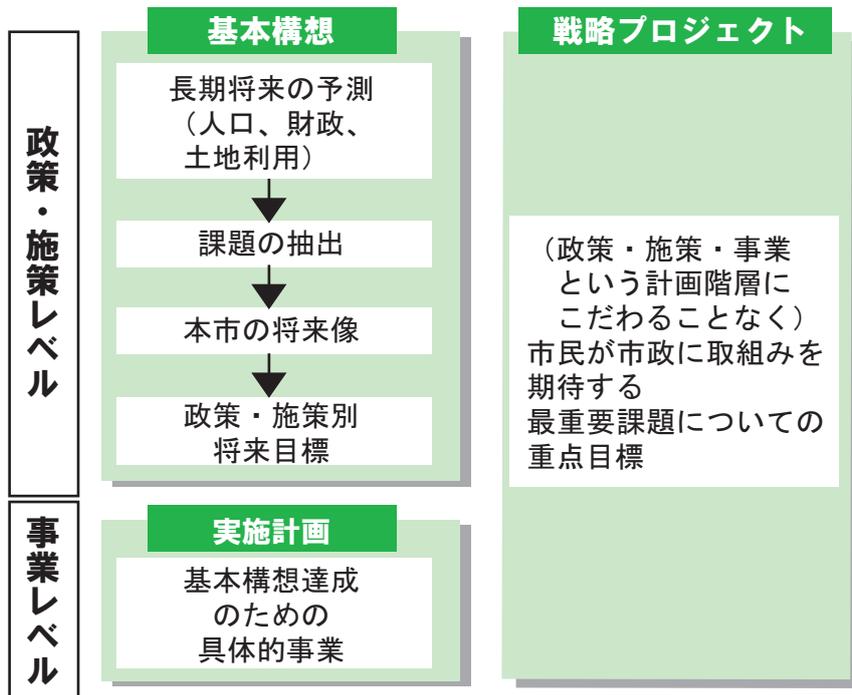
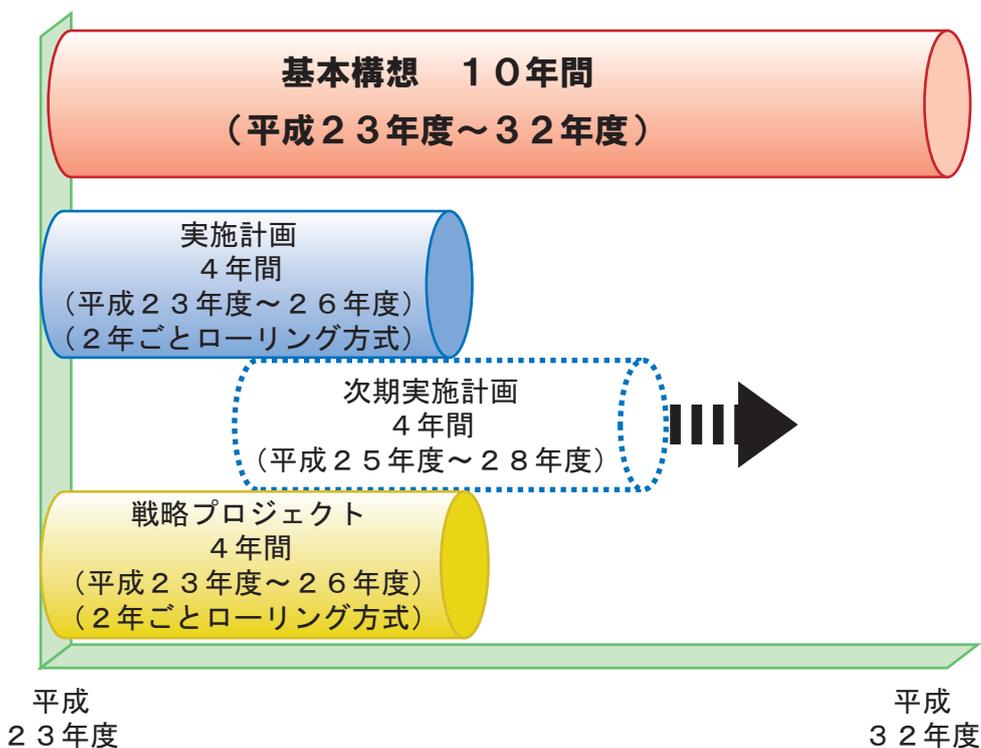


図2 総合計画の計画期間と改訂予定



## 第2章 座間市のすがた

### 第1節 変遷

現在の市域が形成されたのは、明治22（1889）年に座間入谷村、座間宿村、栗原村、新田宿村、四ツ谷村と新戸村飛地とが合併して座間村が誕生したときで、そのころは、米麦、養蚕を中心とした農村でした。

その後、大正15（1926）年に神中線（現相模鉄道）、昭和2（1927）年に小田急線、昭和6（1931）年に相模鉄道（現JR相模線）がそれぞれ開通するにつれて、村の様相も次第に変わり、さらに昭和12（1937）年に陸軍士官学校が東京市ヶ谷から移転してくるとともに町制が施行され、座間町へと発展しました。

昭和16（1941）年に上溝町及び近隣6村（現相模原市）とともに相模原町を構成しましたが、昭和23（1948）年に至り独立しました。

昭和20（1945）年の終戦とともに陸軍士官学校が閉鎖され、跡地はキャンプ座間として在日米陸軍司令部が置かれ、昭和46（1971）年からは陸上自衛隊が一部共同使用しながら今日に至っています。

昭和30（1955）年代にはじまる高度経済成長とともに市内東部一帯に工場が進出し、また、首都圏への人口集中に伴って急激に都市化が進み、昭和46（1971）年11月に県内17番目の市として市制が施行されました。

その後、平成7（1995）年には核づくり計画に基づき市庁舎が市の中心部に移転し、今日に至っています。

## 第2節 人口の推移・推計

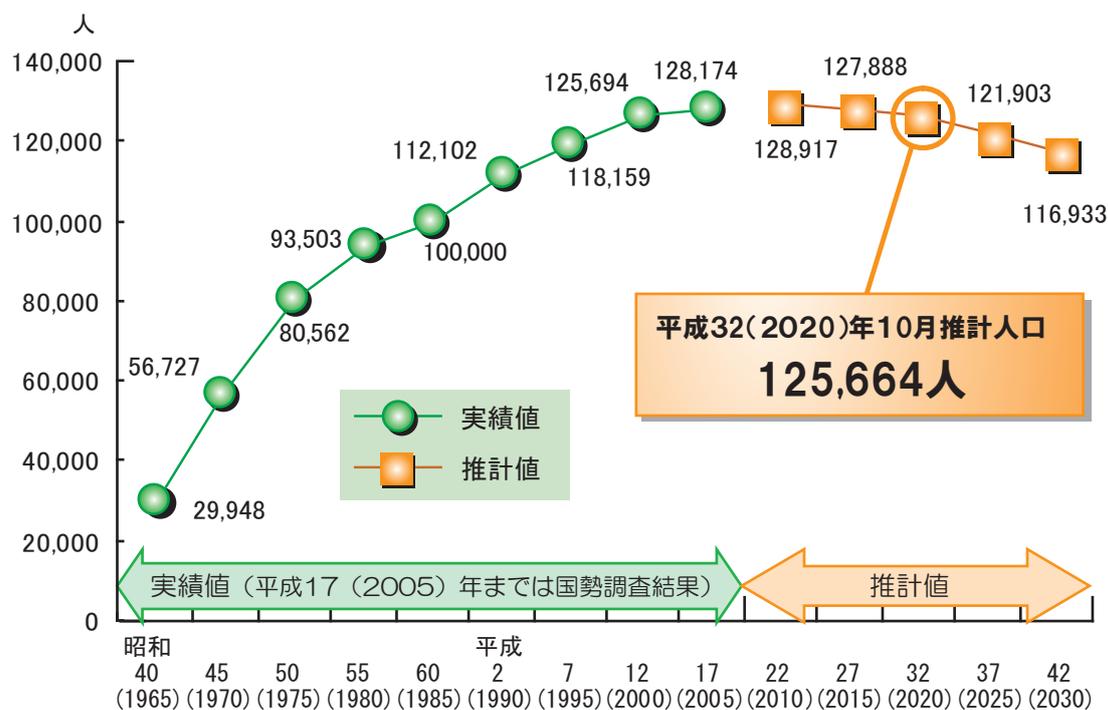
### 1 人口の推移

第三次総合計画期間内の座間市の人口は、バブル経済の崩壊や自動車関連企業の工場閉鎖という厳しい苦境に立たされながらも、平成22（2010）年3月において128,950人と人口予測値12万8千人とほぼ同水準にあります。

前期計画期間の平成2（1990）年から平成12（2000）年にかけては予想を上回る人口増があり、後期基本計画期間の平成12（2000）年以後は予想に反し人口が停滞したため、結果的に当初予測に達しています。

座間市の人口は、一貫して増加を続けてきましたが、近年では、人口流出が流入を上回る月もあり、今後は人口減少へと転じると予想しています。

図1 人口の推移・推計

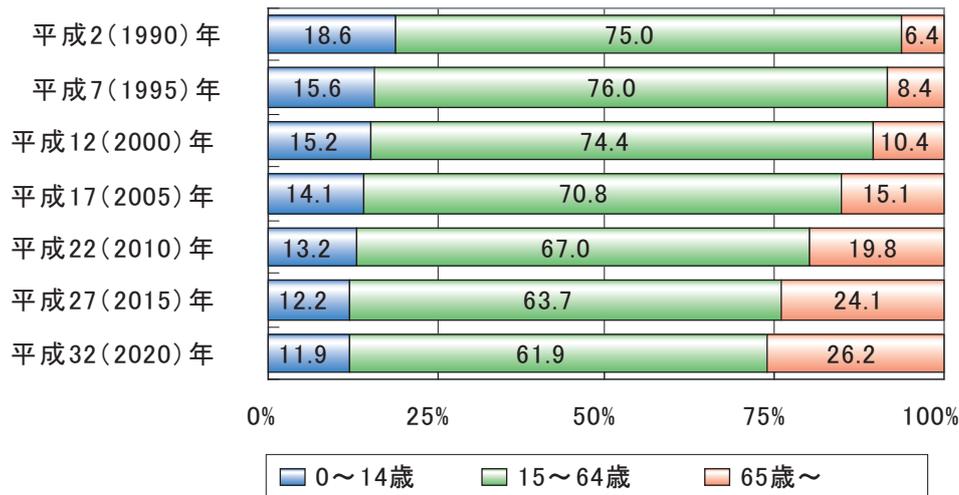


## 2 年齢別（3区分）人口の推移

年齢別人口では、老年人口割合（65歳以上の人口が占める総人口に占める割合）が神奈川県下では比較的低い市ではありますが、平成2（1990）年の6.4%から平成21（2009）年の18.6%と急速に高まっています。

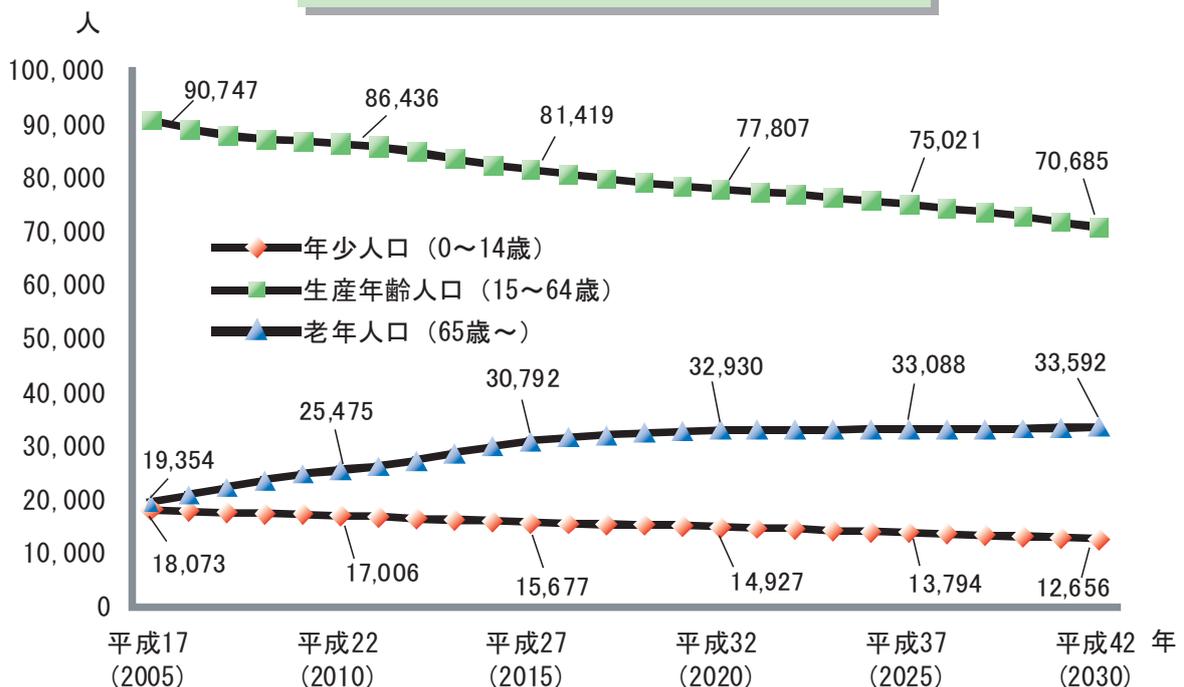
今後は、老年人口割合について、引き続き増加し、平成32（2020）年10月には老年人口割合が26.2%にも達すると予想しています。

図2 年齢別(3区分)人口割合の推移



一方で、生産年齢人口（15歳以上65歳未満人口）は、減少を続け、平成32（2020）年10月には約7.8万人となり、平成22（2010）年比で約9千人（生産年齢人口の約10%）減少すると予想しています。

図3 年齢別(3区分)人口の推移・推計



## 第3節 財政状況の経過と見通し

### 1 見通しに当たって

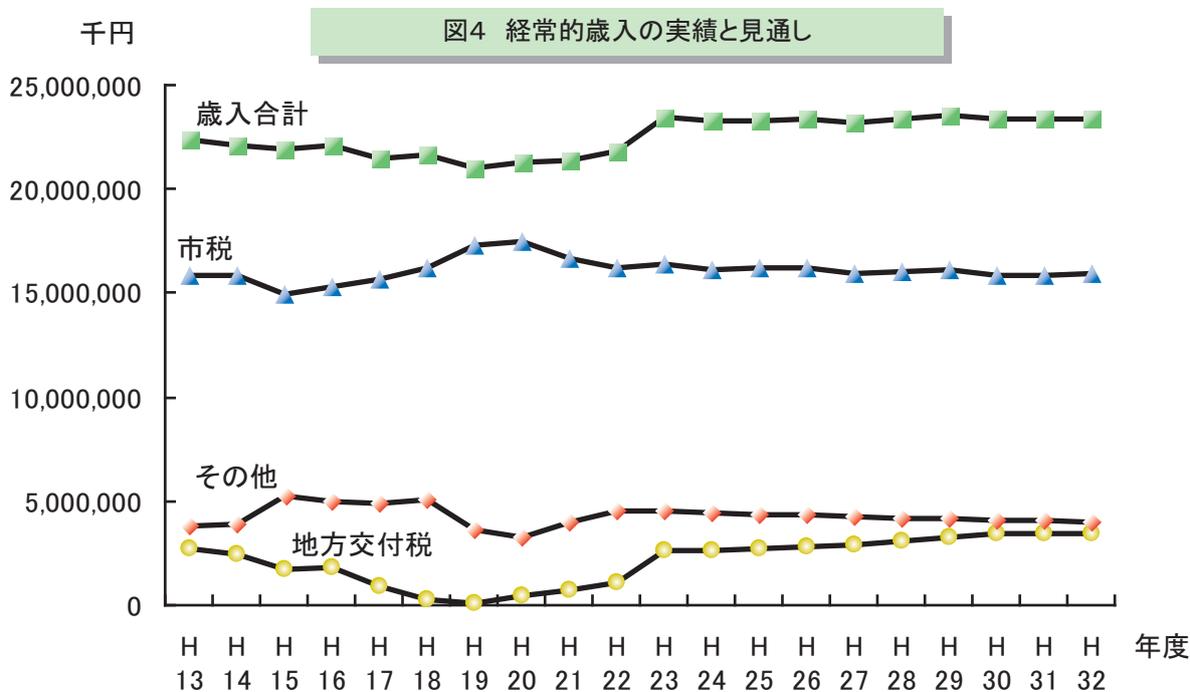
歳入にあっては経常的に歳入される一般財源<sup>(※1)</sup>を、歳出にあっては経常的に歳入される一般財源を財源とする経常的な経費を対象に、第四次座間市総合計画期間内の財政見通しを立てました。

これは、臨時的経費がその性質上予測できない経費であり、また、その経費に伴う国費などの使途が特定されている特定財源は、その事業内容や規模などによって決定され、見通しが立てられないことによるものです。

### 2 経常的歳入

経常的歳入における現況は、自主財源の根幹である市民税が、国内経済の景気低迷の影響を受けて減少していますが、今後、日本経済がゆるやかながら回復<sup>(※2)</sup>するものとして増加を、固定資産税は、地価の下落傾向を考慮して減少を、それぞれ見込み、市税全体ではやや減少するものと見通しました。

普通交付税については、今後における基準財政収入額及び基準財政需要額の推計を基に見込みました。



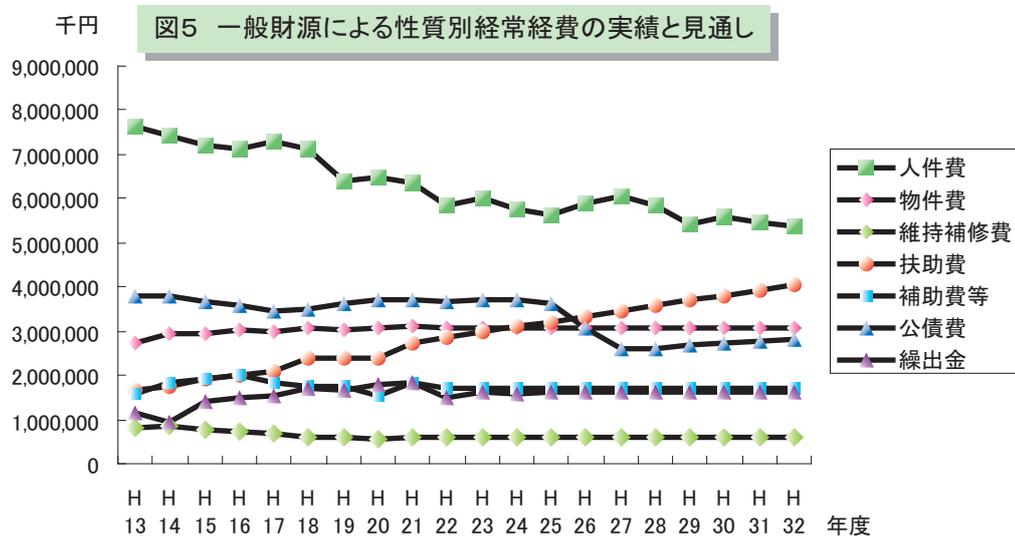
(※1) 一般財源  
毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用し得る収入。

(※2) 日本経済がゆるやかながら回復する  
内閣府経済社会総合研究所が実施した平成22年1月15日を基準日とする「平成21年度企業行動に関するアンケート調査報告書」による名目経済成長率見通しを参照。

### 3 経常的歳入を財源とする経常的歳出

歳出においては、厳しい雇用情勢や少子高齢化の進展などにより、扶助的経費が年々増加する中で、人件費は職員数の減などにより減少しています。

平成23（2011）年度以降は、高齢化の進展などにより扶助的経費の増加が見込まれる一方、人件費及び公債費の減少が見込まれます。



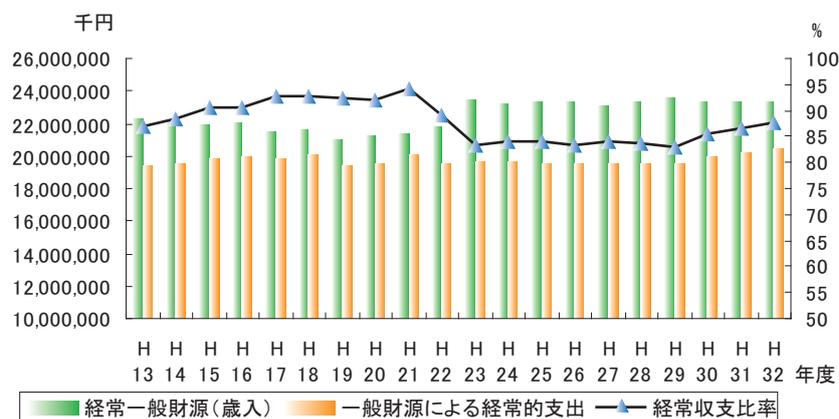
※公債費は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度まで、臨時財政対策債に加えて通常債として毎年20億円の起債を想定しています。

## 4 経常収支比率<sup>(※1)</sup>

近年における経常収支比率は、上昇傾向にあり、平成21（2009）年度決算では、94.1%となる見込みです。

今後、扶助費の増加が見込まれるものの人件費や公債費の減少が見込まれるため、平成32（2020）年度には87.7%となる見通しです。

図6 経常一般財源・経常経費充当一般財源と経常収支比率の実績と見通し



※公債費は、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度まで、臨時財政対策債に加えて通常債として毎年20億円の起債を想定しています。

(※1) 経常収支比率

財政構造の弾力性を測定する比率で、経常経費充当一般財源を経常一般財源で除して求められ、低い方が財政構造の弾力性が高い。

## 5 市債の活用

市債の償還における財政負担の健全性を示す公債費比率は、平成20（2008）年度現在13.2%であり、神奈川県（政令指定都市を除く17市）平均の10.1%と比べて3.1ポイント上回っています。

今後、第四次座間市総合計画を実現していく過程において、公共事業等を実施する際には、道路や公園など施設の後年度使用における負担の公平性を考慮し、また、財政の健全性を十分配慮した上で起債することになります。

各年度における具体的な起債額については、実施計画において諸財源を踏まえた事業規模などにより決定していくこととなりますが、その結果として第四次座間市総合計画の最終年度である平成32（2020）年度における公債費比率が、平成21（2009）年度現在の12.5%よりも下降し、健全化に向かうことを前提として市債の活用を図ります。

平成32（2020）年度における公債費比率が、平成21（2009）年度現在値よりも下降することになる起債額（通常債）の上限は、おおよそ340億円と見込まれますが、財政状況の健全化を考慮し、第四次座間市総合計画期間内における起債額の上限については200億円を目安とし、この場合の平成32（2020）年度における公債費比率は、6.9%と見込まれます。

## 6 臨時的歳出

第四次座間市総合計画期間における臨時的経費は、特別会計への臨時的な繰出金、施設の建設や大規模修繕、消防自動車や高規格救急車などの車両の更新等、優先性や必要性などを考慮して投入される政策的な経費となっています。これは、新規事業や臨時的な経費については、経常収支比率を算出する基礎となる経常一般財源<sup>(※1)</sup>と経常経費充当一般財源<sup>(※2)</sup>との差額を財源として充てることとなります。

具体的な事業計画については、実施計画の中で、その目的と手段、事業期間、事業費などを明らかにして取り組んでいきます。

---

(※1) 経常一般財源  
毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず自由に使用できる収入。

(※2) 経常経費充当一般財源  
毎年持続して固定的に支出される経費のうち、一般財源を財源とする経費。

## 第4節 土地利用

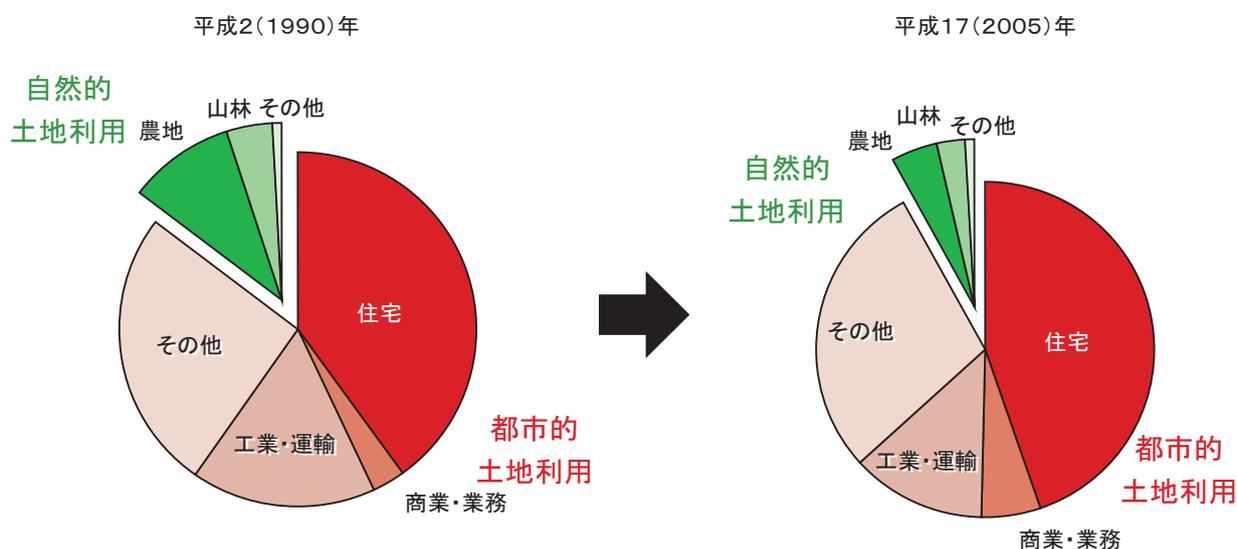
本市は、市域1,758haの全部が都市計画区域であり、その内1,253ha(71.3%)が市街化区域に、505ha(28.7%)が市街化調整区域に指定され、県央地区内では2番目に市街化区域率が高い都市です。

市街化区域は、市街化を図るべき区域とされていますが、都市的土地利用は平成2(1990)年の85.4%から平成17年の92.0%へと増加しています。内訳として住宅、商業・業務用地が93.6ha増加し、工業・運輸用地が46.1ha減少しています。

また、残りが自然的土地利用で、農地、山林ともに減少していますが、農地が半減している状況が明らかになっています。

市街化区域内の土地利用の推移

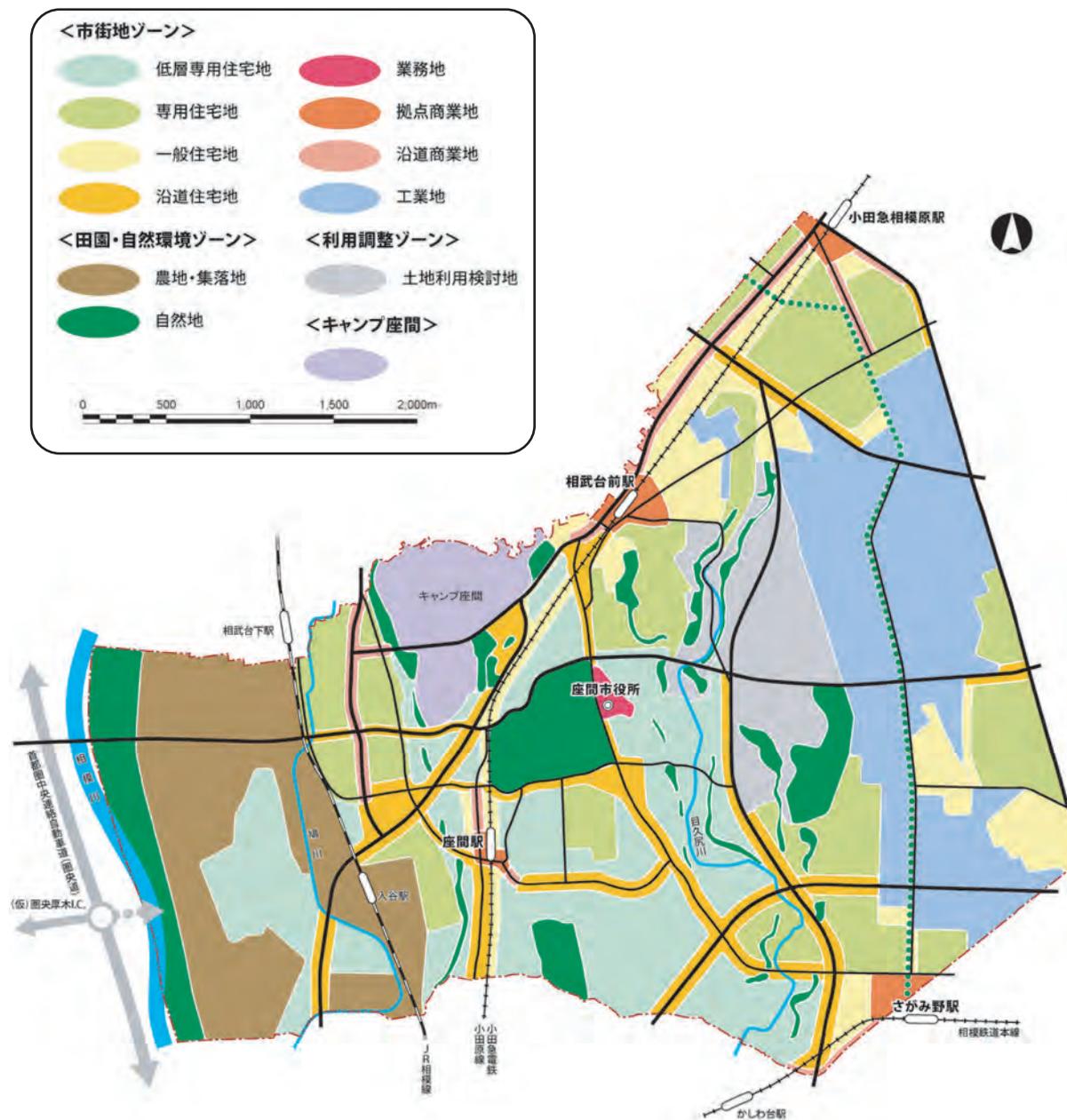
		平成2(1990)年		平成17(2005)年	
		面積	構成割合	面積	構成割合
都市的 土地利用	住宅	500.6ha	40.0%	558.8ha	44.6%
	商業・業務	37.5ha	3.0%	72.9ha	5.8%
	工業・運輸	207.8ha	16.6%	161.7ha	12.9%
	その他	323.8ha	25.8%	360.1ha	28.7%
	小計	1069.7ha	85.4%	1153.5ha	92.0%
自然的 土地利用	農地	119.5ha	9.5%	56.3ha	4.5%
	山林	52.9ha	4.2%	32.3ha	2.6%
	その他	10.9ha	0.9%	10.9ha	0.9%
	小計	183.3ha	14.6%	99.5ha	8.0%
合計		1253.0ha	100.0%	1253.0ha	100.0%



第四次総合計画では、激変する社会情勢に的確に対応できるよう計画期間を10年とし、かつ中間年次による見直しも視野に入れ、時代のニーズに対応できる施策の取組を定めています。しかし、土地利用については、中長期間にわたる規制、誘導、整備によって形成される特性があり、短期間で変化する課題に対応する各施策とは異なる中長期的な視点で取り組む必要があります。

そこで、各施策を展開する上で前提条件としても機能するよう、以下のとおり長期的視点に基づく土地利用構想を設定します。

土地利用方針図



## 1 土地利用の基本理念

本市は、東部は相模原台地、中央部は座間丘陵、西部には相模川沖積低地が広がり、さらに、中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、起伏に富み、坂や段丘が多いという特色があります。このような地勢の下で、経済成長に基づく都市化の進展により住宅や商業、工業などの都市的土地利用が進む中で、農地、山林などの自然的土地利用が守られ、本市独自のバランスの下「住宅都市」として成長してきた経過があります。

こうした経過を踏まえ、今後とも都市的土地利用と自然的土地利用とのバランスを維持しつつ、景観の保全や形成に努め、各種産業の活性化を図り、市民が住み続けたい「住宅都市」としての環境を保全、整備していくことを土地利用の基本とします。

## 2 土地利用の方針

個々の具体的な土地利用については、土地利用の基本理念を踏まえ、次の視点に基づき取り組みます。ただし、国や県と連携して進めるべき土地利用については、十分に調整し、柔軟に対応していきます。

- (1) 個々の事案に適した市民参加の手法を導入し、市民合意に基づく計画づくりを進めます。
- (2) 市民生活の利便性向上と市域の発展、防災や災害時の都市機能を確保できる本市の骨格として、道路の南北軸及び東西軸の整備を目指します。
- (3) 市街化調整区域に広がる良好な農地の保全に努めるとともに、農業が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を発揮できる環境づくりを進めます。
- (4) 駅周辺等は市民や来訪者にとって魅力ある地域拠点として機能する地区と位置付け、まちづくり機運の熟度に応じ、鉄道事業者・市民・市が協働で計画的な整備に向け取り組みます。
- (5) 商業環境の整備を進め、住宅都市に必要な商業施設の誘導を図ります。
- (6) 工業環境の整備を進め、工業地の保全を図るとともに、既存の東部地域における住工混在地域の解消に取り組みます。
- (7) 市街地に残された貴重な自然環境である相模川段丘及び座間丘陵、目久尻川流域の斜面緑地の保全を図ります。

## 第5節 分野別の特性と課題

### 1 健康・福祉分野

本市の健康づくり施策は、生涯を通じて健やかに過ごすことのできる地域社会を目指して、市民一人ひとりの健康を地域、市民、行政が一体となって支えることにより、健康環境、健康づくりが実現できるという考え方の下で事業を推進しており、平成17（2005）年に健康文化都市宣言を行いました。

この宣言に掲げた目標を具現化するために策定された「ざま健康なまちづくりプラン」の取組を着実に推進し、今後10年間で急増することが予想されている高齢者に対し、健康を維持し、生きがいを持ち、地域社会の一員として活躍できるよう、効率的、効果的な施策を見出し、重点的に取り組む必要があります。

医療体制については、充実を求める市民のニーズは高いものの、神奈川県保健医療計画で設定する二次保健医療圏において、本市の属する県央医療圏の既存病床数（4,785病床）は基準病床数（4,750病床）を上回っているのが現状です。

国民健康保険事業については、高齢化の進展を踏まえ、保険事業の充実と持続可能で安定的な財源確保が課題となっています。

また、すべての市民が、地域で安心して暮らせる社会の実現に向け、障がい者福祉施策を一層推進していく必要があります。

子育て支援については、市民1人当たりの保育所数が県内で2番目、県央地区で最も多いなど、充実したサービスを提供していますが、待機児童の解消などが課題となっています。

### 2 市民参加・コミュニティ

本市では、平成19（2007）年9月の「協働まちづくり条例」の施行、平成20（2008）年の「座間市民活動サポートセンター」の開設等により、市政に対する市民参加や市民の自主的で公益的な活動を促進してきました。

大規模地震等の災害時の対応や少子高齢社会における共助機能などにおいて、地域コミュニティや市民活動の重要性は増してきており、活動する人材の確保や育成などの充実が求められています。

特に自治会は、地域における相互扶助、防犯、防災、環境美化などにおいて、行政のパートナーとして非常に重要な役割を担っていますが、加入率が低下しており、再生・活性化が求められています。

### 3 教育・生涯学習

本市では、老朽化した学校施設の機能更新や施設の耐震化などに優先的に取り組み、小・中学校校舎の耐震化は終了し、体育館など附属施設の耐震化を進めている状況です。

今後は、小・中学校施設の大規模修繕などの確実な実施とともに、IT化やエコ化の実施など、更なる教育環境の整備が求められています。

教育活動では、家庭、学校、地域の連携の下、子どもの個性を生かし、自ら学び、自ら考える力や豊かな心をはぐくむ教育が求められています。

生涯学習については、その活動拠点として市立公民館、図書館、青少年センター、市民体育館、市民文化会館を整備しましたが、少子高齢社会に対応する施設として更なる拡充が求められています。また、個人の要望や社会の要請に応え豊かな心をはぐくむ講座等を開設するとともに、市民との協働の視点に立ち地域づくりに結びつく、生涯学習活動が求められています。

### 4 都市基盤整備

本市は、市域が比較的狭いこともあり、公園や公共下水道などの都市基盤の整備は一定の水準に達しており、今後はこれらの都市基盤を長期的な展望に立って維持管理し続けることが課題になります。

こうした中であって、都市計画道路については、長期間事業着手が行われていない路線があり、広域交通網の整備計画との調整などを図りつつ、整備時期や必要性を再検証することが求められています。

## 5 水資源

本市では、各所で地下水がわき出し、市民にうるおいをもたらしています。

この地下水を利用した水道事業は、昭和30（1955）年の給水開始以来、有収率をはじめほかの経営指標も比較的良好な水準を維持してきましたが、近年、節水型社会の到来により使用水量が減少傾向にあることを踏まえ、設備更新も視野に入れた中期の経営プランを策定し、安定した水道事業の経営を行っています。

今後は、このプランに示す「次世代においしい水をつなぐ」将来像を目指し、水質管理の高度化を実施し、渇水時や地震等災害時における必要な水量を確保するため、高経年化している施設の整備や更新事業を計画的かつ積極的に進めるとともに、持続可能な地下水利用を図っていく必要があります。

## 6 環境・廃棄物

本市の公害の発生状況については、河川の汚染度が公共下水道の整備とともに改善されており、また、大気汚染、騒音、振動等の苦情についても平成9（1997）年度の75件から平成20（2008）年度の40件へと減少するなど、全体的に改善が進んでいます。

市民1人当たりのごみ排出量等は、県内でもトップクラスの少なさとなっていますが、資源化するごみの量を増やし、更なる減量化に努める必要があります。

今後は、地球温暖化防止に向け、ライフスタイルの転換を促すための情報を市内外へ発信することが必要になります。

## 7 産業

農業においては、農地面積・農家戸数ともに減少しており、併せて未利用地が増加する傾向にあります。

また、工業、商業のいずれも、平成11（1999）年以降、事業所数、従業者数及び出荷額、商品販売額が減少するなど、活力の全般的な低下が見られますが、一方で、自動車関連企業の工場跡地に物流産業や新たな環境産業が立地するなど、新陳代謝も進んでいます。

今後は、農業における地産地消や商業における商店街の活性化、工業における道路をはじめとした基盤整備などの課題は、産業の1分野での解決が困難なものばかりであり、市民、事業者と行政が一体となって英知と創造力を結集して産業振興に取り組む必要があります。

## 8 基地対策

米軍基地「キャンプ座間」は、市の面積の約62ha（3.5%）を占め、まちづくりを進める上での大きな阻害要因となっています。また、厚木基地の米海軍空母艦載機等の航空機騒音や市街地上空での飛行が、長年にわたり市民生活に不安と支障を与えてきました。

そのため、「キャンプ座間」の整理、縮小、返還を基本姿勢として、国との協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」において負担の軽減策等の推進を求めるとともに、引き続き厚木基地の航空機騒音等についても抜本的な解決に向けて取り組んでいく必要があります。

## 9 行政経営

本市では、第三次総合計画の前期基本計画期間において、市役所など市の核となる施設を建設し、その市債を後期基本計画期間において着実に償還するなど、堅実な財政運営を行ってきていますが、景気低迷による市税収入が減少する一方、歳出については、扶助費や人件費などの義務的経費の増により、財政構造の弾力性が失われつつあります。

今後10年では、少子高齢化が進行し、市税収入の減少や扶助費の増加などが見込まれるため、公共施設を持続可能な施設水準に再編するとともに、建物の長寿命化を図る必要があります。

また、民間活力の活用や行政体制のスリム化、職員の意識改革、政策立案機能や総合調整機能の強化、横断的、機動的な組織体制の構築を図るなど、健全な財政運営に向けた一層の努力が必要になると考えられます。

また、職員数を年々減少させてきており、地方分権の進展による基礎的自治体の業務増加が懸念される中、職員の能力向上に努めるとともに、様々な形態の協働による公共サービスの提供などについても検討していくことが求められています。

## 第3章 座間市を取り巻く社会環境

我が国及び本市を取り巻く社会的な潮流は、次に示されるとおり、すべての分野において既存の価値観や行動規範、科学技術を基にした「予測できる社会」から、「不確実な社会へ」と変化することが想定されています。

### 1 人口減少社会、高齢型社会の進展

- (1) 総人口の減少、高齢者人口の増加はより一層進むと考えられています。
- (2) 少子化による労働力人口の減少が、経済活動へのマイナス要因として懸念されています。
- (3) 年金、医療、介護費の増大など、社会保障制度全体の抜本的な見直し議論が進みつつあります。

### 2 地方分権から地域主権社会へ

- (1) 地方分権改革推進法や地方分権推進委員会の勧告などにより、国と地方との関係の見直しが具体化しつつあります。
- (2) 地方財政審議会が総務大臣へ「地域主権型地方財政のビジョン」を提言するなど、地域主権型社会への取組が進展しつつあります。

### 3 ソーシャル・マネジメント<sup>(※1)</sup>の時代へ

- (1) 地域における市民のつながりが希薄化する中、地域社会を構成する各種主体相互の関係を再構築し、協働してまちづくりに取り組む時代を迎えています。
- (2) 行政とともに公共サービスを担う協働パートナーが具体的に活躍し、地域社会のマネジメントに欠かせない存在になっています。

### 4 低炭素社会の具体化

- (1) 全世界が歩調を合わせ、低炭素社会を構築する時代になっています。
- (2) 産業構造や市民生活環境が大きく変化し、新たなエネルギー革命が起こる可能性が高まりつつあります。

(※1) ソーシャル・マネジメント  
社会問題を政治や行政だけの責任とは考えず、市民を含む社会全体の問題だと捉え、自分達で何ができるかを考え、行動すること。

## 5 情報化の進展

- (1) 市民生活において情報化通信技術の役割がますます増大していきます。
- (2) ユビキタス社会<sup>(※1)</sup>の到来により、従来の価値観では予測できない社会・経済環境へと突入する時代になっています。

## 6 社会と経済・雇用構造の変化

- (1) 農業、製造業、金融など全産業に対し、グローバル化と、ローカル化との調和を模索する時代を迎えています。
- (2) 地域社会や地域経済の一翼を担う社会的企業（ソーシャル・ビジネス）<sup>(※2)</sup>が活躍しはじめており、雇用の受皿として期待されています。

## 7 グローバル化とフラット化の進展

- (1) 経済、情報のグローバル化により、国際間競争や他国経済変動が地域社会へ大きく影響する時代になっています。
- (2) 世界経済における新興国の役割が大幅に増加し、地域経済に今までにないような影響を与えることが考えられます。

## 8 安全安心の確保

- (1) 地震や集中豪雨など自然災害の脅威の増大により、地域として、さらには個人としての備えが必要になっています。
- (2) 地域社会の治安、食の安全など、生きる基礎となる「安全安心」への対策がより一層重要になっています。

## 9 教育環境の変化と教育改革

- (1) “確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」をはぐくむ教育”を具体化する学習指導要領の見直しなど、教育をめぐる環境が激変しています。
- (2) 社会がめまぐるしく変化する中で、生涯学習の必要性が増大しています。

(※1) ユビキタス社会  
いつでもどこでも、利用者が意識する事無く、コンピューターやネットワークなどを利用できる環境を実現した社会。

(※2) ソーシャル・ビジネス  
子育て支援や障がい者雇用、地域おこしといった社会的課題をビジネスとして解決しようとする活動で、雇用不安が社会問題となる中、新たな雇用創出の芽として期待される。

## 第4章 まちづくりの基本的役割分担

### 第1節 協働に関する市の考え

近年、地域主権の進展により、国と地方自治体の関係が変化しつつある中、市町村は地域における総合的行政主体として、地域に関する行政課題を自らの判断と責任で処理するなど、これまで以上にその役割を果たすことが求められています。また、行政に対する市民の自発的かつ積極的なかわりがますます重要視され、地方自治における市民と行政の関係も変化してきています。

こうした地域主権時代の下で、本市が総合計画を着実に推進するためには、本来あるべき「住民自治」の構築を目指し、市民と行政が対等の立場に立って、相互の信頼と合意の下、役割と責任を担い合い、お互いの特性や能力を発揮し合いながら連携、協力して効果的にまちづくりに取り組む「協働」の仕組みをつくっていくことが不可欠です。

そこで、「協働まちづくり条例」及び「協働まちづくり推進指針」に基づき、市民と行政が手を携えてまちづくりを進めていくことを目指した「協働」への取組についての考え方を示します。

- 1 市民一人ひとりがまちづくりの主役としての責任と自覚を高めつつ、自助、共助の精神に基づき、お互いに地域社会の中で支え合えるよう、行政も含めたまちづくりの役割分担を再構築することが望まれます。
- 2 まちづくりの話合いの機会に市民が主体的に参画し、市民と行政が相互の理解を深めて、公助の取組を効率的、効果的に進めることが望まれます。
- 3 市民が、行政の提供する情報を活用し、まちづくりの課題について認識を深めるとともに、まちの目指す将来像や重点的に取り組む事項を共有することが望まれます。

## 第 2 節 市の役割

協働に関する市の考えを踏まえ、市行政が果たすべき役割を示します。

### 1 市行政は多様な主体をまとめ、まちづくりを推進します

市は、市民と共有する本市の将来像の実現に向け、自助、共助、公助の精神を市民に伝えることに努め、市民との協働によるまちづくりのまとめ役としての使命を果たします。

### 2 市民の声を聞くとともに、市行政が持つ情報を積極的に提供し、信頼関係を築きます

市は、市民との信頼関係を確固たるものとするため、広く市民の声を聞き、市民との対話を重視し、市民がその主体的役割を果たすことができるよう支援します。また、まちづくりの目標や目的などを市民と共有することができるよう、市民に分かりやすい形で情報を提供し、説明責任を果たします。

### 3 地域活動や民間活動が自立できるよう支援します

市は、市民や企業などがそれぞれの役割を主体的に担うことができるよう、十分に調整を図り、協働の仕組みづくりや環境整備、さらには活躍する人材の育成を進め、地域活動や民間活動の自立支援に努めます。

### 4 新たな価値観でまちづくりを実践します

市は、市民と共有する将来像の実現に向けて、厳しい財政状況の中でも最少の経費で最大の効果を上げられるよう、従来のやり方にとらわれず、「行政を運営する」ことに加え、市民とともに時代や環境の変化に適応しながら、地域資源「ひと」「もの」「かね」「情報」を有効かつ適切に組み合わせ、地域の課題を解決するという、いわゆる「都市を経営する」という視点に立って、あらゆる面において抜本的な改革を進め、市民に身近なサービスの向上と個性豊かなまちづくりを実践します。



## 第5章 実効性のある計画に向けて

これからの座間市は、“第2章座間市の姿”に示されているとおり多様で、複雑、高度な市民ニーズをはじめとした課題に対し、的確かつ確実にこたえていく必要があります。

また、“第3章座間市を取り巻く社会環境”に示されるとおり、「予測できる社会」から、「不確実な社会」への変化に対応できるよう、主権者である市民が求める将来の幸福な生活を実現するため、激しく変化する状況の中で、最少の経費で最大の効果を得るよう必要となる市民サービスの質、量、主体を判断し、提供し続ける「経営」を実践する必要があります。

このような中で、第四次座間市総合計画が実行性のある計画として機能するためには、市が地域社会として目指す将来像が市民起点で明らかになっているとともに、その将来像を達成するために既存の枠組み（市の組織体系、市と市民等との役割分担等）が柔軟に見直される必要があると考えます。

そのためには、計画期間中においても成果を評価し、必要な場合には取組方法を見直すことができるよう、目標が明確であるとともに、目標の水準や優先順位を設けるなどメリハリのある計画が望ましいと考えます。

そこで、第四次座間市総合計画は、座間市民が共通して目指すことができる将来都市像や市民生活像を掲げ、その実現に向けて、市と市民等との役割分担を明らかにして協働で取り組む計画として策定します。

なお、不確実な時代においても将来都市像や市民生活像など、将来像の達成に向け着実に取り組むことができるよう、計画の策定作業を進める中で、財政計画や進行管理の手法についても検討を進め、今後の施策展開において必要な改善を行い、行政改革の推進を図ります。

# 第2編 各論

～将来都市像及び実現方策～



# 第1章 将来都市像

平成3（1991）年を初年度とした第三次座間市総合計画は、「みなぎる活力とやすらぎが調和するときめきのまち」をテーマに、市役所や市民文化会館等を中心とした市の核づくり、コミュニティセンターや下水道等の生活基盤整備、市民の生涯学習活動や行政への市民参加の仕組みの整備などを推進しました。

一方、バブル経済の崩壊や市内基幹産業の急激な衰退によって生じた財政状況の悪化や財源を伴わない国からの事務の移譲などへの対処のため、駅周辺整備、道路ネットワークや歩道の整備などの都市基盤整備に遅れが生じています。

第四次座間市総合計画は、第三次座間市総合計画における都市形成の成果と課題を踏まえ、少子高齢社会や地域主権社会の進展や地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化にも対応できるよう、市民の目線で目標とする「まちの姿」である将来都市像を定めます。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『田んぼの中にひまわりタワー』

## 第1節 まちの姿

平成32（2020）年までに座間市が目指すまちの姿は、次のとおりです。

ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち

### ともに織りなす

「人から人へ」公助、自助が共助へ広がり、多様な地域コミュニティが活性化し、地域の連帯が強いまちであることを表現しています。

### 活力と個性

文化、健康づくり、スポーツなど様々なことに市民が生き生きとチャレンジし、都市基盤整備を背景として産業活動が活発なまちであることを表現しています。

### きらめく

いつでも何かを期待でき、新しいものが生まれるまちを追求し、座間らしさを創造しようとする姿勢を表現しています。

## 第2節 まちの姿を実現するための将来目標

まちの姿「ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち」の実現を目指して、9つの将来目標を立ててまちづくりを進めます。

1 笑顔あふれる 健やかなまち

2 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

3 共に考え 共に歩む 安心のまち

4 のびやかに 豊かな心 はぐくむまち

5 暮らし快適 魅力あるまち

6 きよらかな水 大切に守るまち

7 地球にやさしい 活力あるまち

----- 計画推進のために -----

8 未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営

9 市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営

## 第2章 政策・施策

座間市が、市民とともに目指す「将来都市像」を実現するための9つの将来目標（政策）に沿って、それぞれの目標を達成するための施策を定め、「現状と課題」を整理し、施策が10年後に実現された場合の市民の姿である「市民生活像」を「目指す姿」として成果が分かるような数値目標と併せて示します。

さらに、「施策の方向」、「重点施策」を示すとともに、「施策の取組方針」として「市民等と協働による推進」、「広域的な推進」によりそれぞれの役割を明確にし、「行政経営資源の活用」により実行性を確保します。

### 1 「現状と課題」について

「現状と課題」においては、これまでの市の取組や社会経済情勢、法制度環境などを記述し、分かりやすく、かつ、的確に、今後、市が取り組むべき方向の背景を説明するものです。このことに関しては、外部評価における外部有識者からも指摘を受けてきたところですが、座間市協働まちづくり推進指針においても、情報の提供・共有は、協働のまちづくりを推進するための方策の第1項目に掲げられています。

### 2 「目指す姿」について

第四次座間市総合計画の策定においては、目標が明確で成果が評価できる計画づくりを基本姿勢の一つとして掲げました。また、総合計画策定後においては、総合計画の下で、市民が成果を実感できる行政経営を行うこととしています。

そこで、数値目標を明確にするとともに、市民が生活を営む上でどのようになる（変わる）のかを文章で表現しているものです。

なお、数値目標に関しては、第三次座間市総合計画における行政評価で掲げ、推進してきた“いさままちづくり指標”を踏まえて策定するとともに、市民感覚が反映されるようアンケート調査結果を積極的に活用しています。

### 3 「施策の方向」及び「重点施策」について

「施策の方向」は、政策、施策の将来像を実現するための方策、手段を体系化したものです。そのうち、重点的に取り組むことについて、「重点施策」として明確化しました。

なお、「重点施策」は、新たに取り組むべきものや、充実して取り組むべきもののほか、政策、施策の推進において重要性が高いものによって、構成しています。

また、「重点施策」に掲げた事項は、実施計画編成によって4年間の財政推計の下で実行性を担保するほか、施策評価における内部評価の対象とし、行政経営において重点的に進捗管理を行います。

## 4 「施策の取組方針」について

「施策の取組方針」については、先行きが見通せない不透明な社会経済情勢の中にあっても、市民との協働、地域主権の実現、行財政運営の効率化によって、将来像の実現を図るという姿勢を明確化するものです。

また、「施策の取組方針」に現在の行政改革大綱の意義を持たせ、行政改革と総合計画の進捗管理ツールである行政評価との連動強化、「量削減重視の行革」から「質改善重視の行革」への転換を図り、行政評価及び行政改革が持続可能な行政経営ツールとして、成熟化することを目指すものです。

### (1) 「市民等と協働による推進」について

協働まちづくり条例や協働まちづくり推進指針の策定など協働まちづくりの重要性、機運は高まっています。これらを背景に、市民等と協働して、政策、施策を推進する姿勢を明確にしたものです。ただし、市民等の役割（市民等は何をするべきか等）を定める理念的なものではなく、協働による総合計画の推進を明確化するものです。

### (2) 「広域的な推進」について

地域主権の推進においては、権限の移譲等が進められているものの、財源の移譲は不十分です。その一方で、国、県の広域行政圏としての補完、支援は高い重要性を有しています。そこで、国、県と連携による総合計画の推進を明確化するものです。

なお、一市では解決が困難な広域的な課題に対しては、関係市町村や近隣市と連携して取り組むことを明確にしたものです。

### (3) 「行政経営資源の活用」について

市の財政状況については、明るい見通しを立てることができない一方で、地域主権の進展によって、市民サービスにおける市の役割は高まるものと考えられます。そこで、行政の持つ限られた経営資源である「ひと」「もの」「かね」を有効に配分し、さらに持ちえる「情報」を最大限に活用するとともに、市民サービス向上の観点から積極的に民間活力を導入するなど、効率的、効果的な行政経営を進めるための指針として明確化するものです。

## 第1節 基本構想（政策・施策）の体系

政策		施策	
1	笑顔あふれる 健やかなまち	1	健康づくり ▶ P. 36
		2	保健衛生 ▶ P. 39
		3	スポーツ・レクリエーション ▶ P. 42
		4	医療体制 ▶ P. 44
		5	国民健康保険 ▶ P. 46
		6	介護保険 ▶ P. 48
2	支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち	7	地域・高齢者福祉 ▶ P. 54
		8	障がい者福祉 ▶ P. 58
		9	保育対策 ▶ P. 61
		10	子育て支援 ▶ P. 63
		11	生活困窮対策 ▶ P. 66
3	共に考え 共に歩む 安心のまち	12	市政広報 ▶ P. 72
		13	市民生活・広聴 ▶ P. 74
		14	男女共同参画 ▶ P. 76
		15	人権・平和 ▶ P. 78
		16	NPO・ボランティア活動 ▶ P. 80
		17	コミュニティ活動 ▶ P. 82
		18	市民参画 ▶ P. 84
		19	国内外交流 ▶ P. 86
		20	窓口サービス ▶ P. 89
		21	交通安全 ▶ P. 91
		22	防犯 ▶ P. 94
		23	防災・減災 ▶ P. 97
		24	消防 ▶ P.100

政策		施策	
4	のびやかに 豊かな心 はぐくむまち	25	教育環境 ▶ P.106
		26	学校保健 ▶ P.108
		27	教育活動 ▶ P.110
		28	生涯学習 ▶ P.113
		29	市民文化 ▶ P.116
		30	青少年育成 ▶ P.119
5	暮らし快適 魅力あるまち	31	公共交通 ▶ P.126
		32	まちづくり ▶ P.129
		33	景観形成 ▶ P.132
		34	公園・広場・緑地 ▶ P.134
		35	道路 ▶ P.137
		36	住宅環境 ▶ P.140
		37	基地対策 ▶ P.143
6	きよらかな水 大切に守るまち	38	上水道 ▶ P.150
		39	下水道 ▶ P.152
7	地球にやさしい 活力あるまち	40	環境保全 ▶ P.158
		41	湧水・地下水保全 ▶ P.161
		42	資源循環社会 ▶ P.163
		43	農業 ▶ P.166
		44	商・工業 ▶ P.169
		45	観光 ▶ P.172
8	未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営	46	戦略経営 ▶ P.178
		47	財政運営 ▶ P.181
		48	賦課・徴収 ▶ P.183
9	市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営	49	職員育成 ▶ P.188
		50	法務・情報公開 ▶ P.190
		51	電子自治体 ▶ P.192
		52	財務・財産管理 ▶ P.194





# 政策 1

笑顔あふれる 健やかなまち

## 政策1 笑顔あふれる 健やかなまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、良質な健康環境の下、自らのライフステージに合わせた健康づくりに励み、また地域の包括的な保健・医療サービスを受けられることによって、安心して健康な生活を楽しんでいます。

市民が、心身ともに健康な生活を営めるよう健康づくり活動やスポーツ・レクリエーション活動を関係機関、部署と連携して支援し、さらにライフステージに応じた予防を重視した保健・医療サービスを提供し、医療の負担軽減を図ります。

また、健康づくりに関する知識の普及と諸活動の拠点として位置付けられている市民健康センターの効率的な維持管理に努め、地域保健の充実のため、関係団体等との連携を強化します。



**政策1** 笑顔あふれる 健やかなまち

施策1 健康づくり

施策2 保健衛生

施策3 スポーツ・レクリエーション

施策4 医療体制

施策5 国民健康保険

施策6 介護保険



## 施策

# 1

## 健康づくり

### ■ 現状と課題

少子高齢化が進行する中で、活力ある地域社会を実現するためには、心身ともに健康な生活をいかに持続させていくかが重要です。そのために、疾病の早期発見、早期治療に重点を置いた二次的な予防に関する施策に加え、より良い生活習慣を身につけ健康を増進し、発病を予防する一次予防にも重点を置く施策を推進する必要があります。

平成15（2003）年5月から健康増進法が施行され、国及び地方自治体は、健康増進に関する正しい知識の普及、情報の収集、整理、分析、提供に努めることとなりました。

本市では、国の健康日本21運動を契機に、健康なまちづくりを目指して、平成15（2003）年に健康文化都市大学を開設、平成17（2005）年7月には健康文化都市を宣言し、平成18（2006）年からは市民を主体とした健康サマーフェスティンざまを開催するなど積極的に健康づくり事業を推進するとともに、平成20（2008）年3月には「ざま健康なまちづくりプラン」を策定し、「ざま健康なまちづくり10か条」を定めて、各種施策を展開してきました。

加齢によるだけでなく個人の生活習慣が深く関与する生活習慣病の予防が重要視される中、今後とも市民一人ひとりが健やかな生活を営むためには、定期的な運動による体力づくりとレクリエーション等によるストレスを解消する取組や、食の大切さを理解する食育事業など健康に関する一層の取組が必要となります。

## ■ 目指す姿

市民一人ひとりが、運動習慣を持ち、健全な食生活を実践するなど、健康に関する取組を実践し健やかな生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	生活習慣病による死亡割合	%	63.1 【H20年度】	53	49
	死亡原因が生活習慣病による死亡割合を示し、本施策の推進により、その減少を目指すものです。				
2	運動習慣（1回30分、週2回、1年以上運動を継続している）を持つ市民の割合	%	男性30.4 【H22年6月】	男性 40	男性 50
			女性25.2 【H22年6月】	女性 37	女性 50
体力の維持増進や生活習慣病予防に必要な運動量を確保するためには、定期的に運動を行うことが必要です。全体では、男女とも3割程度の人が定期的に運動をしているという結果ですが、本施策の推進によりこの割合を高めることを目標として設定しています					
3	健康づくりのイベントや健康教育の実施などにより、運動習慣を持つ人が多くなっていると思う市民の割合	%	49 【H22年6月】	55	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、49%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。				



## ■ 施策の方向

- ・各種講座の開催や知識の啓発など、健康づくり事業の推進に努めます。
- ・出産や育児に関する知識の普及や検診体制、育児支援の充実を図ります。
- ・生活習慣病予防対策を重点とした検診体制の充実及び知識の普及啓発に努めます。
- ・市民健康センターの効率的な管理運営に努めます。
- ・関係団体の育成に努めます。

## ■ 重点施策

- ・妊婦健康診査等を着実に推進し、栄養状態の確認等により、妊娠中毒症、流産の予防に努めます。
- ・健康相談、健康教育等の予防活動を通して、生活習慣病に関する知識の普及啓発の充実に努めます。
- ・関係団体と連携し、食育事業への取組を進めます。
- ・関係団体の育成を図り市民自らが健康を守り育てる運動を展開します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・食生活、運動、睡眠及び喫煙などの生活習慣の見直しに関する情報提供や講座等の開催を地域、市民と一体となり進めます。

### 2 広域的な推進

- ・がん検診について、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国、県に要望します。
- ・全国統一的な妊婦健康診査が行えるよう国、県に要望し、自治体間格差の解消に努めます。
- ・健康日本21や神奈川健康プラン21などの計画と協調した施策の展開に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・保健部門やスポーツ振興部門との連携を強化し、庁内横断的に健康づくりに取り組みます。

■ 現状と課題

本市では、新興感染症<sup>(※1)</sup>やエイズ、結核等について予防知識の普及や必要物品の備蓄、予防接種体制の整備を行うとともに薬物乱用防止、食中毒予防、献血の推進にも取り組み、また、飼い犬の登録や狂犬病予防注射、動物愛護思想の普及啓発、広域大和斎場の運営管理など保健衛生の向上に努めています。

今後は、市民が安心して生活が営めるよう、引き続き保健衛生の向上に努めるとともに医療体制の整備にも取り組むことが必要となります。

■ 目指す姿

市民は、新型インフルエンザなど新興感染症に対する正しい知識を持ち、市による予防体制やライフラインの確保について理解を深め、保健衛生の向上の中で、安心して生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	感染症対策の認知度	%	80 【H22年6月】	84	88
	市民アンケート調査結果では「よく知っている」「まあまあ知っている」と回答した市民の割合は、80%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により88%に高めることを目標として設定しています。				
2	予防接種の実施などにより、必要な感染症対策が行われてきていると思う市民の割合	%	52 【H22年6月】	57	62
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、52%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により62%に高めることを目標として設定しています。				

(※1) 新興感染症  
今まで知られていなかった病原体による感染症。

## ■ 施策の方向

- ・ 予防接種に対する知識の普及や予防接種率の向上に向けた取組を実施します。
- ・ 感染症に対する正しい知識の普及に努めます。
- ・ 感染拡大に対応できる医療体制の構築に努めます。
- ・ 食中毒予防運動を推進します。
- ・ 動物愛護思想の啓発に努めます。
- ・ 献血による市民ぐるみの助け合い運動を進めます。
- ・ 広域大和斎場の適切な運営管理に努めます。
- ・ 薬物乱用防止について啓発、防止運動に努めます。

## 重点施策

- ・ 各種予防接種を実施し、感染症のまん延防止と感染の予防を進めます。
- ・ 予防対策に必要なマスクや消毒液の確保を図り、感染拡大に対応できる医療体制の構築に向けた医師会等、医療関係団体との連携を強化します。
- ・ 感染症に対する予防方法、流行時の家庭における過ごし方など、正しい知識の普及に努めます。



## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 医師会等、医療関係団体と連携を強化し、予防接種の実施など予防体制の充実を図るとともに、感染症の拡大に対応できる医療体制を構築します。
- ・ 関係機関と連携して薬物乱用防止運動、食中毒予防運動、動物愛護思想の啓発に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 国、県に予防対策に必要なワクチン、マスクや消毒液の必要量の確保を求めるとともに、予防接種の実施などについて、医師会等、医療関係団体と連携して予防体制の充実を図ります。
- ・ 予防対策に関する財源について、自治体の財政力によって不公平が生じることがないよう国、県に要望し連携した取組を進めます。
- ・ 県と連携して飼い犬の登録と狂犬病予防注射の徹底、猫や犬など動物愛護思想の啓発に努めます。
- ・ 関係市と連携し広域大和斎場の適切な運営管理に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 新興感染症発生時等においては、各施設管理者や消防、災害、広報部門と十分な協議、連携の下、的確な情報提供に努めます。
- ・ 薬物乱用防止について関係課と連携した啓発、防止運動に努めます。



## 施策

# 3

## スポーツ・レクリエーション

### ■ 現状と課題

本市では、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場として市民体育館をはじめとした市スポーツ施設の運営管理や学校体育施設の開放などを進め、また、スポーツ大会等の開催を通して、健康への意識の向上を図り、生涯スポーツ社会の実現に向けたスポーツ振興を推進してきました。

今後とも、市民が日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進め、また、指導者や各種団体の育成、情報提供など総合的な取組が必要となります。

### ■ 目指す姿

市民は、日常的にスポーツ・レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで心身ともに健康な生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市民体育館及び市スポーツ施設利用者数	人	672,219 【H21年度】	738,000	768,000
	市の市民体育館をはじめとするスポーツ施設（学校開放含む）の1年間の延べ利用者数を示しています。				
2	市民体育館などのスポーツ施設の設置・運営や放課後の学校施設（体育館や校庭）の開放などにより気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会が増えてきていると思う市民の割合	%	50.1 【H22年6月】	55	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、50.1%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ スポーツ・レクリエーション施設の整備、充実を図ります。
- ・ 生涯スポーツとしてのスポーツ教室やイベントの開催に努めます。
- ・ スポーツ・レクリエーション指導者の養成、確保及び団体の育成に努めます。
- ・ 地域のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図ります。
- ・ スポーツ・レクリエーションに関する施設、イベント等の的確な情報の提供に努めます。
- ・ 総合運動施設の調査研究に努めます。

## 重点施策

- ・ プール施設の修繕計画を基に安全性、緊急性を考慮し、効果的に改修を進め、衛生・清潔感を維持します。
- ・ 市民体育館利用者のニーズに合ったスポーツ教室等を実施するなど施設の効率的な運営を図ります。
- ・ 地域のスポーツ・レクリエーション活動の拠点施設として、学校体育施設等の活用により、利用者が気軽に使用できる場の確保を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 市内で活動するスポーツ団体等と連携し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ 市民の身近なスポーツ活動の場の確保を図るため、県と連携して県立の学校体育施設の利活用の促進に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 利便性の向上を図るため、ほかの施設予約とも連携したスポーツ施設予約システムの再構築を検討します。

## 施策 4 医療体制

### ■ 現状と課題

本市では、県央二次保健医療圏を基本とした二次救急医療体制及び休日急患センターにおける小児科・内科一次救急診療、休日昼間の外科・婦人科在宅診療など、救急医療体制の確保に努め、また、災害時における負傷者に対して医療救護活動を行うための医薬品の確保を図るとともに、小児・障がい者医療等の助成を行ってきました。

病院の減少や医師不足等の医療環境の中で、安心して適切な医療を受けることができるよう、かかりつけ医の必要性や適正な受診による医療従事者の負担軽減等について市民の理解を得るとともに、広域的な医療体制の充実が必要となります。

### ■ 目指す姿

市民は、市内のかかりつけ医の存在や広域的な医療体制の整備により、適切な負担の下で安心して医療を受けることができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	休日急患センターや広域による救急医療体制の整備により、医療サービスを必要な時に受けられるようになってきていると思う市民の割合	%	53.2 【H22年6月】	56	59
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、53.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により59%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 適正受診の啓発に努めます。
- ・ 広域救急医療体制の推進及び充実を図ります。
- ・ 休日急患センターの管理運営に努めます。
- ・ 各種医療費の助成を行います。
- ・ 災害時における医療救護体制の充実を図ります。

## ■ 重点施策

- ・ 災害時に適切な医療救護活動を行うため医薬品等の確保を進めます。
- ・ 各種医療費の適切な給付、改善に努め、医療費の助成を行います。
- ・ 県央二次保健医療圏における基準病床数の見直しを強く国、県に要望し、医療体制の充実に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 医療機関との連携により、日ごろから相談や受診ができるかかりつけ医を持つ必要性について周知啓発を行い、地域社会の中で適正な医療が行われる体制づくりを進めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 医療体制の維持に必要な病院、医師、看護師の確保等への抜本的な対策の構築を国、県に要望し、医療体制の充実に努めます。
- ・ 小児医療費助成制度について、自治体間で対象年齢や助成金額に格差が生じているため、公平な助成が受けられるような制度の創設を国、県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 災害時の医療体制や医療備品等の確保において、関係課との連携により迅速かつ的確な対応が図られるよう努めます。

# 施策 5 国民健康保険

## ■ 現状と課題

国民健康保険制度は、ほかの医療保険に属さないすべての人を被保険者としているために、高齢化や産業構造の変化、経済情勢などの影響を受けやすい制度となっています。本市は保険者として、すべての被保険者がいつでも安心して適切な医療を受けることができる「皆保険制度」を健全に運用するよう努めています。

今後、高齢化や定年退職者の加入増加により、被保険者の保険税負担能力が低下していく中で、医療技術の高度化により医療費の増加が予想されるため、医療費の適正化、保険税収納の確保、保健事業の充実が課題となっています。



※世帯数、被保険者数は年度平均値。

## ■ 目指す姿

市民は、加齢による傷病や疾病によっても、安心して適切な医療を受けることができる健全な運用がなされている保険制度を有しています

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	国民健康保険の生活習慣病受診率	%	19.34 【H21年6月】	17	15
	国民健康保険の40歳から74歳までの被保険者のうち、生活習慣病を主傷病として医療機関を受診する被保険者の割合を示し、本施策の推進によりこの割合の減少を目指すものです。				

## ■ 施策の方向

- ・適正な医療給付により医療費の適正化を図る中で、特定健康診査、特定保健指導等により被保険者の生活習慣病予防に取り組みます。
- ・保険税収納を確保することにより、給付の平等、負担の公平に努めます。
- ・安定した国民健康保険制度の運営に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 広域的な推進

- ・負担金、補助金、交付金などの財源が、安定的に確保され、さらに、保険者の広域化を含め、制度の適正化を国、県に要望します。

### 2 行政経営資源の活用

- ・関係部署との連携を図る中で、より効率的、効果的な保険税収納向上に努めます。

# 施策 6 介護保険

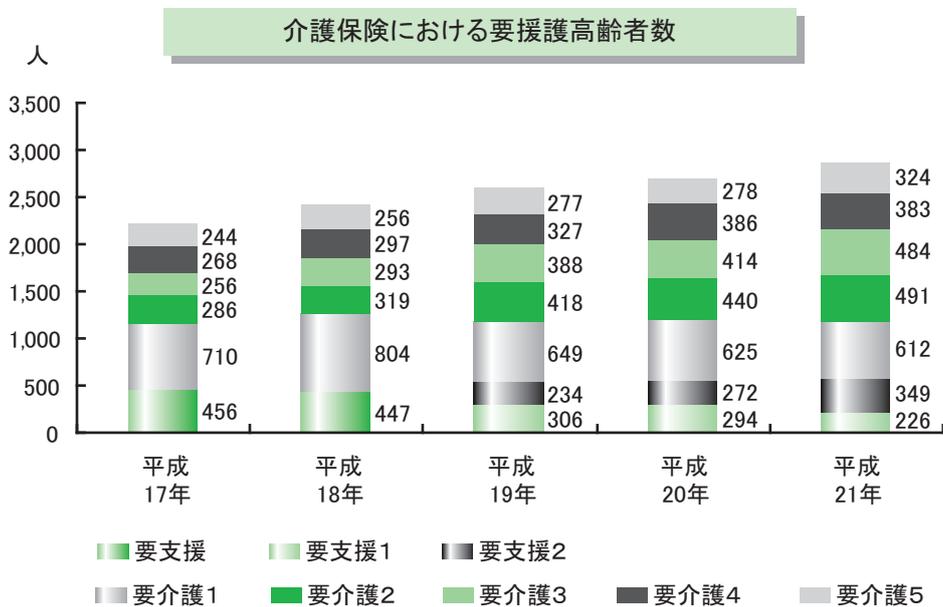
## ■ 現状と課題

平成12（2000）年からスタートした介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着し、居宅サービス、施設サービスの供給体制も整備されてきましたが、平成18（2006）年4月の制度改革では、「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」の視点で見直しが行われました。

本市の平成21（2009）年現在における65歳以上の第1号被保険者数は23,347人、要支援及び要介護認定者数は、2,869人で、第1号被保険者数に対する割合は12.3%となっています。

市では、高齢者の尊厳の保持や介護予防対策、地域密着型サービスに重点を置き、高齢者をめぐる新たな社会動向を見極めながら、様々な課題を解決していくため、市、市民、事業者が協働して取り組む「介護保険事業計画」を策定し、その推進を図ってきました。

今後、高齢化の急速な進展に伴い、要介護、要支援の高齢者や認知症の高齢者が増加することが見込まれ、高齢者ができる限り地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の推進体制を確立することが大きな課題となっています。



※ 平成18年度より、それまで6段階であった認定区分のうち、「要支援」と「要介護1」の一部が「要支援1」「要支援2」へと変わり、7段階の認定区分となりました。

## 目指す姿

座間市の高齢者は、介護予防対策により、尊厳を保ちながらその人らしい自立した生活を営むことができ、要支援や要介護状態になっても、在宅サービスや地域密着型サービスの充実により住み慣れた地域や家庭で安心して生活し続けることができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	介護を必要としない高齢者の割合	%	87.7 【H21年4月】	87.7	87.7
	65歳以上の人口に対する介護を必要としない高齢者の割合を示し、今後、高齢者割合の更なる増加が見込まれる中、本施策の推進によりこの割合を維持することを目標として設定しています。				
2	介護保険制度などによる福祉サービスにより高齢者や家族へ必要な支援が行われてきていると思う市民の割合	%	33.4 【H22年6月】	39	43
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、33.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により43%に高めることを目標として設定しています。				

## 施策の方向

- ・介護保険制度の円滑な運営に努めます。
- ・介護サービスの適切な提供に努めます。
- ・介護サービスに関する情報提供や相談等の提供体制を充実します。
- ・介護予防対策の充実を図ります。
- ・介護や支援が必要な高齢者を地域全体で支える体制の構築を図ります。
- ・権利擁護事業の普及啓発に努め、高齢者虐待の防止対策を推進します。

## 重点施策

- ・介護保険制度の円滑な運営を図るため介護保険事業計画に基づく、在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスの見込量に応じた各サービスの提供体制の確保に努めます。
- ・居宅において介護を受けることが困難な高齢者が入所する特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を充実させ入所待機者の解消を図ります。
- ・地域包括支援センター<sup>(※1)</sup>を拠点としたネットワークを形成し、高齢者を地域全体で支える体制の構築を図り、権利擁護事業の普及啓発に努め、高齢者虐待の防止対策を推進します。

(※1) 地域包括支援センター

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のさまざまな問題に対して、総合的なマネジメントを担い、支援していく中核機関

## ■ 施策の取組方針

---

### 1 市民等と協働による推進

- ・介護予防を推進するため、ボランティアを育成するとともに、介護予防事業の充実に努めます。
- ・地域包括支援センターを拠点とした介護予防事業を推進するとともに、介護予防に関する知識の普及啓発に努めます。
- ・高齢者を見守るために、各活動団体や市民等と連携し、認知症見守りや高齢者虐待のネットワーク等の構築を図り、推進に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・介護保険制度の充実と支援を国、県に要望します。
- ・各種の利用料の軽減措置について国、県に要望し、利用者の負担軽減に努めます。
- ・低所得者の負担軽減措置の充実・強化を国、県に要望し、将来にわたって安定した制度の提供に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・関係機関と連携の下、介護保険制度の運営を進め、より効率的、効果的なサービスの提供に努めます。



## 政策2

支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

## 政策2

# 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は住み慣れた地域社会の中で、自立し、互いに助け合い、支え合って、生涯を通して健やかに暮らしています。

地域及び市民が、自助力、共助力を十分に発揮し健やかな生活が営めるよう、それぞれの活動を担う人材育成や制度設計など側面的支援を行います。

また、国、県や関係機関の取組を十分活用できるよう、きめ細かな情報提供に努めるとともに、公助の主体として、自助や共助への補完、セーフティーネット<sup>(※1)</sup>の運用を適切に行います。



(※1) セーフティーネット

社会保障の一種で「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで、全体に対して安全や安心を提供するための仕組み。

政策2 支え合い 思いやりに満ちた やすらぎのまち

施策7 地域・高齢者福祉

施策8 障がい者福祉

施策9 保育対策

施策10 子育て支援

施策11 生活困窮対策



## 施策

## 7

## 地域・高齢者福祉

## ■ 現状と課題

本市では、だれもが地域でともに生活を送ることができる福祉社会を目指すというノーマライゼーション<sup>(※1)</sup>の考え方に基づいて、地域における福祉の展開に取り組んできましたが、近年社会情勢の変化により、福祉に対する意識やニーズも大きく変化し、多様化してきています。また、我が国は、世界に例のないスピードで高齢化が進み、平成19（2007）年には高齢化率が21.5%に達し、5人に1人が高齢者という、前例のない高齢社会を迎えています。

本市は、神奈川県下では比較的高齢化率が低い市ではありますが、平成21（2009）年現在では18.6%となっており、平成2（1990）年の国勢調査時の6.4%に比べ12.2ポイント増加しています。また、高齢者人口（65歳以上の人口）は、平成21（2009）年現在23,347人で、平成2（1990）年の7,441人と比べ3.1倍と急増しています。平成21（2009）年2月推計の将来人口では、平成32（2020）年には高齢化率が27.3%となり、高齢者人口は現在より1万人増加すると推計されています。

こうした高齢化の急進などの変化を背景に、だれもが、安心して暮らせる、ともに助け合い、支え合うまちづくりを目指す「地域福祉計画」や、高齢者への生活支援や生きがいづくりを推進するための「高齢者保健福祉計画」などを策定し、その推進に努めてきました。

今後、「人生85年時代」を迎えつつある中で、一人ひとりがその持てる力を十分に発揮し、夢と希望を抱きながら安心して暮らせる社会づくりを目指して、バランスの取れた自助、共助、公助の考えに立って、地域全体で支え合う仕組みを様々なレベルで構築していくことが求められています。

(※1) ノーマライゼーション

障がい者もそうでない人も、すべての人が、地域の中で一緒に普通の生活を送ることができることがノーマル（普通）な社会であるという考え方

## ■ 目指す姿

高齢者をはじめ地域にかかわりを持つ機会が豊富な市民が、NPOやボランティア組織、地域の互いの助け合い活動などへ積極的に参加し、住み慣れたまちの中で、だれもが安心して生きがいを持ち充実した暮らしをしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	福祉ボランティア個人登録者数	人	299 【H20年度】	400	500
	社会福祉協議会と連携して、市民ボランティアの育成と活動の支援を行っています。この指標はそのボランティア活動の登録者数を示しています。				
2	市が支援している社会福祉協議会などの活動により、市民ボランティアなどによる福祉サービスが充実してきていると思う市民の割合	%	31.2 【H22年6月】	33	35
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、31.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により35%に高めることを目標として設定しています。				
3	生きがいを感じている高齢者の割合	%	82.2 【H20年3月】	86.3	90.6
	高齢者保健福祉計画改定時に行うアンケート調査結果では、生きがいを感じている高齢者の割合は82.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により90.6%に高めることを目標として設定しています。				



## ■ 施策の方向

- ・ 市民活動団体など地域における関係団体、関係機関との協力体制を目指します。
- ・ 地域福祉を担うボランティアの育成に努めます。
- ・ ノーマライゼーションの浸透や福祉意識の普及啓発に努めます。
- ・ 高齢者の就労確保及び生きがい対策の推進に努めます。
- ・ 在宅高齢者が自立した生活ができるよう助成します。
- ・ 日常生活に支障をきたしている高齢者等に対し、助成を行います。
- ・ 福祉施設などを効率的に利用できるよう維持管理に努めます。
- ・ 災害時に要援護者を支援するためのシステムづくりを進めます。
- ・ 社会福祉協議会などの福祉団体が実施する地域活動の支援に努めます。

## 重点施策

- ・ 寝たきりや虚弱、身体の障がい、認知症、ひとり暮らしの高齢者が地域において自立した生活が営めるよう支援するためのサービスの充実を図ります。
- ・ 地域福祉を担うボランティアを育成し、組織化を図るとともに、地域福祉コーディネーターの養成に努め、安心して暮らせるまちづくりに努めます。
- ・ 地域福祉推進のため、社会福祉協議会、自治会、民生委員児童委員、介護サービス事業者、医療機関、市民活動団体など地域における多様な支援機関との協力体制を目指します。
- ・ 高齢者が、地域社会の中で自らの経験と知識を生かして積極的な役割を果たす生きがいづくりや、高齢者の就労促進が図られるような環境づくりに努めます。



## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市は相互扶助のきずなを深めることができるような支援を行い、自治会や各種団体、地域のボランティア等と連携し地域福祉の充実に努めます。
- ・高齢者の地域生活を支援するために各種団体や地域と連携した見守りのネットワークの構築を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・各種社会保障制度の充実を国、県に要望し、高齢者等の生活安定に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ユニバーサルデザイン<sup>(※1)</sup>のまちづくりを関係部署、関係機関等と連携して推進することで、高齢者の日常生活に配慮したまちづくりに努めます。



(※1) ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者、国籍、年代の区別なしに、すべての人が使いやすいよう、建物、製品、都市構造などのデザインをすること。

## 施策 8 障がい者福祉

### ■ 現状と課題

障がい者福祉については、平成15（2003）年に従前の措置制度に代わり支援費制度が導入され、平成18（2006）年には障害者自立支援法が施行されました。

こうした情勢の変化や身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者の増加を受け、本市では、座間市地域自立支援協議会や就労支援相談員の設置、地域活動支援センターやケアホーム等への補助、サニーキッズや市立もくせい園の運営など様々な面から障がいのある方の地域生活への支援に取り組んできました。

今後は、障がいのある方の地域生活を支えるための相談支援体制の充実やネットワークの構築が必要となってきます。

### ■ 目指す姿

座間市の障がい者は、ノーマライゼーションという障がい者福祉の基本理念の下、各々の個性に見合った就労環境が整うとともに、障がい福祉サービスを受けることで、その人らしい生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	民間企業障がい者雇用達成率	%	45 【H21年度】	50	55
	雇用する労働者数が56人以上の事業主は、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を1人以上（全労働者の1.8%相当数以上）雇用しなければなりません。この指標は、本市に所在する上記該当事業所における障がい者を雇用しなければならない事業所数のうち、その基準数を満たしている事業所の割合を示しています。				
2	もくせい園の運営や地域活動支援センターなどへの補助により、障がい者やその家族への必要なサービスが提供されてきていると思う市民の割合	%	28.5 【H22年6月】	30	33
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、28.5%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により33%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・生活介護、就労継続支援事業所、地域活動支援センター、障がい者支援施設、グループホーム及びケアホームの支援を進めます。
- ・障がい者の地域生活を支援するための地域福祉ネットワークの整備を進めます。
- ・補装具、日常生活用具等の給付、住宅設備の改修などに対する援助を進めます。
- ・在宅福祉サービスを進めます。
- ・障がい者の健康の維持と、日常生活の安定を図ります。
- ・障がい者の文化活動、スポーツ・レクリエーション活動を奨励し、健康の維持と生きがいの確保を進めます。
- ・障がい者が地域でともに生活し、社会参加への協力を得るため、市民に対して障がい福祉の啓発を進めます。
- ・障がい者一人ひとりを支える成年後見制度の利用促進や権利擁護事業を進めます。
- ・命の大切さを啓発するため自殺対策事業を進めます。
- ・就労支援相談員やハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者の就労支援を進めます。
- ・災害時に要援護者を支援するためのシステムづくりを進めます。

## 重点施策

- ・乳幼児発達支援事業の整備を進め、「サニーキッズ」及び「市立もくせい園」は引き続き民間活力により柔軟かつ質の高いサービス提供を進めます。
- ・情報の収集、分析を進め、自殺対策の充実を図ります。
- ・在宅の重度心身障がい者に対し、外出支援を行い地域社会への参加と自立を進めます。
- ・関係機関と連携の下、積極的な職場開拓を行うことで、障がい者雇用率の向上を図り、障がい者の自立を促進します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

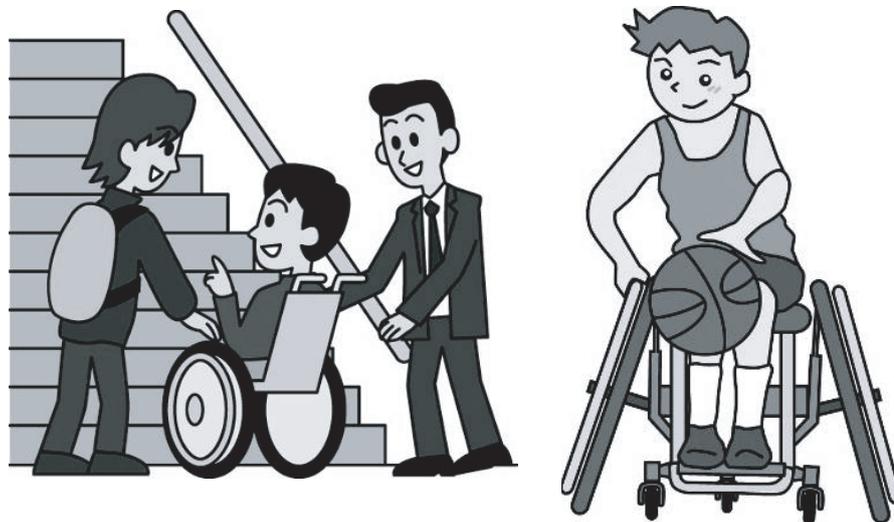
- ・「障害者の日」や「障害者週間」など、関係機関や関係団体と連携し、啓発キャンペーンを推進します。
- ・各関係機関と連携し、障がいに対する関心と理解を深め、スポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりに努めます。

### 2 広域的な推進

- ・制度の改編、改正又は新規事業による市町村負担の軽減を国、県に要望し、障がい者支援施設の定員増加など障がい福祉の基盤整備に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・関係機関と連携の下、他施策の推進においても、障がい者が参加しやすいよう配慮に努めます。



■ 現状と課題

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備を目的として、「次世代育成支援対策推進法」が平成15（2003）年に施行され、本市では平成17（2005）年に「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」を策定し、保育サービスの充実に努めています。

市内には公立9園、私立9園の保育園があり、平成21（2009）年4月現在で、公立保育園に695人、私立に696人が入所し、近隣市と比較して本市の保育園の定員や施設数は多い状態となっていますが、待機児童数は39人となっています。

本市では、待機児童の解消のため保育園の新設や定員の拡大等に取り組んできましたが、女性の社会進出や就業形態の変化等により、入園を希望する児童数が年々増加しているため、待機児童の解消が図られていない状況です。

今後は、延長保育や休日保育の充実等多様な保育需要に応じて、子育て世代が就労形態や所得の違いに左右されず、安心して子どもを預けられる環境を享受できるよう、保育支援体制を構築する必要があります。

■ 目指す姿

子育て世代は、就労形態や所得の違いに左右されず、安心して子どもを預けられる環境を享受しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	保育所の待機児童数	人	34 【H22年4月】	20	0
	4月1日を基準日として本市の認可保育園における入所希望数から入所者数を差し引いた入所保留数を示しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 保育園の定員増を図るとともに、それに代わる保育施設の確保に努めます。
- ・ 保育ニーズに対応した保育内容の充実や保護者への支援に努めます。
- ・ 私立保育園への支援など適正な保育体制の整備を進めます。
- ・ 私立保育園との連携により保育サービスの充実に努めます。
- ・ 保育園と小学校の情報連携の強化を図ります。
- ・ 保育に欠ける児童や地域の児童の健全な育成を進めます。

## ■ 重点施策

- ・ 各公立、私立保育園の整備を図り、待機児童の解消に努めます。
- ・ 公立保育園の建て替えにおける民間活力の利用についても調査研究し、より効率的な施設の運営を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ NPOや各子育て支援団体と連携し、子育てしやすい環境の構築に取り組みます。
- ・ 企業に対するワーク・ライフ・バランス<sup>(※1)</sup>の推進について啓発を行い、企業の協力の中で保育環境の充実を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ 国、県、市それぞれの役割の中で、保育環境の整備や保育体制の充実を図ります。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画を指針として、庁内全体で子育てしやすい環境の充実に努めます。

(※1) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

### ■ 現状と課題

すべての児童は、等しくその生活を保障され、愛護されなければなりません。核家族化の進展や地域コミュニティの希薄化などを背景に、子育て不安が高まり、児童虐待が増加するなど、子どもや子育て家庭、これから子どもを持つとする世代を取り巻く環境は必ずしも良好とは言えない状況にあります。

本市では、全国や神奈川県平均に比べ、核家族の割合が高く、相対的に三世帯世帯の割合が低くなっています。このことから、一般的に、子育ての経験のある親族（祖父母）から経験や知識を教わったり、育児などのサポートを受けたりする機会が少ないということが言えます。

平成2（1990）年国勢調査時の年少人口（14歳以下の人口）は19,958人でしたが、平成21（2009）年現在では17,267人となっており、平成21（2009）年2月推計の将来人口では、平成32（2020）年には15,564人と推計され、ますます少子化の傾向を強くしています。

このような状況を背景に、平成15（2003）年に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17（2005）年に「座間市次世代育成支援（子育て支援）行動計画」を策定し、「子育て支援」「次世代育成支援」について、ファミリーサポート事業や子育てネットワークの構築支援、児童ホームや児童館、子育て支援センターの運営などを通じ、計画的、集中的に児童の健全な育成と保護者の育児支援を行ってきました。

少子化対策が求められる中、両親の有無や経済的理由などにより家庭の保育環境が悪化しても安全で安心できる育成環境を確保するため、多様な子育て支援を行っていく必要があります。

## ■ 目指す姿

座間市の子どもたちは、両親の有無や経済的理由などにより家庭の保育環境が悪化しても子育ての様々な仕組みに支えられて、健やかにはぐくまれています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	保育所の運営、子育て支援センターの運営などにより、子育てしやすいまちになってきていると思う市民の割合	%	27 【H22年6月】	30	40
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、27%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により40%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 児童の生活を保障するための支援を行います。
- ・ 児童の健全な育成を目指した児童ホームの運営を推進します。
- ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立助成に努めます。
- ・ 子育てしやすい地域環境の整備に取り組みます。

## 重点施策

- ・ 児童の生活を保障するため、子ども手当の支給や要保護児童の相談体制の充実に努めます。
- ・ 男女がともに仕事と子育ての両立ができるよう男性の子育てへの参加などを企業に対し働きかけます。
- ・ 「子育てを手助けして欲しい人」と「子育てを手助けしたい人」を引き合わせ、子育ての援助活動を進めます。
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づき、市町村行動計画を作成し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境を整備します。
- ・ 子育て支援センターの運営により、保護者に対する相談指導や子育てサークル等への情報提供など、地域育児支援を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・地域や市民と協働により、子どもの安全の確保や子育て環境の充実を進めます。
- ・ボランティア団体や市内の事業所等との連携を図り、子育て支援対策を推進します。

### 2 広域的な推進

- ・各種子育て事業に対する負担軽減を国、県に要望し、安心して子育てができる環境づくりの整備に努めます。
- ・小児医療費助成制度については、地方自治体間で対象年齢等に格差が存在しており、国による制度の創設を要望し、公平な少子化対策、子育て支援の実現に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・児童虐待等の問題は配偶者などからの暴力被害と関連が強いため、関係部署、関係機関と連携した相談体制及び対策により問題解決に努めます。



# 施策 11 生活困窮対策

## ■ 現状と課題

平成20（2008）年のリーマンショック<sup>(※1)</sup>に端を発した百年に一度と言われる世界的不況により、生活保護を受けざるを得ない世帯が急増しています。

本市における生活保護人員は、社会・経済動向や高齢者の単身世帯、老々世帯の増加などの影響により、平成2（1990）年には354人であったのが、平成21（2009）年には1,494人となり1,140人増加し、保護率においては3.1%<sup>(※2)</sup>から11.6%となり3.75倍の急激な伸びとなっています。

このような状況下において、本市では生活保護の適正な実施はもとより、相談・支援体制の強化や関係機関との連携を図り、生活保護制度を必要とする世帯の安定した生活と自立を支援してきました。

今後も、経済的理由などにより生活困窮や住宅困窮に陥ったとしても、健康で文化的な暮らしが保障され、自立のための知識や技術を習得する環境を確保する取組が必要です。

## ■ 目指す姿

市民は、経済的理由などにより生活困窮や住宅困窮に陥ったとしても、健康で文化的な暮らしが保障され、自立のための知識や技術を習得する環境が確保されています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	生活保護世帯の経済的自立件数	件	26 【H20年度】	29	32
	生活保護制度は、憲法第25条が規定する生存権の保障に基づくもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を援助する制度です。 この指標は、被保護世帯が経済的に自立した世帯数を示しています。				

(※1) リーマンショック  
国際的な金融危機の引き金となった米国の金融機関であるリーマン・ブラザーズの経営破綻(はたん)とその後の株価暴落などを指す。

(※2) ‰(パーミル)  
この記号は千分率を表し、1000分のいくつかを意味します。

## ■ 施策の方向

- ・生活保護世帯や低所得世帯の自立を支援します。
- ・生活困窮者や住宅困窮者の生活の安定を図ります。

## ■ 重点施策

- ・安定した就労を図るため、就労相談等の自立支援策を充実します。
- ・きめ細かな相談業務を実施し、生活保護世帯や低所得世帯の自立を支援します。
- ・生活困窮者や住宅困窮者の生活の安定、就労機会の確保を図るため、住宅手当支給<sup>(※1)</sup>などの援護対策を充実します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・就労相談員、民生委員及び関係機関等と連携を図り、相談・支援体制を充実することにより生活保護世帯や低所得世帯の自立を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・生活保護費は、行政運営上大きな負担となっていますが、国民の生存権にかかわるものであり、すべて国の負担で実施されるべきことを強く要望し、制度の安定を図ります。
- ・生活保護の級地について、周辺地域との格差の見直しを行うよう国に要望します。
- ・生活保護をはじめ、医療、年金等の社会保障制度の充実を国に要望します

### 3 行政経営資源の活用

- ・ほかの福祉施策による支援と連携し、生活困窮世帯の生活の安定と自立を促進します。

(※1) 住宅手当支給

離職者であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費（家賃のみ）を支給するとともに、住宅の確保や就労支援員の助言により継続的に就労活動を実施し、住宅及び就労機会を確保するための支援。





# 政策3

共に考え 共に歩む 安心のまち

## 政策3 共に考え 共に歩む 安心のまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民相互や市民と行政との連携により、多くの市民が各々の個性を生かし、まちづくりの主役として活躍することで、市民生活が豊かになっています。

多様な地域コミュニティが活性化し地域の連帯感が増すとともに、防災・消防体制が整うことで、安心して生活できるまちになっています。

市民は、生活する上で様々なトラブルに巻き込まれることなく、また、偏見や差別がない地域社会の中で安心して暮らしています。

市民を主役とした自助と共助の仕組みを構築して、地域におけるコミュニティや市民活動の活性化を図り、市民の市政への参画を促します。

市民生活を脅かす天災、人災に関する情報を広く収集し、市民に提供するとともに危機管理メニューや体制を整備し、市民と協働の訓練を徹底します。

国、県や関係機関、各種相談員などと連携し、消費生活に関する迅速な情報発信、相談窓口の設定などを行います。

人権擁護について知識の普及啓発を図り活動の支援を行います。また、国、県や関係機関と連携し、女性などソーシャルマイノリティ<sup>(※1)</sup>の社会的活動を支援します。

市民が国内外の人と交流する機会を設けます。



(※1) ソーシャルマイノリティ  
「乳幼児」「女性」「未成年」などの「社会的弱者」を指します。

**政策3** 共に考え 共に歩む 安心のまち

- 施策12 市政広報
- 施策13 市民生活・広聴
- 施策14 男女共同参画
- 施策15 人権・平和
- 施策16 NPO・ボランティア活動
- 施策17 コミュニティ活動
- 施策18 市民参画
- 施策19 国内外交流
- 施策20 窓口サービス
- 施策21 交通安全
- 施策22 防犯
- 施策23 防災・減災
- 施策24 消防

各論

政策3



# 施策 12 市政広報

## ■ 現状と課題

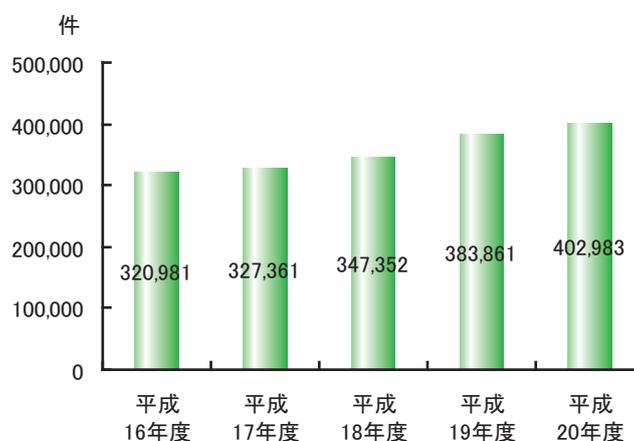
本市では、高度情報化社会の中で複雑・多様化する市民ニーズに対応しながら、地域情報発信の担い手として多様な広報活動を展開しています。

広報ざまについては、掲載情報の質的・量的向上や魅力的で読みやすい紙面づくりをモットーに月2回発行し、新聞折り込みによる配布と公共施設をはじめ駅や郵便局など87箇所に配架しています。また、市ホームページは、分かりやすく新鮮な情報の提供を目的に、各課事業担当が手軽に作成できる仕組みを導入し、常に最新の情報を提供できるよう努めています。

さらには、テレビ神奈川（TVK）の文字放送、地域FM局やCATVでの地域情報放送など多様な情報媒体を活用し、市政情報を発信しています。また、声の広報の配信やホームページの読み上げソフトの対応等により、だれもが情報を取得できるよう配慮しています。

こうした中、新聞の購読率が減少傾向にあることから、広報紙の配布方法を検討する必要があります。また、ホームページをはじめとした様々な媒体を使った情報発信について、職員の意識啓発に努め、一層の内容充実を図っていく必要があります。

市ホームページへのアクセス件数



## ■ 目指す姿

市民は、生活の質の向上やボランティア活動、自治活動などに生かすため、市政情報やまちづくりに関する情報を容易に入手できます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市ホームページ年間アクセス件数	件	393,510 【H21年度】	600,000	700,000
	インターネットによるホームページへの年間アクセス件数を指標として情報提供の目安として設定するものです。				
2	市が発信する情報を、広報ざま等で十分に得ていると思う市民の割合	%	46.4 【H22年6月】	50	57
	市民アンケート調査結果では「十分に得ている」と回答した市民の割合は、46.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により57%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 地域情報発信の担い手として多様な媒体を活用し、広報活動を展開します。
- ・ 市民情報コーナーなどを活用し、情報提供体制の充実に努めます。

### 重点施策

- ・ 豊富な情報掲載と魅力的で読みやすい広報紙の紙面づくりに努めるとともに、全戸配布を視野に入れて配付方法を検討します。
- ・ 常に最新の情報を得ることができるようホームページの充実に努めます。
- ・ 公共施設の位置や担当窓口などの広報に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 「市民リポーター」によるコラム掲載や「こんにちは赤ちゃん」写真コーナーのほか、市民からの情報提供など市民と事業協力した市政広報の推進に努めます。

### 2 行政経営資源の活用

- ・ 職員一人ひとりが広報担当の意識を持ち、全庁挙げて市政広報を進めます。

# 施策 13

## 市民生活・広聴

### ■ 現状と課題

食品偽装、架空請求、悪質商法など、消費生活問題が複雑多様化する中、本市では、消費生活相談や消費者教養講座を積極的に実施してきました。さらに、消費生活相談の窓口を分かりやすくするため、平成21（2009）年4月1日から名称を「座間市消費生活センター」として専門の相談員による消費者保護の充実を図っています。

また、市民生活に関係する多様な相談についても実施し、相談者の悩みや問題解決の一助となるよう努めるとともに、市長への手紙や市民意識調査等を実施し市民ニーズや意識の把握に努めてまいりました。

今後とも市民がトラブルに巻き込まれることなく、生活を営むことができるよう情報提供や、相談などを積極的に行うとともに市民の声を聴く機会を充実させ市民ニーズの把握に努めていく必要があります。

### ■ 目指す姿

市民は、消費生活問題等に対応した情報提供や助言を受け、トラブルに巻き込まれることなく、安全に安心して豊かな消費生活を営み、各種広聴機能の活用により意見・要望を届けることができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	消費生活に関する情報提供や相談が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	20.1 【H22年6月】	25	30
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、20.1%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により30%に高めることを目標として設定しています。				
2	座間市消費生活センターの存在を知っている市民の割合	%	28.4 【H22年6月】	33	38
	市民アンケート調査結果では「知っている」と回答した市民の割合は、28.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により38%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・消費生活センターの機能の充実を図ります。
- ・消費生活に関する情報を収集し、情報提供に努めます。
- ・消費生活の質的向上及び啓発を図ります。
- ・消費者団体の支援に努めます。
- ・多種多様な相談に対応できる体制を整えていくことに努めます。
- ・市民の意識や意見、要望の把握に努めます。

## 重点施策

- ・消費生活センターの窓口機能の充実を図ります。
- ・消費生活に関する情報を収集し、消費生活センターの広報紙や市のホームページなどを活用した積極的な情報提供に努めます。
- ・消費者団体の自主的な活動を支援し、研究活動の発表の場を設けるなど、消費生活の質的向上及び啓発を図ります。
- ・市民の意識や意見、要望を把握するため、市長への手紙や市民意識調査等の広聴活動を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・消費者団体との連携により、消費者被害防止のための啓発活動や情報提供を充実します。

### 2 広域的な推進

- ・全国でオンライン化された食品偽装・悪質商法などの最新情報を把握し、相談体制の充実に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・座間市消費生活センターを全庁的に活用し、相談体制の連携を図ります。

# 施策 14 男女共同参画

## ■ 現状と課題

近年、価値観が多様化している中で女性の社会進出が進み、子育て中の女性が仕事を継続することへの肯定や家事、介護を男女が分担すべきとの考え方が広まり、意識面の変化が見られます。

しかし、一方で、依然として子育てのために女性が離職せざるを得ない状況も存在し、男性が家庭や地域とかかわる機会が少ないことも指摘されています。

本市では、平成11（1999）年の男女共同参画社会基本法の制定を受け、平成13（2001）年度に「ざま男女共同参画プラン」を定めて、市民への意識啓発に努めるとともに、教育における男女平等の推進、育児環境の整備や在宅介護サービスの充実等、さらに配偶者などからの暴力による被害者の相談及び保護等に努めてきました。

今後も、男女共同参画社会の実現に向けた市民等と協働しての適切な取組が必要となります。

## ■ 目指す姿

市民は、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらずあらゆる分野に参画し、仕事と生活の調和の取れた生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	各審議会・協議会等の女性委員の割合	%	35 【H22年4月】	45	50
	市の審議会・協議会等の女性委員が占める割合により、男女共同参画社会形成の状況を示しています。				
2	男女共同参画社会へ向けた情報提供や相談事業が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	17.7 【H22年6月】	22	25
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、17.7%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により25%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 男性だから女性だからという固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。
- ・ 市政など意思決定の場への女性の参画を促進します。
- ・ 配偶者などからの暴力による被害者の支援を図ります。
- ・ 仕事と家庭や地域などの生活との調和（ワーク・ライフ・バランス<sup>(※1)</sup>）の推進に努めます。
- ・ 各種団体との連携や支援に努めます。
- ・ 男女共同参画推進協議会等の運営に努めます。

## ■ 重点施策

- ・ 男女共同参画の意識啓発を図るため、講座等の推進を図ります。
- ・ 配偶者などからの暴力による被害者の相談や保護を行うとともに、自立支援に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 市民と行政が一体となり、男女の差別及び配偶者からの暴力のない男女共同参画社会の実現に取り組みます。
- ・ 事業者や関係機関と協力し、男女ともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れるよう、施策の推進を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ 配偶者などからの暴力の被害者に対する相談や一時保護等の対策について、県及び関係団体と連携し進めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 配偶者などからの暴力の相談については、児童虐待のケースと関連していることが多いため、関係部署と連携を図り、相談体制の充実に努めます。

(※1) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

# 施策 15 人権・平和

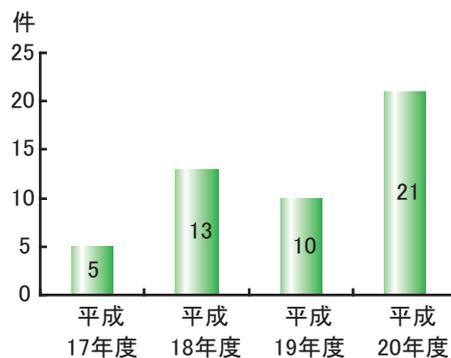
## ■ 現状と課題

21世紀は「人権の世紀」と言われていますが、依然として、国籍や人種、女性や子ども、高齢者等に対する様々な偏見や差別が存在し、虐待などの人権侵害が生じています。

本市では、市民一人ひとりが人権を尊重する意識を高めるよう、人権に関する講座等の開催や、人権意識の普及啓発、教育に取り組んでいますが、今後も人権問題の解消に向けた取組を進める必要があります。

また、世界の恒久平和と核兵器廃絶を実現するため、核兵器廃絶平和都市宣言の趣旨に基づき、座間市原水爆禁止協議会等とともに、さらに平和意識を高めていく取組が必要となります。

人権相談件数



## ■ 目指す姿

市民は、人権に対する理解を深め、国籍、人種、性別等による偏見や差別を解消するため活動しています。

また、世界の恒久平和を願い活動を行っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	人権について考えたことがある市民の割合	%	83.7 【H22年6月】	87	90
市民アンケート調査結果では「ある」と回答した市民の割合は、83.7%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により90%に高めることを目標として設定しています。					

## ■ 施策の方向

- ・ 人権教育、人権啓発活動を進めます。
- ・ 人権侵害に対する相談体制の充実を図ります。
- ・ 核兵器廃絶に向けた取組を進めます。

## ■ 重点施策

- ・ 講演会を開催するなど人権啓発活動に努め、人権が尊重される社会づくりを進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 座間市原水爆禁止協議会とともに核兵器廃絶の運動を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 国、県等と連携を深め、偏見や差別をなくし一人ひとりの人権が保障される社会を目指します。
- ・ 国、県等と連携して、平和意識の啓発に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 人権侵害については、関係部署と連携し、情報の共有化を図り、相談体制の充実に努めます。



# 施策 16

## NPO・ボランティア活動

### ■ 現状と課題

本市では、市民が自主的に行う公益的な活動を総合的に支援するため、平成20（2008）年に座間市民活動サポートセンターを開設し、併せて情報サイト「ざまっと」を導入して市民等への情報提供を図っています。平成22（2010）年3月末現在のサポートセンターへの登録団体数は417団体、「ざまっと」への登録団体数は103団体にのぼっていますが、本市における県認証のNPO法人数は26団体と県内他都市と比べ少ない状況となっています。

「自分たちのまちは、自分たちで創り育てる」という意識の下、市民が主体となったまちづくりを進めるためには、市民自らが「地域活動」や「社会活動」に積極的に参加し、市と協働して地域課題等の解決を図ることが期待され、そのための取組が重要となります。

### ■ 目指す姿

「自分たちのまちは、自分たちで創り育てる」という意識の下、市民自らが「地域活動」や「社会活動」に積極的に参加し、市と協働して地域課題等の解決を図るなど、市民が主体となったまちづくりが進められています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	座間市内に事務所がある県認証のNPO法人数	団体	26 【H21年度】	42	49
現状値である21年度末の認証登録を基に、過去3年間の実績を考慮し、H32年度末までに49団体の登録を目標として設定しています。					

## ■ 施策の方向

- ・ 市民活動サポートセンターの機能の充実に努めます。
- ・ 市民が自主的に行う公益的な活動の支援に努めます。

## ■ 重点施策

- ・ 市民活動サポートセンターを活用し、「市民参加による協働のまちづくり」を積極的に推進します。
- ・ NPO活動やボランティア活動など、市民の公益的活動の支援に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 市民活動サポートセンターや登録団体等と連携し、地域課題解決に向けた取組を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 県等から関連する情報の積極的な提供を受け、NPO活動の支援に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ NPO団体やボランティア団体等の活動情報を集約し、地域課題の解決に向けて活用を図ります。



# 施策 17 コミュニティ活動

## ■ 現状と課題

本市には、地域コミュニティの基礎となる195の自治会をはじめ市民による様々な地域活動が自主的に行われてきました。また、こうした地域のコミュニティを支える施設として地域集会所のほか、市民の自主的な管理運営によるコミュニティセンターが8館設置されており、地域の活動拠点として積極的な活用が図られています。

しかし、自治会に関しては、生活スタイルや価値観の多様化、構成員の高齢化などから加入世帯が年々減少傾向にあり、自治会の活性化が大きな課題となっています。

市民がそれぞれの地域において、様々な人と知り合い、世代を越えた交流をはぐくみ、そうした交流により活性化している地域のコミュニティで暮らすことができるよう、今後とも、市民自らが地域コミュニティを再生していく取組を市として支援していくことが必要となります。

## ■ 目指す姿

座間市内の各地域において様々な人が知り合い、世代を越えて人と人との交流がはぐくまれ、そうした交流により活性化している地域のコミュニティで暮らすことができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	コミュニティセンター1施設の月平均利用者数	人	2,523 【H21年度】	2,810	2,918
	コミュニティセンターの1施設・1月当たりの利用状況を示しています。				
2	市民の地域に対する愛着が深まり、連帯意識が強まってきていると思う市民の割合	%	19.4 【H22年6月】	21	23
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、19.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により23%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・地域コミュニティを推進する地域のリーダーの育成に努めます。
- ・コミュニティ施設の維持管理に努めます。
- ・各種団体や市民による地域活動等が活発に行われるよう努めます。

## ■ 重点施策

- ・講座やセミナー等を通じて地域のリーダーを育成します。
- ・自治会活動やコミュニティ活動への参加を呼びかけるとともに、地域において住民が交流を深められる機会を提供して、市民相互の連帯感を醸成します。
- ・市民参加の拠点としてのコミュニティセンターや地域集会所の老朽化に伴う計画的な修繕を進め、維持管理に努めます。
- ・より多くの団体や市民による地域活動等が活発に行われるよう自治会活動やコミュニティ活動のPRに努め、新しいコミュニティを形成するための支援を行います。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・自治会等と連携し、市民が、自治会活動やコミュニティ活動に積極的に参加する仕組みづくりに努めます。

### 2 広域的な推進

- ・補助金等の積極的な支援を国、県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・地域ごとの課題を的確に把握し、庁内で共有化し、課題解決に向け地域とともに取り組みます。

# 施策 18 市民参画

## ■ 現状と課題

平成19（2007）年9月に、協働による住みよいまちづくりの実現を図ることを目的に、市民参加の基本的な考え方、市政に参加する仕組み等を明確化した「協働まちづくり条例」を施行し、積極的な市民参加の推進を図ってきました。

条例等に基づく数多くの参画機会を提供してきたものの、参加者数や意見提出者数が少ない状況であり、積極的に市政への参画を進めるため、協働まちづくり条例に基づく市民参加の機会をより一層提供するとともに市民との連携協力について相互理解を深めていく必要があります。

## ■ 目指す姿

市民は、審議会等への参加機会の確保や各々の特性に応じた参加機会が提供されることで、積極的に市政への参画を行っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市民公募制を導入している審議会等の数	審議会	9 【H22年4月】	11	13
	市民公募を行っている市の審議会、委員会、協議会などの数で、市民参加の推進状況の目安とするものです。				
2	1年間に市が実施する事業に参加したことのある市民の割合	%	30.9 【H22年6月】	33	35
	市民アンケート調査結果では「ある」と回答した市民の割合は、30.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により35%に高めることを目標として設定しています。				
3	市政の参加への機会が増えてきていると思う市民の割合	%	15.4 【H22年6月】	18	20
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、15.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により20%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 市民参加機会の充実に努め、市民との情報の共有化を図ります。
- ・ 市民と行政が対等の立場で役割と責任を担い合い、協力してまちづくりを推進します。

## ■ 重点施策

- ・ 市民、行政相互提案による各施策における協働事業を進めます。
- ・ 多様なニーズを施策に反映させる取組として、パブリックコメント等を活用し、市民の市政への参加を図ります。
- ・ 市民と行政が持っている情報やノウハウを提供し合い、幅広い市民の参画を推進します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ より市民が市政へ参画しやすい環境を構築できるよう、市政への参画方法の研究や工夫を進めます。

### 2 行政経営資源の活用

- ・ 様々な分野で市民参加の機会を創出し、それらの進捗を総括的に管理することでより一層の市民参加を進めます。



# 施策 19 国内外交流

## ■ 現状と課題

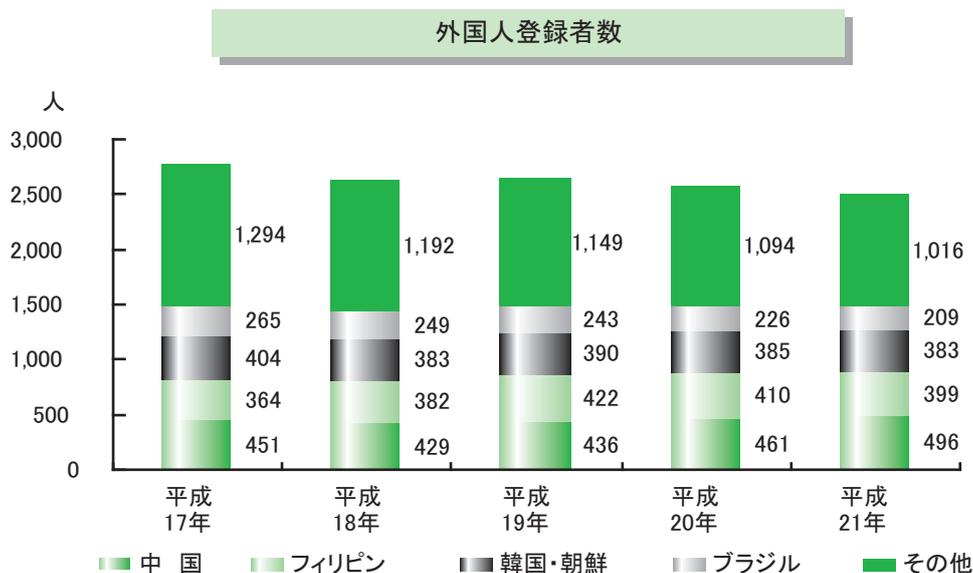
本市では、文化、歴史、風土の異なる地域や人々との様々な交流活動を推進し、人間性あふれる豊かな地域社会の創造と国際感覚を持った人材の育成を目指しています。

地域社会においても急速に国際化が進展する中で、姉妹都市であるアメリカ合衆国テネシー州スマーナ市との中・高校生派遣などの交流、親善事業をはじめ、在住外国人とのオリエンテーリングや相撲一日体験などの国際交流活動を関係機関との連携の下に促進するとともに、「キャンプ座間」との交流については、国際交流、国際親善の視点から、スポーツ交流を行っています。

今後は、こうした国際交流、国際親善活動に加え、さらに多様な活動の展開が望まれるとともに、増加傾向にある在住外国人が快適で安心して暮らせるための環境づくりにも取り組んでいく必要があります。

一方、市民ふるさとまつりなどにおいて、市民の様々な交流活動が展開されており、国内の自治体とも特産品の販売等を通じた交流を積み重ねています。特に、「災害時における座間市と大仙市相互応援協定」を締結している秋田県大仙市との間においては、毎年市民ふるさとまつり等に参加をいただくなど、安全、安心なまちづくりとともに市域を越えた相互交流が定着しつつあり、そうした交流活動の輪をさらに大きく広げていく必要があります。

今後は、国内自治体との友好都市としての締結も模索しながら市民レベルでの幅広い交流活動を促進していく必要があります。



## ■ 目指す姿

市民は、国内外の市民レベルの交流事業に積極的に参加し、視野を広げ、  
うるおいに満ちた生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	国際交流事業への参加者数	人	886 【H21年度】	1,000	1,200
	市では、座間市国際交流協会と連携して様々な国際交流活動を行っていますが、この指標は、スポーツや文化交流などを通じた年間の延べ交流参加者数を示しています。				
2	国内の他自治体との交流の輪をさらに 広げたいと思う市民の割合	%	55.2 【H22年6月】	60	65
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、55.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により65%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 市民による多様な交流活動の支援、協力を図り、市域を越えた様々な分野での交流の輪を広げます。
- ・ 国内外の交流を推進する団体等の育成を図り、国内外交流推進の環境づくりに努めます。
- ・ 外国人が安心して暮らせるよう、庁内の組織的な体制づくりに努めます。

## 重点施策

- ・ 国際姉妹都市との中・高校生派遣、受入れや国内都市との市民レベルの交流を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

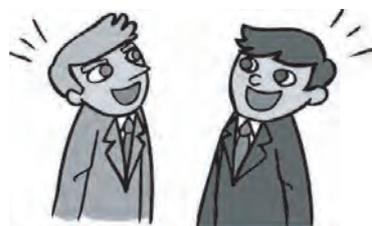
- ・外国人とのスポーツ、文化国際交流など幅広い交流事業を関係機関、関係団体等と連携して推進します。
- ・市民が多く集うイベントなどを通して、市民による多様な交流活動を促進します。

### 2 広域的な推進

- ・県内の国際交流機関・団体等と連携し、市民と外国人との交流促進に努めます。
- ・外国人への通訳者の派遣や居住支援システムの充実を県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・学校教育及び生涯学習担当部門と連携して、国際感覚を持った人材の育成を図ります。
- ・窓口サービス及び地域福祉、防災担当部門など様々な分野で、外国人が暮らしやすいまちづくりに努めます。



# 施策 20

## 窓口サービス

### ■ 現状と課題

本市では、本庁舎1階及び2階と東・西・南・北の各出張所において、住民票や戸籍関係、市税等に関する窓口サービスを行うとともに、各部署においてより専門的な問い合わせや手続に関する対応を行っていますが、転入の手続に来庁された方からは、住民登録のほか学校、国民健康保険への加入など様々な申請手続を「一つの窓口で済ませたいという」ニーズが生じています。

こうした窓口での手続を可能な限りワンライティング、ワンストップで行えるとともに、円滑で効率的な職員の接遇によって市民が快適に窓口サービスを受けることができるよう、今後とも、ハード・ソフトの両面から窓口サービスの利便性の向上を図る必要があります。

### ■ 目指す姿

市役所や市の出先機関等に訪れた市民は、円滑で効率的な職員の接遇により快適に各種市民サービスを受けています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	窓口サービスの満足度	%	73.8 【H22年2月】	77	81
	窓口アンケートの結果では「たいへんよい」「よい」と回答した市民の割合は、73.8%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により81%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・担当職員の研修、人材確保を関係課と連携して進めます。
- ・市民目線に立った快適な窓口サービスを目指し、改善に取り組みます。

## ■ 重点施策

- ・総合窓口の開設により、窓口事務の効率化を図り、所要時間の短縮など市民サービスの向上に取り組みます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・各種手続の必要性や制度の変更をホームページ等により周知し、アンケート調査により、窓口のあり方等を把握し、効率的な窓口業務の提供に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・事務を直接担当する市の実情や意見を十分把握し、法改正に当たるよう国、県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・関係課と連携して手続等にかかる所要時間の短縮等、市民の利便に即した窓口改善に取り組みます。



# 施策 21

## 交通安全

### ■ 現状と課題

市内の交通環境は、都市計画法施行前に、市街化が形成されたため狭い道路が多く、くるま社会を反映し、道路交通量が拡大する中において、交通事故は増減を繰り返しており、交通の安全と円滑化のため実効ある施策の推進を図らなければならない状況にあります。

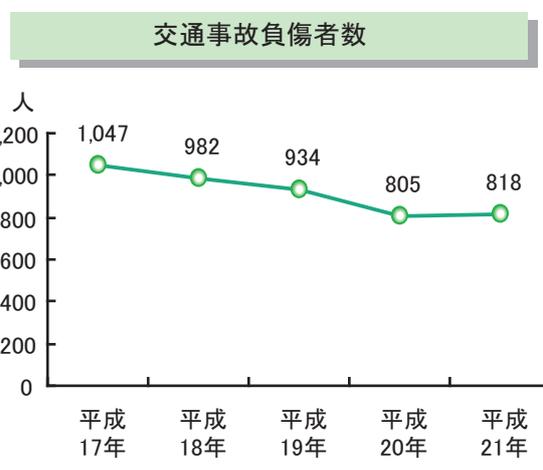
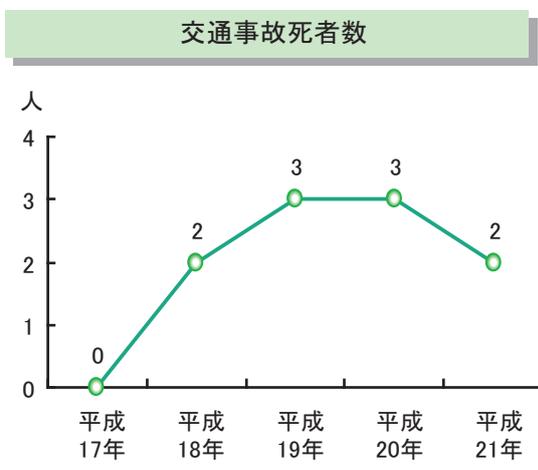
そこで本市では、歩道の設置や交差点改良等を行い、交通安全施設の整備に努めるとともに、道路環境の改善を図るため、自動車等の駐車対策を公共交通機関と連携して推進するなど、交通事故の防止に努めてきました。

また、市民の要望等を踏まえ、地域の交通の実態に応じた交通規制を関係機関に要請するとともに、交通指導員等を配置し、地域、学校及び関係団体と連携した啓発運動の実施や、高齢者や児童、生徒等への交通安全教育の推進に努めています。

今後とも、警察及び関係団体と連携して交通安全対策を進めるとともに道路環境の整備を進めていくことが必要となります。

各論

施策 3



## ■ 目指す姿

市民は、市、警察及び関係団体による交通安全対策や道路環境整備等により、交通事故の危険性が低い生活を送っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	交通事故発生件数	件	686 【H21年】	650	620
市内で発生した年間の交通事故件数を示しています。					
2	駅周辺の自転車放置禁止区域内からの撤去自転車の台数	台	1,845 【H21年度】	1,380	1,000
小田急相模原駅・相武台前駅・座間駅・さがみ野駅周辺で、市が実施した年間の放置自転車撤去台数を示しています。					

## ■ 施策の方向

- ・交通安全施設の整備を行い、交通安全の確保に努めます。
- ・道路環境の改善を図るため、自動車等の駐車対策を関係機関と連携して推進します。
- ・交通指導員等と連携し、啓発及び交通安全教育の推進に努めます。

## 重点施策

- ・歩道の設置、交差点の改良やガードレール、カーブミラー、反射鏡などの交通安全施設の整備を行い、交通安全の確保に努めます。
- ・放置自転車の撤去及び放置防止を啓発し、生活環境の維持向上に努めます。
- ・交通指導員等を配置し、関係団体と連携した啓発運動や地域、学校等と連携した高齢者や児童、生徒等への交通安全教育を進めます。
- ・学童交通指導員による児童登下校時の横断歩道での整理誘導を実施し、児童の交通事故防止に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市は児童、生徒や高齢者及び自転車利用者を対象とした交通安全教育を実施し、意識の高揚を図るとともに、交通安全指導員活動の継続・充実により交通事故の防止を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・国、県と連携し路上放棄物の処理を進めます。
- ・市民の要望等を踏まえ地域の交通の実態に応じた交通規制を関係機関に要請します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・学校等を活用した交通安全教育や各種啓発事業、都市部門と連携し、歩道等のインフラ整備を適宜行うことで、ハード・ソフトの両面から交通安全対策に努めます。



# 施策 22 防犯

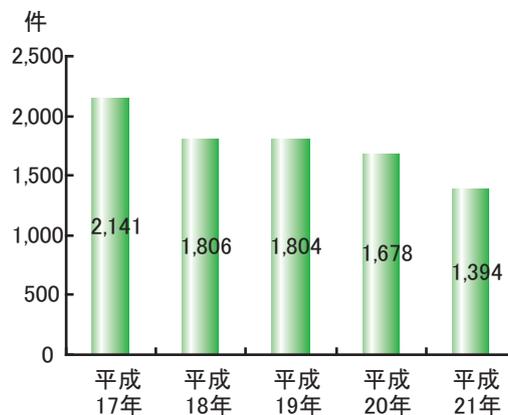
## ■ 現状と課題

核家族化や都市化の影響等もあり地域社会における犯罪抑止機能が弱まる中で、刑法犯罪の傾向は全国的にも凶悪化や低年齢化が危ぐされています。

本市では、警察との連携を図りつつ、学校関係者や事業所等を対象とした犯罪防止に係る啓発活動や情報提供に努めるとともに、防犯灯の設置、青色回転灯付車両による防犯パトロールの実施、さらには自治会等による自主防犯パトロールや座間防犯協会の活動を支援するなど積極的な防犯対策を進める中で、刑法犯罪の発生件数が年々減少傾向にあります。

今後とも、犯罪の抑止効果を上げるため、警察、関係団体等と連携した防犯対策を強化していく必要があります。

刑法犯罪発生件数



## ■ 目指す姿

市民は、市が警察や関係団体と行う防犯活動を理解し、自らも地域の防犯活動に積極的に取り組むことにより、安全に安心して暮らしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	刑法犯罪発生件数	件	1,394 【H21年】	1,300	1,200
1年間に市内で発生した刑法犯罪件数を示しています。					
2	地域住民による自主パトロールや防犯灯の整備などによって、安心して暮らせるまちになってきていると思う市民の割合	%	48.2 【H22年6月】	55	70
市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、48.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。					

## ■ 施策の方向

- ・ 警察、関係団体等と連携した防犯活動を推進します。
- ・ 防犯活動団体の育成等を推進します。
- ・ 防犯設備の整備を推進します。
- ・ 犯罪情報等の提供に努めます。

### 重点施策

- ・ 自主防犯パトロール活動の支援に努めます。
- ・ 照度効率の高い防犯灯の導入により犯罪抑止効果の向上に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・自治会等による自主防犯パトロールの支援や青色回転灯付車両を活用した防犯活動を市民と協働で行い、地域の防犯に努めます。
- ・防犯灯の効率的な維持管理を市民、地域と協働で進めます。
- ・防犯団体組織相互の連携を密にし、防犯体制の充実強化に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・県に対し、相模鉄道さがみ野駅北側周辺への交番設置を要望します。
- ・新型街頭緊急通報装置の設置を県に要望し、地域防犯の効果を高めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・座間市緊急情報メール（いさまメール）による犯罪情報の即時提供に努めます。
- ・市が保有する青色回転灯付車両を活用し、防犯活動の啓発に努めます。



### ■ 現状と課題

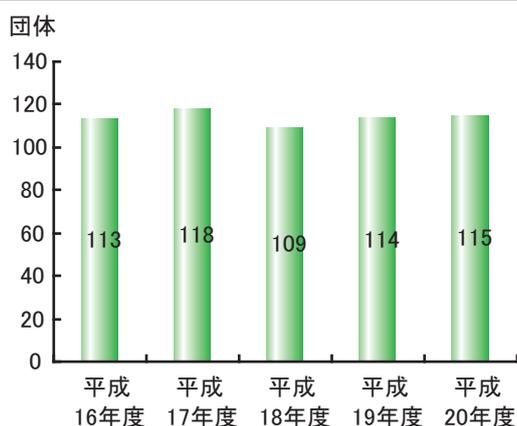
近年、地震をはじめとする自然災害などが頻発しており災害対策の必要性を市民、行政ともに強く認識せざるを得ない状況となっています。

本市では、これまでも自主防災組織を中心とした多様な防災訓練等を通して、地域住民の防災意識の高揚と防災知識の普及啓発に努めてきましたが、大規模災害においては、応急・復旧活動を市の行政だけで行うことは困難であり、民間企業や各種団体との協力協定及びほかの自治体等との相互応援協定の締結や、防災ネットワークづくりの推進が必要です。

また、平成19（2007）年度には防災資機材の整備率が99.9%に達し、平成20（2008）年度には住環境部門が耐震改修促進計画を定め、特定建築物等<sup>(※1)</sup>を含めた全体の耐震化率を高めるために関係課と連携して、その普及啓発に努めています。

平成20（2008）年7月には市民主体の防災団体が設立されるなど、市民を中心とした防災対策が進みつつありますが、今後は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行い、地域では自主防災組織に参加する等、市民が自ら災害に備える取組が必要となります。

自主防災組織数



(※1) 特定建築物等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1号に定める学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。

## ■ 目指す姿

市民は、自らの生命、身体、財産を守るため、家庭では住宅の安全や食料等の確保を行い、地域では自主防災組織に参加し、自ら災害に備えています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	自主防災組織の組織率	%	70 【H21年度】	75	80
自治会組織に対する自主防災組織を組織している自治会の比率を示しています。					
2	災害が起きたときに、自主防災組織をはじめとして住民同士が協力し合う体制づくりが進んでいると思う市民の割合	%	28.5 【H22年6月】	30	35
市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、28.5%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により35%に高めることを目標として設定しています。					

## ■ 施策の方向

- ・ 各種防災資機材等の維持、更新を行います。
- ・ あらゆる災害に対応できる防災体制の整備、強化に努めます。
- ・ 災害対応等の知識、技術の普及啓発に努めます。
- ・ 災害情報等の収集及び提供に努めます。

## 重点施策

- ・ 大規模災害などの危機事態が発生した場合において、行政機能を早期復旧できる体制づくりに取り組みます。
- ・ 自主防災組織の育成や市民、事業所を対象に行う防災訓練の充実に努めます。
- ・ 「座間市地域防災計画」を適宜見直すとともに、災害応急対策に係る各種マニュアルの作成に努めます。
- ・ 災害情報等を適切かつ迅速に提供するため防災行政無線の整備、更新に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

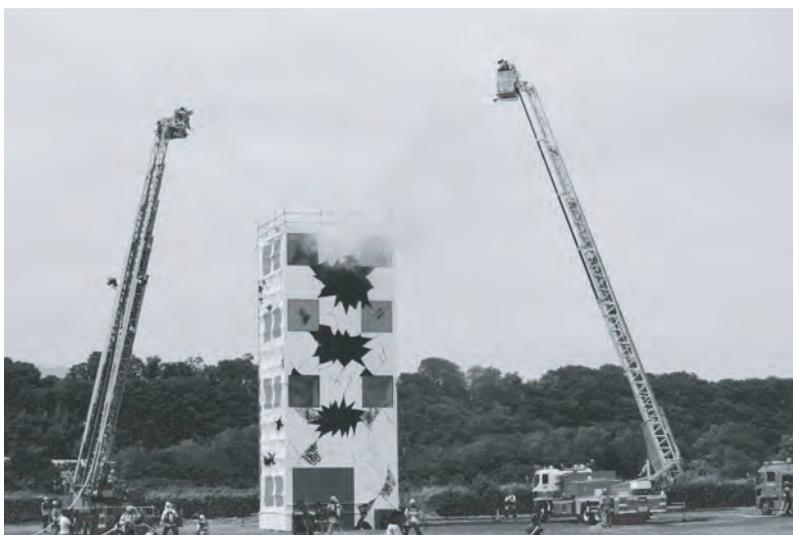
- ・ 自主防災組織や関係団体と相互の連携を密にし、自主防災体制の充実強化の支援に努めます。
- ・ 関係団体と連携し、適時災害における被害を最小限に食い止める減災を前提とした防災訓練を開催し、市民に知識、技術の普及指導を行う機会を設けます。

### 2 広域的な推進

- ・ 地震防災対策支援の継続について県に要望し、防災資機材等の整備、充実に努めます。
- ・ 国、県と連携した計画策定により防災対策に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 個人情報保護を踏まえつつ発災時要援護者名簿等の共有化を行います。



# 施策 24 消防

## ■ 現状と課題

社会環境や生活環境の変化に伴い、火災などの災害発生原因は複雑多様化しており、市民が安心して生活を営むことができるよう、老朽化した消防施設や車両の整備を進め、消防力の充実強化を図るとともに、消防団を中心とした地域の消防力の強化を図る必要があります。

本市では、人口の増加とともに救急出場回数は平成18（2006）年まで増加を続け、高度救命処置用資機材を装備した高規格救急車の配備更新を行い、また、救急救命士の養成を進めてきました。救急出場回数は平成19（2007）年から2箇年は減少したものの、平成21（2009）年には増加に転じており、今後は、高齢社会の進展により、救急車の要請もさらに増加することが見込まれるため、救急隊や救急救命士を増強するとともに、更なる医療機関との連携が必要となります。また、住宅や社会福祉施設の防火安全対策についても強化していく必要があります。

## ■ 目指す姿

市民は、自主的な消防訓練を実施していることにより、火災等を未然に防ぐとともに、発生した時でも被害が最小限に抑えられる安心感を持って暮らしています。

市民は、高規格救急車や救急救命士の充実、強化により、的確で迅速な搬送を受けられ、安心感を持って暮らしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市民参加による救命講習会等の回数	回	33 【H21年度】	40	50
	年度内の市民等を対象とした救命講習会等の開催回数の充実を目標として設定しました。				
2	市民参加による各種消防訓練の回数	回	135 【H21年度】	175	210
	年度内の市民等を対象とした各種消防訓練の開催回数の充実を目標として設定しました。各種消防訓練とは、初期消火訓練・通報訓練・避難訓練などを示しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 消防施設等の整備、消防力の充実を図ります。
- ・ 消防体制の充実を図るため、消防広域化、共同化に向けて協議を進めます。
- ・ 職員の資質の向上を図るため、訓練・研修等を充実・強化します。
- ・ 各種消防訓練・講習会を開催し、火災予防対策を積極的に行います。
- ・ 都市型水害に備え、迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関と連携した水防対策の推進を図ります。

## 重点施策

- ・ 消防庁舎の建設、車両、資機材等の充実を図るため、効率的、効果的な整備計画を進めます。
- ・ 消防救急無線のデジタル化に向けて、広域化・共同化による費用の節減及び安定した通信の確保を図ります。
- ・ 消防団の充実を図るため、女性消防団員の検討も含め団員の確保及び消防団施設、車両、資機材等の整備、充実に努めるとともに、消防防災に関する知識、技術の普及指導を進めます。
- ・ 救急体制の確立を図るため、救急救命士を増員するとともに、救急講習等の普及啓発を充実し、救命率の向上を図ります。
- ・ 複雑多様化する災害の原因を究明するため、火災原因調査体制の強化に努め、防火対策に反映させます。
- ・ 高齢者住宅及び社会福祉施設等に対する防火安全対策の強化を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・自治会や関係団体等と連携し、地域の防火防災体制の強化を進めます。
- ・救急車の効率的な運用を図るため、適正な利用方法の周知に努めます。

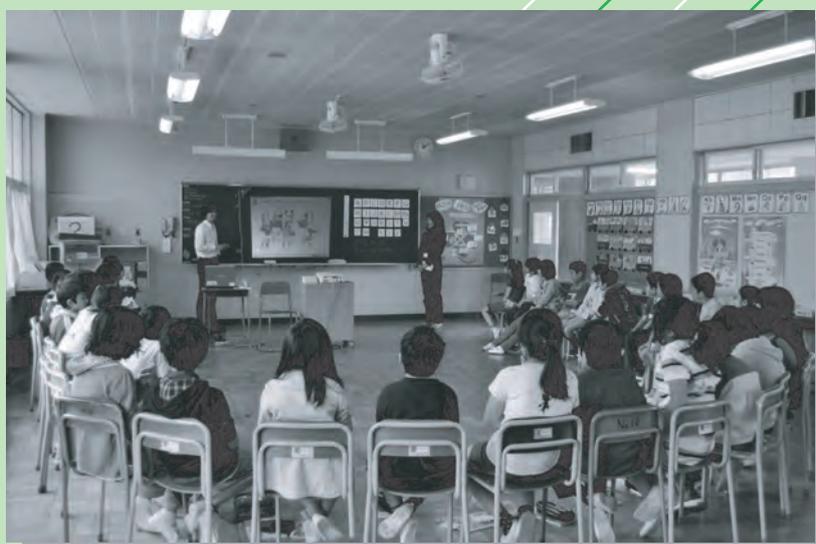
### 2 広域的な推進

- ・各種補助金制度の拡充を国、県に要望し、防災基盤の整備を進めます。
- ・近隣市と連携し、傷病者の搬送及び受入れの迅速かつ適切な救急搬送の実施を図ります。
- ・消防広域化について、国、県から助言、指導を受け、効率的に進めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・広くデジタルマップ(DM)を活用することにより、消防・救急活動の機能強化を図ります。





のびやかに 豊かな心

政策4  
はぐくむまち

## 政策4 のびやかに 豊かな心 はぐくむまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、それぞれのライフステージにおいて、互いの個性を尊重し合い、伝統・文化や芸術などについてひとりで、あるいは共に学ぶことにより、豊かな心をはぐくんでいます。また、その結果を生かして主体的に協働のまちづくりに参画し、地域社会の一員として活躍しています。

子どもたちが生き生きと、家庭、学校、地域において心身ともに健全に、学び、遊び、育つために、教育環境を整え、地域の教育資源を活用した教育活動を充実します。

また、市民の学習意欲を踏まえ、必要となる各種施設や市でできる学びの機会を持続的に提供するとともに、学習の成果を生活や地域活動に活用できるよう支援します。

市民が求める芸術文化の催しを企画、提供し、市民が行う芸術文化活動を支援するとともに、年代等に応じて社会参加ができる環境と必要な情報や知識を提供し、市民文化を形成します。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品  
『がっこうのうんどうじょうがひまわりいっぱいだったらいいな』

**政策4** のびやかに 豊かな心 はぐくむまち

施策25 教育環境

施策26 学校保健

施策27 教育活動

施策28 生涯学習

施策29 市民文化

施策30 青少年育成



## 施策 25 教育環境

### ■ 現状と課題

本市の学校は、建設から既に30年以上経過し、老朽化等による施設の不具合が顕著になっており、校舎等の建て替えを視野に入れた改築、改修を進めるとともに、太陽光発電、緑化ウォール等、学校の環境対策への取組が必要となっています。

また、情報化により学校教材が著しく進化している中で、児童、生徒が理解しやすい授業を進めるため、授業における電子黒板の導入、パソコンの適正配置等情報機器の活用が課題となっています。さらに、教育における経済格差が懸念されており、就園奨励金、高校奨学金等により保護者負担の軽減を図る必要があります。

### ■ 目指す姿

小・中学校では、安全で快適な施設環境の下で、児童、生徒が充実した教材を活用し、生き生きとして学習に取り組んでいます。

また、各種の就学援助制度により、経済的に安心して就学できる体制が整っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	学校の太陽光発電・緑化ウォール等の設置率	%	11.8 【H22年4月】	20	50
	環境教育の一環として、学校に太陽光発電設備や壁面緑化、中庭などの芝生化などを進めます。現在市内の学校17校中2校に太陽光発電設備が設置されており、エコへの関心度を促すため様々な設備を設置していく進捗率です。				
2	普通教室等の電子黒板整備率	%	3.1 【H22年4月】	50	100
	電子黒板の整備を行いICT <sup>(※1)</sup> の推進に努めています。この指標は、平成22年度に整備を行ったテレビの電子黒板化率を示しています。				

(※1) ICT

情報通信技術を活用したコミュニケーション、情報・知識の共有をより強調した表現。(Information & Communication Technology の略)

## ■ 施策の方向

- ・環境負荷への低減を図りながら安全かつ快適な教育施設環境を確保します。
- ・児童、生徒が理解しやすく、意欲的に授業に取り組むことができる情報機器等の整備を進めます。
- ・教育の機会均等を図るため、幼児・生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。
- ・教育センターの整備を目指し、調査研究に努めます。

## ■ 重点施策

- ・老朽化や機能低下が進んでいる校舎等の改築、改修、維持管理を計画的に進めます。
- ・電子黒板等の情報機器教材、備品等の整備を進めます。
- ・太陽光発電、緑化ウォール等を設置し、学校でのエコ化に取り組みます。
- ・幼児の就園奨励や高校奨学金等の制度充実を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・地域の人々や保護者との連携を図り、施設の快適な環境保持や安全、安心の確保など教育環境の仕組みを構築し、協働による学校づくりを推進します。

### 2 広域的な推進

- ・国庫補助金等の充実を求めるとともに、学校の改築、改修等の計画に基づいた整備を推進します。
- ・保護者の経済的負担を軽減し、幼児等の教育の振興を図るため、奨励等の事業費に見合った補助金額の確保を国に求めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・防犯部門等との連携を強化し、より安全な教育環境の整備に努めます。

# 施策 26 学校保健

## ■ 現状と課題

近年、偏食や食生活の乱れ、運動不足の子どもたちが増加し、肥満、動脈硬化、高脂血症、糖尿病といった生活習慣病の懸念が高まっています。

また、子どもたちの遊び方の変化や電子通信機器の発達、利用による対人関係調整力や社会性の不足により、いじめや不登校などの心の影響も深刻になってきています。

今後は、このような生活習慣病の予防や心の健康管理などが重要になると考えられます。

本市では、児童、生徒の健康保持、健康増進を図るため、各種健康診断を実施するとともに衛生的な学校環境の維持・改善に努めています。

また、小学校において学校給食を実施し、安全、安心で栄養バランスの取れた豊かな食事を提供し、併せて食に関する指導を行っています。

今後は、食中毒の予防など学校給食における安全・衛生管理の徹底のため、老朽化した校舎の建て替えなども視野に入れた給食施設、設備の計画的な整備が必要となります。

さらに、教育における経済格差が懸念されており、就学援助により保護者負担の軽減を図る必要があります。

## ■ 目指す姿

子どもたちは、各種健康診断の実施や安全、安心で栄養バランスの取れたおいしい給食を食べることにより、健康保持、健康増進が図られ、衛生的な環境の下、心身ともに健康な学校生活を送っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	肥満・やせ傾向率	%	10.4 【H21年6月】	9.3	8.4
	肥満傾向の児童、生徒は、高血圧、高脂血症など将来の糖尿病や心臓病などの生活習慣病につながるものが心配されます。また、思春期にはダイエットのため食事の量を減らす無理な減量をするなどの傾向が見られます。 この指標は、全児童、全生徒に対する肥満ややせ傾向の児童、生徒の割合を示しています。				
2	小学校給食残食率	%	3.3 【H21年度】	3.0	2.7
	学校給食摂取基準による栄養管理された給食であっても残食が多ければ、児童の健全な発育を支えることができません。栄養バランスの取れたおいしい給食は、健康保持・増進につながります。 この指標は、学校給食の食べ残しされた割合を示しています。				

## ■ 施策の方向

- ・児童、生徒の健康管理を行います。
- ・環境衛生の維持、改善を図ります。
- ・給食の施設、設備の充実を図ります。
- ・教職員の福利厚生事業の支援をします。
- ・教育の機会均等を図るため、学校教育法に基づき児童、生徒の保護者の経済的な負担軽減を図ります。

## 重点施策

- ・各種健康診断を実施します。
- ・地産地消を推進し、安全、安心で栄養バランスの取れた学校給食を実施するため、施設、設備の整備により衛生管理の充実を図ります。
- ・児童、生徒への就学援助の制度充実を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・家庭や地域への「食」に対する正しい知識の啓発活動を通じ、家庭、学校、地域が一体となって子どもたちの食生活など生活習慣の確立に取り組みます。

### 2 広域的な推進

- ・国、県、関係機関等と連携して、感染症及び学習に支障を生ずるおそれのある疾病に関する正しい情報を収集し、予防対策や発症時の適切な対応を図ります。
- ・保護者の経済的負担を軽減し、教育の振興を図るため、奨励等の事業費に見合った補助金額の確保を国に求めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・産業部門等との連携を図り、学校給食において地産地消を推進することで学校給食における食の安全などの確保を図ります。
- ・健康部門と連携を図り、健康体操などにより児童、生徒の健康保持、健康増進に努めます。

## 施策 27 教育活動

### ■ 現状と課題

学校教育で目指すことは、「生きる力」をはぐくむことであると、平成20（2008）年3月に学習指導要領で示されました。前回に引き続き、その重要性が強調された「生きる力」とは、①基礎基本を確実に身につけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力、②自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、③たくましく生きるための健康や体力などの知・徳・体のバランスの取れた発達を示したものです。

これまでも本市では、「生きる力」の育成に向けて、地域の人材活用、情報化、国際化に対応した教育及び特別支援教育をはじめとして児童、生徒のニーズに適切に対応することに努め、豊かな人間性をはぐくむ特色ある学校づくりに取り組んできました。

今後とも、自立して生きる上で必要な基本的な知識、技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力、言語活動の充実を目指し、体験活動を重視した教育を進めるとともに、子どもたちが家庭・学校・地域の中で、各々の個性を尊重し、ともに学び合い、一人ひとりが豊かな心をはぐくみ、生きる力を培い、明るく元気な生活を送る座間らしい取組が必要となります。

### ■ 目指す姿

子どもたちは、家庭・学校・地域の中で各々の個性を尊重し、ともに学び合うことを通して一人ひとりが豊かな心をはぐくみ、生きる力を培い、明るく元気な生活を送っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	地域の人材活用実績	人	1,500 【H21年度】	1,700	1,900
	地域に在住・在勤する知識・経験豊かな人たちに、各教科・領域及び総合的な学習において指導、協力をいただくことで、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めています。この指標は、年間のその延べ協力者数を示しています。				
2	情報化社会、国際化社会など社会の変化に対応した教育が進められてきていると思う市民の割合	%	16.9 【H22年6月】	35	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、16.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・豊かな心をはぐくむための教育指導を計画に基づき、一人ひとりの学びを高めます。
- ・地域の人々と連携して、地域の特色を生かした学校づくりや安心して学べる環境づくりに努めます。
- ・障がいのあるなしにかかわらず、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持つ力を高めるために適切な指導及び支援を行います。
- ・情報化社会に対応する能力の育成と国際社会への関心、意欲を高める教育を推進します。
- ・教育内容を充実し、特色ある教育を推進するため、調査研究や研修講座の充実を図ります。
- ・教育に関する相談体制の充実を図ります。

## 重点施策

- ・学校の安全体制の強化や登下校の交通安全における協力体制の充実を図ります。
- ・各教科・領域及び総合的な学習の時間等に外部指導協力者の活用を図ります。
- ・国際社会の一員としての自覚を持ち、世界の人々と心を開いて交流できるよう外国語活動の充実を図ります。
- ・本市の教育の歴史を後世に伝えるため、教育史の編さんを進めます。
- ・教育研究所の運営により、市民に対する教育相談体制や教職員の研究、研修の強化に努め、市民、教職員、児童、生徒の支援を進めます。



## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・児童、生徒の日常的な状況を把握し、警察や関係機関、地域のボランティアや住民等と連携して学校に対して安全や危機管理に関する助言を行います。
- ・家庭と地域は、手を携え、学校との相互の信頼関係の下で児童、生徒一人ひとりの個性を生かす教育がより活発、効果的に展開されるよう、学校の教育活動を支援します。
- ・学校と家庭は情報を共有し、子どもの正しい生活習慣や家庭学習の確立を目指します。
- ・地域や学校で開催される行事やボランティア活動を通して地域の人々や子どもたちとの連帯感の醸成を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・県と協力して、教育環境における現状を踏まえる中で、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター、中学校部活動外部指導者等の配置について充実を図ります。
- ・県と協力して、障がい児に対する教育環境や施設の充実を図ります。

### 3 行政経営資源の活用

- ・環境、産業、交通安全などそれぞれのかかわりの中で、児童、生徒の豊かな心の醸成に寄与するよう努めます。



# 施策 28

## 生涯学習

### ■ 現状と課題

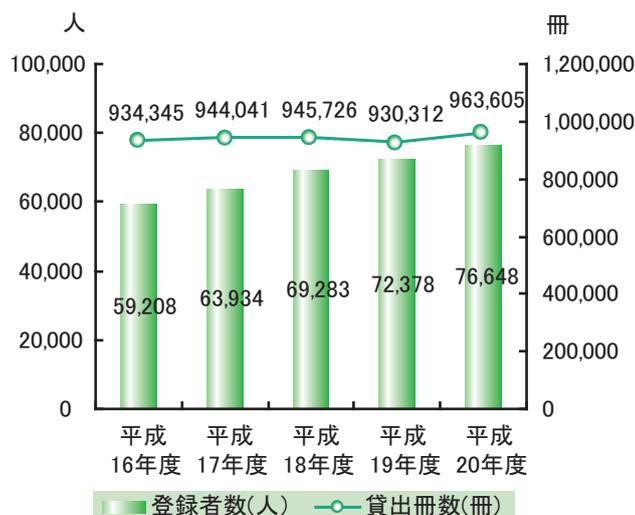
生涯学習は、国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現のために行われる学習活動です。

本市では、公民館と2つの地区文化センターで、乳幼児を持つ親のための学級や高齢者を対象とした学級、身近な環境を考える講座、地区文化祭などの社会教育事業を展開しています。図書館では、図書資料の貸出しや教養講座、文学講演会、読書活動を進めるためのイベント、図書資料を利用した調べ学習などの活動が行われています。

また、相模原市と連携した市民大学の開催、市政にかかわる講座を希望する団体に出前する「生涯学習宅配便」の充実、市民自身が今日的課題をテーマに自主企画する講座への支援など、市民の生涯学習活動を推進するよう取り組んでいます。

今後は、市民自身が、自ら関心のある学習や地域社会の課題等の解決に役立つ学習に積極的に取り組み、生涯学習による成果を生かして豊かな市民生活を送ることができる環境の構築が必要になっています。

図書館登録者数、貸出冊数



## ■ 目指す姿

市民は、自ら関心のある生涯学習や社会の要請にこたえた学習に積極的に取り組み、その成果を生かした豊かな生活を送っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	公民館・地区文化センターの講座受講者数	人	5,703 【H21年度】	6,000	7,000
	公民館及び地区文化センターで開催する講座等の年間延べ参加者数を示しています。				
2	図書館貸出利用者数	人	240,764 【H21年度】	250,000	280,000
	年間の図書館の本館、公民館図書室などでの図書資料の延べ貸出利用者数を示しています。				
3	「いつでも、どこでも、だれでも学べる」という生涯学習の環境が整備されていると思う市民の割合	%	31.3 【H22年6月】	35	40
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、31.3%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により40%に高めることを目標として設定しています。				



## ■ 施策の方向

- ・ 学習機会の提供に努めるとともに、学習活動の拠点となる施設の充実及び機能強化を図ります。
- ・ 学習情報の収集・提供体制、学習相談体制を確立し、学習環境を整備します。
- ・ 市民自主企画講座の支援体制の充実を図ります。
- ・ 生涯学習活動の指導者を養成し、推進体制の充実を図ります。
- ・ 生涯学習施設運営への市民参加を推進します。

## 重点施策

- ・ いつでも、どこでも、だれでも学べるよう公民館や図書館等による各種学級、講座等、学習機会の充実を図ります。
- ・ 子育て中の親を対象に、家庭教育に関する講座の実施や市民自身が開く講座への支援に努めます。
- ・ 生涯学習施設の整備、維持管理を計画的に行い、社会的ニーズに対応した市民サービスの向上を図ります。
- ・ 市民の読書意欲の向上及び「子ども読書活動」の推進を図るため、図書館の資料の整備、充実を目指します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 市民等と連携して学習機会の充実を図り、研究活動やシニア世代の自己表現の場として社会教育施設などを積極的に活用し、生涯学習の推進を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ 各種講座等への積極的な参加を推進するため、県生涯学習情報システムなどを活用した情報提供の充実を図ります。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 各部門の専門的知識を持った職員による出前講座などの充実を図ります。
- ・ 生涯学習に関連する庁内部局で組織する生涯学習推進会議を積極的に活用し、まちづくりの機会などへの参加を通して、市民の生涯学習活動を支援する体制を充実します。

## 施策 29 市民文化

### ■ 現状と課題

生活水準の向上に伴い、市民は、こころの豊かさや個性の尊重など精神的な充足を求めるとともに、芸術文化に対する関心を強め、日常生活におけるうるおいを重要視する傾向にあります。

本市では、地域文化の向上を図るため、年間約22万人の利用がある市民文化会館の運営、多くの市民の参加がある市民芸術祭や写真コンテスト、優れた芸術を紹介するコンサートや展示会などを開催しています。

また、伝統芸能、文化財等の保存と継承、市史の編さんに取り組み、刊行物の発行なども行っていますが、伝統芸能については継承者が高齢化する中で、後継者がいない状況が生じており、保存・継承活動に対して市の支援が必要となっています。

貴重な有形文化財や保存承継されてきた無形文化財や市史は、このまち座間がはぐくんできた個性であり、今後のまちづくりにも重要な要素となるため、今後とも、市民の関心を高め、次世代に伝える活動に取り組むとともに、多くの市民が芸術文化に親しみ豊かな生活を営むことができるよう環境を整える必要があります。



## ■ 目指す姿

市民は、芸術文化を親しみ豊かな生活を営むとともに、地域の歴史や文化財への関心を高め、次世代に伝える活動に取り組んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	何らかの芸術文化活動を行っている市民の割合	%	20 【H22年6月】	25	30
	市民アンケート調査結果では「している」と回答した市民の割合は、20%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により30%に高めることを目標として設定しています。				
2	市民文化会館の利用者数	人	228,010 【H21年度】	240,000	250,000
	1年間の市民文化会館の利用者総数を指標として設定しています。				
3	「大凧揚げ」など歴史・伝統文化が保存・継承されてきていると思う市民の割合	%	80.9 【H22年6月】	83	85
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、80.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により85%に高めることを目標として設定しています。				



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『谷戸山公園で昔にタイムスリップ』

## ■ 施策の方向

- ・文化施設の整備・維持管理及び運営の充実により、優れた芸術文化に触れる機会の拡充を図ります。
- ・市民文化の創造を目指し、文化団体の育成や指導者の養成を積極的に進めるなど、市民の文化活動を支援します。
- ・歴史・伝統文化の保存、継承に努めます。

## 重点施策

- ・市民文化会館施設の維持管理を計画的に行い、効率的な運営を図ります。
- ・市民文化会館の健全な管理運営に努めるとともに、指定管理者の能力を生かせる環境づくりを目指します。
- ・市民芸術祭、児童文化展、市民音楽祭等の開催を通じて、多くの市民に芸術文化活動の場の提供を図ります。
- ・市民の文化意識の向上とスキルアップを図ると同時に、市民自らが様々な芸術活動を活発に行える環境づくりを目指します。
- ・文化財の適正な管理と保存、継承を図るための支援を図ります。
- ・市の歴史を貴重な文化遺産として後世に継承するため、市史の編さんに努めます。
- ・文化遺産の保存と活用を図るため、郷土資料館の整備を目指します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・各種芸術文化活動について分かりやすく、きめ細かな情報を提供し、市民の積極的な事業、講座への参加を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・文化財の修復等による保存、活用を図るため、必要な経費等を国、県に支援を求めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・「大風揚げ」の紹介や健康づくりの散策ルートと協調した文化財巡りなど、他施策と連携し、文化財等への理解が深まるよう努め、保存、継承を進めます。

### ■ 現状と課題

青少年を将来の担い手として健全に、主体的に生きる大人として育成することは、国を挙げて取り組むべき目標ですが、核家族化の進展、家庭や地域における教育機能の低下、地域社会での連帯感や人間関係の希薄化、情報のはん濫など青少年を取り巻く環境は悪化しており、全国的に少年犯罪は減少化傾向にあるものの、依然として家庭内暴力や校内暴力は増加傾向にあります。

本市では、平成11（1999）年度に策定された「全国こどもプラン」に基づき、家庭と学校と地域の人々が連携して「遊び場・仲間・学びの機会」を確保し、年齢の異なる青少年が地域で交流できる場の提供や青少年のための相談活動、青少年の健全育成を図るための社会環境の健全化活動などに取り組んできました。

青少年が、未来に向かって夢や希望を持つ自立した大人となるためには、関係団体をはじめ、学校、家庭、地域と行政が緊密な連携の下に、スポーツ、文化活動など積極的に体験するための取組が必要となります。



## ■ 目指す姿

本市の青少年は、学校生活やスポーツ、文化活動を通じ、めまぐるしく変化する社会情勢にも対応して、夢や希望を抱いて積極的な社会生活を送ることのできる自立した大人になるよう成長しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	過去1年間に何らかの青少年育成活動にかかわったことのある市民の割合	%	15.4 【H22年6月】	19	21
	市民アンケート調査結果では「ある」と回答した市民の割合は、15.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により21%に高めることを目標として設定しています。				
2	青少年育成事業の参加者等の数	人	9,803 【H21年度】	11,381	12,519
	小学校ブロック子ども会スポーツ大会や成人式、青少年芸術祭の参加者総数を示しています。				
3	ボランティア活動などを通じた青少年の社会参加が増えてきていると思う市民の割合	%	22.1 【H22年6月】	24	26
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、22.1%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により26%に高めることを目標として設定しています。				



## ■ 施策の方向

- ・ 青少年の活動拠点である青少年施設の充実を図ります。
- ・ ボランティア育成のため、情報提供や各種研修会の開催に努め、組織づくりを支援します。
- ・ 青少年健全育成諸団体との連携を図るため、情報提供や連絡会の開催に努めます。
- ・ 青少年が抱くあらゆる悩みに適切な指導・助言を与えるため、青少年相談員及び青少年心理相談員による相談業務の充実に努めます。
- ・ 青少年における社会環境の健全化活動に取り組みます。

## 重点施策

- ・ 青少年の活動拠点となる居場所づくりに努め、小・中学生を対象とした自然観察などの短期教室、講座等の開催の充実を図ります。
- ・ 地域の人々と連携して「遊びの場・仲間・学びの機会」を確保し、異年齢間や地域の人々との交流や体験の場所の提供、充実を図ります。
- ・ 成長期にある青少年の直面する様々な問題について相談を受け、発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見による解決を目指します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 地域の住民や家庭、学校、青少年育成団体、各種関係機関等が相互に連携、協力して、青少年の育成と自立への支援を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ 県青少年保護育成条例等を基本に、幅広い行政機関が連携、協力しながら一体となった青少年をはぐくむ運動を推進する体制を強化します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 青少年の市政参加機会の充実や、様々な側面からの青少年への支援、情報提供に努めます。





# 政策5

暮らし快適 魅力あるまち

## 政策5 暮らし快適 魅力あるまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、安全で環境負荷の少ない交通環境、安心して住み続けられる居住環境、市民が集い、憩うことのできる空間が確保され、快適な都市生活を営んでいます。

持続的な発展が可能となる社会的資本を次世代に継承するため、中長期的な視点に立ち土地利用や都市基盤の整備、保全等に取り組みます。

道路や公園など既設の都市基盤については維持管理水準を明らかにし、新たな整備については国土・県土形成における補完性の原則の下で整備計画を定めるとともに、市の限りある経営資源を前提に、民間の資金や知恵、力を十分に活用し着実な維持管理及び整備を進めます。



**政策5 暮らし快適 魅力あるまち**

施策31 公共交通

施策32 まちづくり

施策33 景観形成

施策34 公園・広場・緑地

施策35 道路

施策36 住宅環境

施策37 基地対策



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『こんな谷戸山公園であそんでみたい』

## 施策 31 公共交通

### ■ 現状と課題

市民が安心・快適に生活するためには、移動手段の確保が不可欠ではありますが、定時に運行し、多数の市民を遠方の目的地まで一度に運ぶことのできる鉄道、バスなどの公共交通は、地球温暖化防止の点からも重要性が増しています。

本市では、総合交通体系の一環として公共交通の整備を進め、鉄道については、輸送力の増強等を目指して県及び関係市と連携し、要望活動等の推進を図るとともに、相模線の複線化や東海道新幹線新駅設置の促進に向けて関係機関等と鉄道事業者に対し、積極的な要望活動を行ってきました。

バスについては、現行バス路線の増便、新設等を事業者へ要望するとともに、バス運行情報システム機器の導入補助等を行ったほか、既存のバス路線を補完するコミュニティバスの試行運行を行っています。

今後とも、低炭素社会<sup>(※1)</sup>の構築を目指して地域環境負荷の低減を進めるとともに、高齢者をはじめ自家用車の運転が困難な市民も市内を円滑に移動できる公共交通を更に充実させる取組が必要となっています。

(※1) 低炭素社会  
地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの1つ、二酸化炭素の最終的な排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会

## ■ 目指す姿

市民が自家用車利用から公共交通へと交通手段を変更することで地域環境負荷の低減が進むとともに、高齢者をはじめ自家用車の運転が困難な市民も市内を円滑に移動できるまちになっています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	コミュニティバス、民間バス、そして鉄道などの公共交通機関が発達し、市内、市外への移動が便利になってきていると思う市民の割合	%	46.9 【H22年6月】	50	53
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、46.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により53%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 電車、バス等公共交通機関の輸送力の増強を促進します。
- ・ 安全性と快適性のある交通環境を目指して、道路網の整備と合わせた総合交通体系の整備を進めます。

### 重点施策

- ・ 都市マスタープランと整合した交通体系を整理し、具体的な交通計画を策定することにより、市民の交通利便性の向上を図ります。
- ・ 市民の社会参加の促進や交通不便地域を解消するため、コミュニティバス運行の充実を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・環境活動団体や交通事業者等と協働により、低炭素社会における公共交通施策の重要性などについて啓発を行い、自動車利用から公共交通利用への転換を進めます。
- ・駅等のバリアフリー化の促進や交通のマナー向上に鉄道事業者等と協力して取り組みます。

### 2 広域的な推進

- ・県及び関係市町と連携して、公共交通の更なる利便性の向上について鉄道事業者等に要望します。
- ・総合交通体系における交通基盤施設の現状や整備効果を分析し、県と連携して県内広域幹線道路網等の整備を推進します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・環境部門や福祉部門等における各施策推進と連携し、総合的な公共交通施策の推進に取り組みます。



# 施策 32

## まちづくり

### ■ 現状と課題

本市は、東京都心から約40km、横浜市の中心部から約20kmの距離にありますが、都市計画法の制定前の昭和40年代前半に大規模工場が進出し、これに伴い十分な道路等の都市基盤整備がなされないまま駅周辺に住宅が集中し、急速に都市化が進みました。

その後の産業構造の転換によって、これら大規模工場が閉鎖され、これに伴って関連工場の市外への移転が進み、工場跡地に住宅が建設されたことにより、さらに住工混在の状況が生じています。

また、鉄道により市域が東西に分断され、踏切が交通渋滞を招いている一方、市内の鉄道駅の周辺は、地域の拠点として整備すると魅力ある商業空間となり得るポテンシャルの高いエリアであり、今後のまちづくりの大きな課題となっています。

日本全体の人口がピークを迎え、少子高齢化が進展する中、都市整備に向けた投資余力の急速な減少が予想されますが、本市においては、国や県と連携して道路整備等を進める中で住宅が集中している地域の快適性を高めることや、また、鉄道事業者と協働して駅周辺の整備を進めることなどにより、市街地の再生に取り組んでいく必要があります。

### ■ 目指す姿

座間市内の駅周辺は、市民や来訪者にとって魅力ある地域拠点として機能しています。

また、市民、事業者相互の認識が深まり、市民の住環境、工場の事業環境などが適切に維持されています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	まちづくりルールの策定数	件	10 【H21年度】	15	20
	市街地の良好な環境の形成、維持を目指し、地域の特性に応じた地区計画、建築協定等によるまちづくりルールの策定数を示しています。				
2	自然・歴史・文化を身近に感じるまちづくりが進められてきていると思う市民の割合	%	48 【H22年6月】	50	52
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、48%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により52%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・将来都市像の実現を目指し、都市計画制度を活用した土地利用の規制及び誘導を行います。
- ・市民生活の利便性を確保するため、地域の歴史や特性に配慮し、市民の理解と協力を得ながら住居表示の推進を図ります。
- ・地区の特性を生かし、住民等が主体となった地域のまちづくりを推進します。
- ・鉄道による市域分断を解決するための検討を行います。
- ・地域拠点（相武台前駅、座間駅、小田急相模原駅周辺地区、さがみ野駅周辺地区）の計画づくりと熟度に応じた整備を市民、鉄道事業者等と協働で進めます。
- ・座間西部地域土地利用方針に基づき、事業担当課による整備計画の構築を図ります。
- ・関連する道路整備の進捗状況を踏まえながら、栗原東部地域土地利用方針策定を目指します。

## 重点施策

- ・都市の将来像を明確にするとともにまちづくりの目標を明らかにし、現状の課題に対応した将来的な土地利用、道路、公園、下水道等の整備方針を策定し、今後のまちづくりを進めます。
- ・住所の表示方法を、土地の地番号による複雑な形態から合理的で分かりやすい方法に住民参加で改め、市民生活の利便性を向上します。
- ・地域住民のまちづくりに対する意識を高め、住民等が主体となった地域のまちづくりを推進します。
- ・駅周辺における道路等の都市基盤を整備し、地域商業の活性化や都市型住宅の供給及び歩道状空地の整備を進め、地域拠点の形成を図ります。
- ・座間西部・東部地域の土地利用について、計画の理解を求めるとともに、保全と整備に向けた計画の策定を目指します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 総合計画・都市マスタープランに描かれた都市像を実現するために地域との連携を深め、市民と協働でまちづくりルールを定めます。
- ・ 地域住民のまちづくりに対する意識を高めるため、市は分かりやすい情報提供に努め、市民、各種団体等は、市と協働でまちづくりを考え、それを実践につなげていく取組を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 広範囲な都市間を結び、都市軸の基本となる国道246バイパス整備計画の早期決定を、県を通じ、国に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ デジタル化された地図・基礎情報を関連部門と共有し、地図等の作成業務等に係る事務の効率化を図ります。



# 施策 33

## 景観形成

### ■ 現状と課題

本市の地勢は、中央部を南北に縦断する座間丘陵を境として、東部には相模野台地が、西部には相模川の河岸段丘を境に沖積低地が広がり、さらに、中央を目久尻川、西端を相模川が流れ、坂や段丘が多く、地域ごとにそれぞれ特色のある景観が見られます。

こうした景観をまちづくりに生かすため、本市では、景観法に基づき平成18（2006）年4月に「景観行政団体」となり、平成20（2008）年3月に景観条例を制定し、同年10月には景観計画に基づく取組を行っています。

まず、座間市全域を対象として、良好な景観形成を図るための方針（景観マスタープラン）を定め、この方針に基づき、良好な景観づくりを推進するために、景観法に基づく具体的な規制・誘導などを行っています。

今後は、都市計画法、建築基準法、都市緑地法など関連する様々な法律や都市マスタープラン、緑の基本計画などの行政計画と連携を図り、市民、事業者などの参画と協力を得て、総合的な施策としての推進が重要となります。

なお、景観計画は、社会動向の変化や関連計画との整合及び住民提案等による特定景観計画地区の指定など、運用を通じて内容を充実するための見直しを図る必要があります。

### ■ 目指す姿

市民は、計画的に保全・育成された心に残る座間市らしい景観の中で、心地よく暮らしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	景観重要公共施設の制定数	箇所	0 【H21年度】	11	13
	道路・公園・河川・橋りょうなどの公共施設のうち、景観形成上、大きな影響を与える公共施設を景観重要公共施設として、国、県等の関係機関との協議・同意により制定する箇所数を目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 良好な生活環境を維持保全・創出するため、地域の景観特性を生かしたまちづくりに関する様々な施策の充実を図ります。

### 重点施策

- ・ 市の景観条例の趣旨について啓発を図り、手続を促進します。
- ・ 適正な制限について住民の合意形成を図りつつ、地域の自然、歴史などと調和した良好な景観形成を図ります。
- ・ 屋外広告物法に係る県条例の事務移譲を受け、地域の景観に即した看板等の指導を実施します。
- ・ 違法な行為を未然に防止するため、情報収集機能の強化を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 地域の景観特性を生かした市の景観計画に沿った取組への参加を図り、良好な住環境の保全に向けたルールづくりを進めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 広域的景観の保全について、複数の市町村と連携して方針を調整し、その明確化を図ります。
- ・ 景観計画等の策定に当たって、専門家短期派遣制度等を含む専門相談機関の設置を求めます。
- ・ 寄付等に対する税制優遇措置や景観形成協力者への補助制度の確立を要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 道路部門や建築部門等の許認可担当との連携を強化し、庁内横断的に景観形成を推進します。

## 施策 34

# 公園・広場・緑地

### ■ 現状と課題

公園、広場、緑地は、身近な都市の空間として、また災害時の避難場所として重要な役割を担っています。

都市公園については、市民1人当たりの面積が、平成19（2007）年度時点で4.51㎡（県平均は4.84㎡）となっており、公園面積が少ない地域がありますが、こうした地域では宅地化が進んでおり、公園、広場の用地確保が困難となっています。

緑地については、相模川河岸段丘の斜面などに樹木地が存在し、都市緑地法や条例等により保全すべき地区として指定したもの、開発指導要綱に基づき事業者が緑化した緑地、道路沿いのさくら並木などの緑道や緑地、河川や湧水の水辺に設けられた広場などがありますが、緑地等の保全や維持管理については多くの課題があります。

また、公園等への花植え活動の支援などの緑化施策、事業者等への開発指導要綱に基づく指導、民有地への生垣設置奨励制度等による支援などを行っていますが、こうした取組を全市的な緑化運動として展開していくために、緑化祭りを開催し、広く市民への緑化意識の高揚に努めてきました。

今後は、市民が公園、広場、緑地を集い、やすらぎ、憩う場として、また、自然とふれあう場として活用し、健やかに暮らすことができるよう、整備計画の検討や市民と協働による維持管理の仕組みをつくるなどの方策を進めることが必要となります。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『座間に緑とヒマワリを！』

## ■ 目指す姿

市民は、市内の公園、広場、緑地、水辺等において、集い、憩い、それぞれに適した活用を行い、健やかに暮らしています。また、自らも清掃やせん定などに積極的に取り組むなど、公園等が快適に維持管理されています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	地域において、公園・広場が整備され、憩いの場となってきたと思う市民の割合	%	45.8 【H22年6月】	50	55
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、45.8%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により55%に高めることを目標として設定しています。				
2	緑地の保全や「緑化祭り」の開催などにより、緑が保全され、緑化意識が高まっていると思う市民の割合	%	55.9 【H22年6月】	58	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、55.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・公園、広場等の整備を進めます。
- ・市民等と協働により公園等の環境整備について計画を策定し、維持管理体制の整備を目指します。
- ・緑地、樹木地等の確保、保全を目指します。
- ・緑化意識の高揚を目指します。

## 重点施策

- ・自然環境を生かし、防災機能等を持ち合わせた公園、広場等の整備を進めます。
- ・公園利用者の利便性の向上や安全性を確保するため、維持管理計画による効率的な改修等を図ります。
- ・樹木保全地域指定等の保全策により、良好な樹林地等の確保、保全を目指します。
- ・公園、広場、緑地等の環境整備のため、地域住民等との協働により、計画策定、維持管理体制の整備を目指します。
- ・緑あふれる住環境を確保するため、市民と協働による花とうるおいのある緑地づくりを推進し、市民の緑化意識の高揚を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・公園行政における現状や課題の情報提供を積極的に行い、市民と美化等に協力し合う公園づくりを推進します。

### 2 広域的な推進

- ・国、県と連携して、確保が困難な市街化区域の緑地等の保全や小規模公園の整備等に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・公園管理システムの充実を図り、適正な財産管理に努め、市民からの要望等への迅速な対応に努めます。



# 施策 35

## 道路

### ■ 現状と課題

道路は単に自動車交通に主眼をおいた人や物の流れの円滑化や、市民生活、産業活動の効率性だけではなく、火災や震災に対する生活の安全性を確保する防災機能、都市の快適性やイメージを形成する都市空間としての機能も果たしています。しかし、車に依存してきた社会活動の結果として、交通災害や地球温暖化などの環境負荷が深刻な問題として認識される中、自動車使用を抑制する交通体系の構築が社会的に要請されています。

本市では、これまで、幹線道路から生活道路に至る道路網の整備に努めるとともに、維持管理体制の充実を図りつつ、貴重な公共空間として、地域特性を生かした道路緑化などによる快適化、高齢者や障がい者が安全に安心して利用できるバリアフリー化を進めてきました。

こうした中であって、計画延長が約50.9kmの都市計画道路については、整備率は44.4%にとどまっており、市民アンケートにおける道路整備に対する満足度は極めて低い評価となっています。しかしながら「座間都市計画道路3・4・3号相模原二ツ塚線」については、県を主体に県道51号町田厚木線から県道50号座間大和線までの区間で整備が進められています。また、「座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線」については、県及び関係する自治体と事業実施に向けた調整を図っています。

だれもが安心して通行できる道路環境の創出を目指すためには、日々の暮らしの中で利便性が高く、快適で環境や景観に配慮された質の高い道路づくりの考え方を軸に、地域のまちづくりとの一体性なども考慮した道路を形成する必要があります。

また、災害時にも道路としての機能を果たすことができるよう、幹線道路や生活道路の整備や安全性を向上させるバリアフリーも基本とした効果的な手法を見出し、地域のまちづくりとも連携しながら、確実に取り組む必要があります。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『相模川に行く途中の坂』

## ■ 目指す姿

市民は、日々の暮らしの中で利便性の高い快適な道路を使用しているとともに、それらは災害時にも道路としての機能を果たしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	安全、快適な道路になってきていると思う市民の割合	%	31.6 【H22年6月】	34	36
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、31.6%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により36%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・都市計画道路の整備を進めます。
- ・安全で快適な道路等の整備・維持管理に努めます。
- ・狭あい道路の解消に努めます。
- ・うるおいのある道路空間の創出に努めます。
- ・耐震性を考慮した橋りょうの長寿命化対策等を進めます。
- ・景観等に配慮した橋りょうの整備を進めます。

## 重点施策

- ・南北軸、東西軸の骨格となる都市計画道路の整備を図ります。
- ・地域住民等との協働により、道路緑化を推進し、コミュニティの醸成を図ります。
- ・地域住民等との協働により、地域の道路現状や問題点を総合的に把握し、その対策の計画的な推進に努めます。
- ・適正かつ迅速に道路を管理するため、道路台帳を充実して道路管理業務の効率化を図ります。
- ・バリアフリーに配慮した歩道や自転車道の設置等、安全施設の整備を図ります。
- ・道路パトロールの強化、維持管理体制を充実します。
- ・建築指導等により、建築後退線用地の確保を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・安全で安心な道路交通を確保するため、地域住民等との協働により、地域の道路の現状や問題点を総合的に把握し、その対策の計画的な推進に努めます。
- ・市の積極的な情報提供により、市民と道路の現状と課題を共有し、美化等に協力し合う道づくりを推進します。

### 2 広域的な推進

- ・道路用地の確保及び管理に対応する補助の創設を要望します。
- ・安全で快適な幹線道路や生活道路の整備を推進するため、国へ補助対象事業の拡大を要望します。
- ・道路ネットワークの骨格となる都市計画道路の整備を県とともに進めます。
- ・座間都市計画道路3・4・3号相模原二ツ塚線の早期完成を県に要望します。
- ・座間都市計画道路3・3・2号広野大塚線の早期着工を県に要望します。
- ・座間都市計画道路3・4・5号座間南林間線の早期着工を県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・デジタル化された地図・基礎情報を関連部署と共有し、地図等の作成作業に係る事務の効率化を図るとともに、道路閲覧システムの充実を図り、利用者の利便性の向上を図ります。



## 施策 36 住宅環境

### ■ 現状と課題

住宅は、生活の基礎となる「衣」「食」「住」の中でも、人間の生活の器として重要な要素であり、生活を発展させる契機となり、個人の資産であると同時に、社会的な資産でもあり、都市を創り出す基本となります。

本市では、地震時における住宅の倒壊による被害を軽減するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20（2008）年度に耐震改修促進計画を定め、平成27（2015）年度までに住宅の耐震化率90%、また、特定建築物等<sup>（※1）</sup>全体で、耐震化率94%を目標に取り組んでいますが、費用の問題はもとより、耐震改修工事の効果に対する信頼性を高める詳細な情報提供等を図る必要があります。

また、市営住宅については、市民が経済的に困窮した場合にも市内で生活を続けられるよう、これまでに、木造住宅を中低層住宅へ建て替えし、また、借地に存在する老朽化した市営住宅を民間から借りた共同住宅に転換した結果、合せて340戸（平成21（2009）年度）となり、その維持管理に取り組んできました。

しかし、市営住宅に対する要求も多様化しており、急激に進む高齢化や障がい者に配慮した対応が求められているため、既存の市営住宅について、市営住宅管理計画に基づき、整備等に努める必要があります。

今後とも少子高齢社会に対応して、市民が安全、安心な生活を営むことができるよう、快適な住環境を確保する取組が必要となります。

（※1）特定建築物等

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第6条第1号に定める学校、病院、社会福祉施設など多数の者が利用する一定規模以上の建築物。

## ■ 目指す姿

市民は、市有建築物をはじめ市内の建築物の安全性や快適な環境の確保により、安心して生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市営住宅建替事業(4住宅)	%	0 【H22年度】	25	50
	市営住宅建替事業は、平成27年度までに長安寺住宅を、平成32年度までに四ツ谷住宅の建て替えを計画し、残る東原住宅及び西原住宅については平成38年度をめどに建て替えを計画しておりその進捗率を示しています。				

## ■ 施策の方向

- ・地震時における木造住宅の倒壊による被害の軽減を図るため、市民に対して耐震診断及び耐震改修の必要性について、普及啓発に努めます。
- ・市営住宅の居住環境を確保するため、計画的かつ効率的な整備、修繕、維持管理を進めます。
- ・開発等事業指導要綱に基づく建築指導を積極的に進め、良好な都市環境の確保を目指します。
- ・安心して居住できるよう急傾斜地のパトロール事業を進め、災害の未然防止に努めます。
- ・公共建築物等における営繕業務の事務効率の向上を目指します。

## 重点施策

- ・耐震診断や耐震改修に関する情報提供、技術的・経済的支援についての施策を進め、建築物の所有者が主体的に耐震化の取組ができる環境を目指します。
- ・「市営住宅管理計画」（平成22（2010）年4月策定）に基づき、市営住宅の建て替えを実施し、既存住宅の居住環境に配慮した維持管理に努めます。
- ・公共建築物及び付属施設の営繕業務（新築・改修等）に係る設計及び施設管理の省力化を図るため、既設建物図面のCAD化<sup>(※1)</sup>を進めます。

(※1) CAD化  
コンピューター支援設計ともよばれ、コンピューターを用いて設計すること。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市営住宅入居者同士が互いに協力し、市営住宅及び共同施設について正常な状態を維持する取組を進めます。

### 2 広域的な推進

- ・耐震支援制度に係る補助金及び税の特例措置等の拡充を国、県に要望します。
- ・がけ崩れによる災害を防止するため、急傾斜地崩壊対策事業の推進を県に要望します。
- ・市営住宅維持管理に係る補助金等の充実を国、県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・市有施設の管理（図面等）のO A化により、公共工事の設計・積算事務の合理化、省力化、施設管理の効率化を図ります。



### ■ 現状と課題

本市には、市域の3.5%、約62haの面積を占める米陸軍基地「キャンプ座間」が存在しており、陸上自衛隊が一部共同使用しています。その位置は、小田急線相武台前駅に近く、まちづくりの上での阻害要因となるなど、基地が所在することによる負担を強いられています。そのため、長年にわたり基地の整理、縮小、返還と負担の軽減策を国に求め続けてきた結果、これまでに市民体育館用地をはじめ約5.9haが返還されました。また、平成15（2003）年に米大統領が表明した米軍再編に伴い、基地恒久化への解消方策を示すよう市民一体となって国に求めた結果、平成20（2008）年8月に恒久化解消の方策として国と直接協議する場の協議機関である「キャンプ座間に関する協議会」が設置されました。そして、平成21（2009）年10月には、新たに5.4haの返還候補地が国から示されました。

今後は、この返還候補地が市民のために有効活用できるよう国との協議を進めるとともに、更なる負担軽減策等についても求めていく必要があります。

また、隣接する綾瀬市、大和市に位置する厚木基地の米海軍空母艦載機等の騒音は、長年にわたり市民生活に大きな不安と支障を与えており、県及び周辺市と協力しながら、航空機騒音問題の抜本的解決を求めてきました。

こうした中、平成18（2006）年5月の在日米軍再編協議において、騒音被害の主な原因である空母艦載機等59機を平成26（2014）年までに移駐させることが日米両政府間で合意されましたが、移駐実現までには多くの課題が存在しています。

さらに、基地が所在することに対する基地交付金等や厚木基地を含めた防衛施設周辺的生活環境整備についての助成策は、いまだ十分なものとは言えず、今後も、その充実、強化を求めていく必要があります。

## ■ 目指す姿

キャンプ座間が存在することによる様々な負担が軽減され、部分返還された土地は、市民のために有効利用されています。また、厚木基地の航空機騒音の解消が図られ、市民は、不安のない静かな環境で暮らしています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	キャンプ座間の負担軽減への取組が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	12.5 【H22年6月】	20%	25%
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、12.5%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により25%に高めることを目標として設定しています。				
2	厚木基地の航空機騒音が軽減されたと思う市民の割合	%	30.2 【H22年6月】	50%	70%
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、30.2%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・基地の全面返還を基本姿勢とし、当面、部分返還と負担の軽減策等を国へ要請します。
- ・覚書（昭和46（1971）年）の履行を引き続き関係機関に強く要請します。
- ・キャンプ座間の部分返還された土地の有効利用を検討します。
- ・キャンプ座間及び厚木基地周辺対策の充実、強化を国に強く要請します。

## 重点施策

キャンプ座間の部分返還された土地について多角的に検討し、有効利用を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ キャンプ座間に関する協議会において、基地の整理、縮小、返還と負担軽減策等の促進を求めます。
- ・ 座間市基地返還促進等市民連絡協議会との連携を図ります。
- ・ 基地対策に関する取組について、市民への情報提供に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 基地交付金制度等、財政援助措置の充実を関係機関に要請します。
- ・ 航空機騒音の抜本的解消や住宅防音工事の拡充等、生活環境の整備について関係機関に強く要請します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ キャンプ座間の部分返還された土地を有効活用するため、庁内組織の連携を図ります。





# 政策6

きよらかな水 大切に守るまち

## 政策6 きよらかな水 大切に守るまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、安全でおいしい水の供給を安定して受けています。また、下水道の適切な維持・管理により、衛生的な生活が営めるとともに、大雨の時でも浸水などの被害が少ないまちになっています。

水道事業や下水道事業の果たすべき役割を踏まえて、計画的な施設整備や維持管理のための事業を着実に実施するとともに、お客様サービスの向上や経営の効率化、健全化を図ります。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『さまのほたる』



政策6 きよらかな水 大切に守るまち

施策38 上水道

施策39 下水道



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『水車としらさぎ』



# 施策 38 上水道

## ■ 現状と課題

本市の上水道は、昭和30（1955）年1月の一部給水開始以来、半世紀を超える歴史があります。現在はキャンプ座間を除く座間市全域に普及するまでになり、給水量の一部は神奈川県企業庁の分水を受けているものの、地下水を主たる水源として運営しており、市民からも「おいしい水道水」と高い評価を得ています。

現在は、水道事業に対する市民満足度の向上を目指した「座間市水道事業経営プラン」に基づき、事業経営を進めるとともに環境に配慮した省エネルギー対策に取り組んでいます。

今後は、市民が安全で「おいしい水道水」を安定的に利用できるよう、水質管理や施設の更新に加え、事故や災害対策などの危機管理を強化する必要があります。

また、節水機器の普及等節水型社会の到来により、給水量は減少の一途をたどり、これに伴う料金収入も減少していることから、更なる事業の見直しを図り、経営の健全化に取り組む必要があります。

## ■ 目指す姿

市民は、市内において、いつでもどこでも安定的に水道を使用でき、安全でおいしい水を飲むことができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	回収率(水道事業)	%	86.3 【H21年度】	100	100
	給水に要する費用が給水収益（料金収入）によりどの程度回収されているかを示しています。 （供給単価÷給水原価×100）				
2	地下水を水源とした水道水が、安心して飲むことができると思う市民の割合	%	77.9 【H22年6月】	79	85
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、77.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により85%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 地方公営企業として経済性を発揮し、健全な運営を継続していきます。
- ・ 地球環境及び地域環境の保全への貢献に努めます。
- ・ 水道水の安定供給を図り、次世代へおいしい座間の水をつなぎます。

## 重点施策

- ・ 収納率を向上するとともに、適正な料金設定を行い、効率的な業務運営を図ります。
- ・ 効率的な水道システムの構築による省力化と新エネルギー利用に努めます。
- ・ 高経年化した水道施設の更新を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 水道事業に対する理解を深める情報を広く提供し、「おいしい座間の水」を次世代へ継続していきます。

### 2 広域的な推進

- ・ 安全で安心な水を供給するため、国及び県との適切な連携による情報提供を受け、水道事業を運営していきます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 水道事業の専門的知識を持った職員による水道に関する相談体制や出前講座などの充実を図り、市民サービスの向上に努めます。



# 施策 39 下水道

## ■ 現状と課題

生活雑排水等をきれいな水にして河川や海に戻したり、降雨時の都市型災害を予防したりすることを目的として公共下水道事業を推進していますが、大別すると汚水と雨水に分かれます。

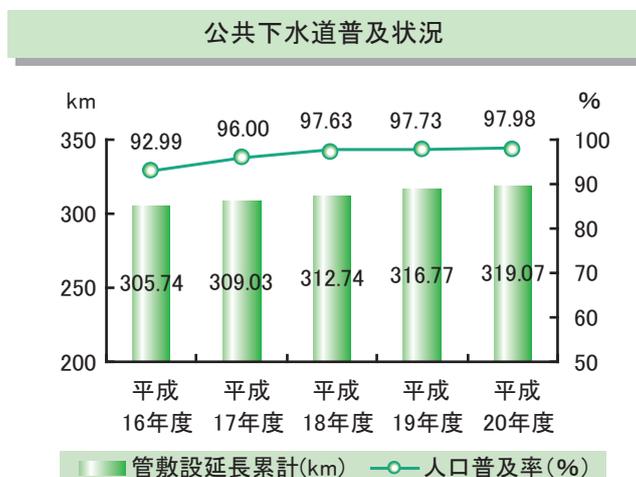
汚水に関する下水道は、家庭や工場などから排出される汚水を、未処理のまま地下浸透させたり、水路に放流したりすることを防ぎ、良好な生活環境を守り河川や海などの公共用水域の水質保全に必要なものであり、雨水に関する下水道は、雨が都市活動に大きな影響を与えないよう、雨水を河川に排除するとともに、貯留や浸透の雨水施設を充実させることにより、浸水被害の軽減や解消を図るためのものです。

本市の市街化区域の汚水に関する公共下水道は、平成20（2008）年度で整備率が94.6%、接続率が91.5%であり、各家庭で水洗化が進み、平成32（2020）年にはともに100%を目指して整備を進めています。

雨水に関する下水道については、浸水被害の発生する個所を重点に整備し、浸水被害の軽減に努めてきました。

今後は、汚水に関する公共下水道の接続率向上のため未接続世帯への個別訪問等を行うとともに、市街化調整区域の効率的な汚水処理方法を検討し、整備に努める必要があります。

また、都市化による不浸透面の増大や集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、雨水に関する公共下水道の整備も進める必要があります。



## ■ 目指す姿

市民は、公共下水道の汚水整備がされた区域において各家庭で水洗化が進み、快適に公共下水道を利用しています。

また、雨水対策が進み、集中豪雨等による被害が少ないまちになっています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市街化区域の公共下水道(汚水)接続率(人口)	%	91.5 【H21年度】	96	100
市街化区域内の人口に対し、公共下水道に接続して、水洗化した割合を示しています。					
2	下水道の整備が進み、身近な川の水がきれいになってきていると思う市民の割合	%	59.4 【H22年6月】	65	70
市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、59.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。					

## ■ 施策の方向

- ・ 雨水対策事業を推進し、浸水被害の軽減に努めます。
- ・ 下水道施設の整備、維持管理を計画的に行います。
- ・ 下水道事業の経営の健全化を図ります。

### 重点施策

- ・ 浸水被害の多く発生する地域から雨水管の整備等を行うとともに、雨水の浸透や一時貯留等の施設による雨水流出抑制を推進します。
- ・ 下水道施設の長寿命化や地震対策を強化するとともに、下水道未設置個所の市街化調整区域について個別排水処理も考慮し効率的な施設整備を進めます。
- ・ 使用料収納率の向上や業務の効率化を押し進めるとともに、適正な料金改定を行います。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・下水道事業の分かりやすい情報を提供することで、施設の意義や必要性の理解を深め、効率的な運営を図ります。

### 2 広域的な推進

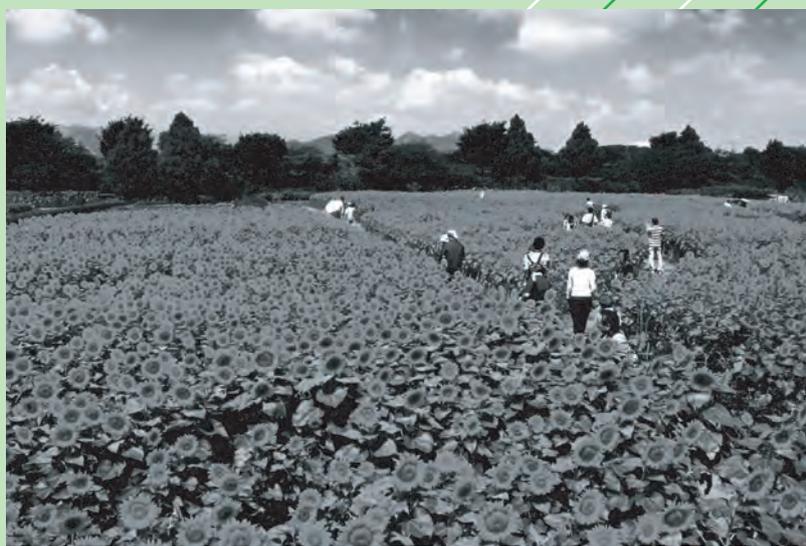
- ・下水道整備計画に基づいた施設整備に当たり、補助対象事業等の拡大、充実を国に要望する中で、計画的な整備を推進します。
- ・河川の管理者とともに、広域的に公共下水道事業を推進することで河川環境の向上を図ります。

### 3 行政経営資源の活用

- ・下水道台帳閲覧システムをほかの庁内の情報と連携するなど、情報の提供方法を改善し、市民サービスの向上を図ります。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『自然いっぱいの龍源水』



# 政策7

地球にやさしい 活力あるまち

## 政策7 地球にやさしい 活力あるまち

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民や事業者は、世界的な地球温暖化への取組や、ごみの分別や減量化・資源化など環境負荷の軽減に積極的に取り組み、自然と調和した良好な環境を形成しています。

産業においては、個々の経営が安定していることはもとより、農商工連携のもとで地域資源の観光資源としての活用などにより、地域経済の活性化が図られるとともに、安定した雇用と福利厚生が確保されるなどにより、充実した生活環境が維持されています。

市民が低炭素社会の実現に向けてライフスタイルの転換を図ることができるよう、市の環境関連情報を提供するなど、市民等の環境に対する取組を支援します。

また、農業における地産地消や商業における商店街の活性化、工業における道路をはじめとした基盤整備などの課題は、産業の1分野での解決が困難なものばかりであり、地域産業の活性化に市民や事業者と協働で市を挙げて取り組む中で、解決を目指します。

座間市在住の勤労者に対して国、県、市商工会等の関連機関と連携して、雇用情報の提供、雇用相談、就労あっせんなどによる支援を行います。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『快晴とシジュウカラ』

政策7 地球にやさしい 活力あるまち

施策40 環境保全

施策41 湧水・地下水保全

施策42 資源循環社会

施策43 農業

施策44 商・工業

施策45 観光



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『おいしかった名物まんじゅう』



# 施策 40

## 環境保全

### ■ 現状と課題

地球温暖化は、生存にかかわる脅威とも言われ、後世の人類が何代にもわたって影響を受ける可能性のある深刻な問題であり、その防止に向けて、「気候変動枠組条約締約国会議」(※1)など、様々な国際的な取組が進められています。一方、地球温暖化の原因である温室効果ガス排出量の削減につながるのは、一人ひとりの市民の行動であり、事業者の省エネ先端技術導入や試みであることを考えると、広域的な施策とともに、地域の取組の積重ねが重要となってきています。

本市では、平成9(1997)年度に「座間市環境保全行政施策推進指針」を策定し、平成11(1999)年度には「「市民」「事業者」「行政」の行動計画書」を策定し、緑化の推進、大気、水質の保全、電気やガスの使用量の削減、節水、ごみの発生抑制や再資源化・再利用の推進など市民、事業者、行政が実施すべきことをまとめました。また、市も一事業者との認識に立って、国際標準規格にのっとった環境マネジメントを運用してきました。

今後も、国や県と連携しながら、地球温暖化防止に係る情報提供や施策の着実な推進を図り、家庭や事業者などに対し、省エネ行動やライフスタイルの転換を促進します。

また、市内における騒音等の発生状況は、かなり改善されつつありますが、今後とも継続して、工場や事業所の監視や指導を行うとともに、事故が発生した場合には、迅速かつ適切に対処します。



(※1) 気候変動枠組条約締約国会議

地球温暖化防止のために1992年の地球環境サミットで採択された気候変動枠組条約(UNFCCC)に参加する国により温室効果ガス排出防止策等を協議する会議。

## ■ 目指す姿

市民や事業者は、人と自然が共生する静かでやすらぎのあるまちを目指し、地球環境への負荷の少ない生活を営んでいます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	家族や地域、職場等で地球温暖化防止（温室効果ガス削減）に取り組んでいる市民の割合	%	60.7 【H22年6月】	65	70
	市民アンケート調査結果では「積極的に取り組んでいる」「取り組んでいる」と回答した市民の割合は、60.7%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。				
2	市が率先して環境保全に努めていると思う市民の割合	%	34 【H22年6月】	50	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、34%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています				

## ■ 施策の方向

- ・地球温暖化防止に向け、目標を共有化し、市民、事業所等との協働による環境保全を目指します。
- ・工場、事業所等の公害防止対策を推進します。

### 重点施策

- ・環境基本条例を制定し、これに基づく環境基本計画を策定します。
- ・環境マネジメントシステムを運用し、市も一事業者との認識に立って、地球温暖化防止対策を進めます。
- ・市民、事業所などと連携し、温室効果ガス排出量削減の取組を支援します。
- ・市民、事業所などと連携した環境保全に関する普及啓発、環境学習を充実します。
- ・工場、事業所に対して公害防止に係る監視、指導を行います。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

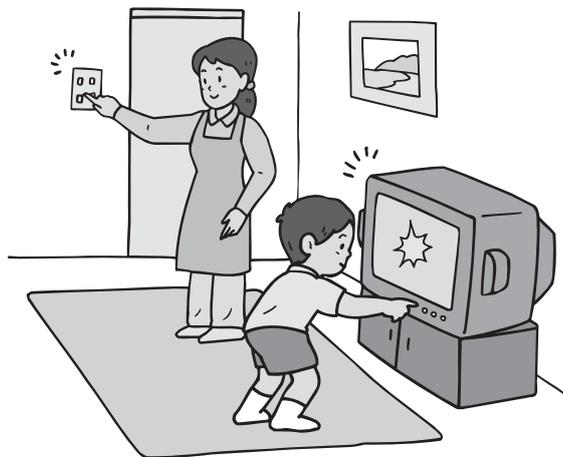
- ・環境基本条例の制定後、環境基本計画を策定し、市民、事業所等と目標を共有化して、協働による環境保全を目指します。

### 2 広域的な推進

- ・国、県による広域的な環境意識の啓発を要望するとともに、事業協力します。
- ・国、県に対し、市民等による地球温暖化防止の取組への補助を求めるとともに、連携して省エネ行動やライフスタイルの転換を促進します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・環境基本計画等の策定により、庁内横断的に環境保全に取り組みます。
- ・地球温暖化防止の推進のため、太陽光発電設備や電気自動車の普及に取り組みます。



# 施策 41

## 湧水・地下水保全

### ■ 現状と課題

地下水は、水道水源や農業や工業などの産業用として広く利用され、私たちが生活を営んでいく上で必要不可欠なものであり、本市においても、豊富で良質な地下水の恩恵を受けて発展してきた歴史があります。

しかし、近年の急速な都市化は、湧水、地下水の質や量に大きな影響を生じさせました。このため、「座間市の地下水を保全する条例」や「座間市地下水保全基本計画」に基づき、湧水、地下水の水質測定や水位観測などの事業を実施し、地下水の適正な利用と保全を進めてきました。

今後も将来にわたり、安心・安定した地下水を確保するために、「市民共有の財産」という認識の下、市民、事業者、行政が一体となって湧水・地下水の水質及び水量保全に取り組んでいく必要があります。

### ■ 目指す姿

市民は、湧水・地下水の水質及び水量の保全により市民生活に必要な水が確保され、うるおいのある生活を送っています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	地下水保全のために雨水の地下浸透に努めたいと思う市民の割合	%	11.6 【H20年11月】	20	30
	市民意識調査の結果では雨水の地下浸透に努めたいと回答した市民の割合は、11.6%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により30%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・地下水のかん養と地下水量の計画的な管理を進めます。
- ・地下水や土壌の汚染防止を進めます。

## ■ 重点施策

- ・雨水の地下浸透を促進し、湧水の保全及び地下水のかん養を進めます。
- ・工場、事業所による地下水の取水について指導を行うとともに、座間市地下水保全基本計画に基づき、地下水量の計画的な管理を進めます。
- ・地下水や土壌の監視調査を定期的に実施し、汚染の防止を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市民や事業者等と連携し、雨水の地下浸透への取組を進めるとともに、地下水保全のPRを進めます。

### 2 広域的な推進

- ・県などと連携、協力して、市域を越えた広域的な地下水の保全や汚染防止を進めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・上水道部門や都市計画部門などと連携、協力して、湧水の保全及び地下水のかん養を進めます。
- ・商・工業担当と連携して、事業者などによる雨水の地下浸透への取組を促進します。



# 施策 42

## 資源循環社会

### ■ 現状と課題

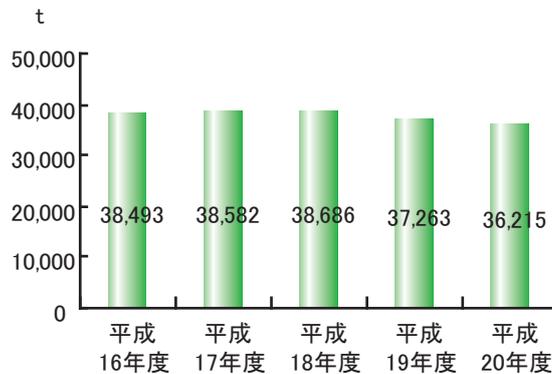
人類が20世紀に入って目指した大量生産・大量消費型の経済社会は、私たちに大きな恩恵をもたらしてきましたが、他方で、物質循環の環を断つ、大量廃棄型の社会というマイナスの側面も有していたため、近年、国では、各種リサイクル法を制定し、循環型社会の形成に向けた仕組みづくりを進めています。

本市では、現在、家庭から排出される一般ごみや資源ごみの分別収集及びリサイクルセンターやリサイクルプラザの運営を行っていますが、市民1人当たりのごみ全体の排出量は1日に804gで、県内市町村では最小であり、その内の燃えるごみの排出量は市民1人当たり1日に569gと、県内では7番目に少ない自治体となっています。

しかしながら、本市が海老名市、綾瀬市と共同で行っている一般廃棄物の焼却施設の更新時期が迫っており、建設する焼却施設の規模を縮小し、建設費用の軽減を図るため、また、環境負荷の軽減のためにも、更なるごみの減量化が求められています。

今後は、分別、資源化の徹底に加えて費用負担のあり方についても検討を進める必要があります。

ごみの年間処理量



## ■ 目指す姿

ごみの分別や減量化・資源化に対して、市民や事業者の意識が高く、確実に行われています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	市民1人当たりの可燃ごみの年間排出量	kg	208 【H20年度】	193	183
	いかにごみの減量化が進んでいるかの目安として市民1人が排出する「可燃ごみ」の量を示しています。				
2	意識的にごみを減らそうとしている人の割合	%	88.4 【H22年6月】	91.5	95
	市民アンケート調査結果では「徹底して減らそうとしている」「減らそうとしている」と回答した市民の割合は、88.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により95%に高めることを目標として設定しています。				
3	分別収集や資源物回収などによりごみの減量化が進んできていると思う市民の割合	%	55.1 【H22年6月】	58	61
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、55.1%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により61%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ごみ減量化や適正な分別、排出の啓発を進めます。
- ・資源物の有効利用を進めます。
- ・ごみ、資源物などの収集体制を整備します。
- ・不法投棄の抑制を図ります。

## 重点施策

- ・ごみの適正な分別、排出やごみ減量化、リサイクルの啓発を進めます。
- ・市民等によるごみ減量化を図るため、生ごみ処理機の購入補助やリサイクルへの取組を促進します。
- ・事業系ごみの減量化及び事業者等の自己処理責任による適正処理を促進します。
- ・資源物のリサイクルや有効利用を進めます。
- ・ごみ有料化の導入を検討します。
- ・ごみ、資源物などの円滑な収集体制を計画的に整備します。
- ・不法投棄防止の啓発を進めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市民等によるごみ減量化への取組を支援します。
- ・地域住民による美化活動を促進します。

### 2 広域的な推進

- ・容器包装廃棄物を回収するデポジット制度の創設などリサイクル推進を国に求めます。
- ・家電リサイクル実施における様々な課題（費用の支払い方法、不法投棄対応）の解決を国、県へ求めます。
- ・製造品の適正なりサイクルや処分について、製造者責任を明記した法整備を国に求めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・収集体制の整備について、行政の責任及び民間と行政の役割分担を明確にした上で、計画的に進めます。



## 施策 43

## 農業

### ■ 現状と課題

近年、農業に対して、国内の食料自給率の向上をはじめ、新鮮で安全、安心な食料の供給が強く求められており、また、農地は食料の重要な生産資源であるとともに、良好な緑地景観の保全、自然災害の防止といった多面的な機能を有しています。

本市の農業地域は、相模川に沿って平たんに広がる西部地域の一定の土地基盤が整った水田地帯と、東部の丘陵地帯に位置する露地野菜を中心とした畑作地帯とに大別することができますが、農業労働力の高齢化や後継者の不足、農産物価格の低迷に伴う農業経営への圧迫などにより、年々農地面積、農家戸数ともに減少の一途をたどっており、加えて未利用地が増加傾向にあります。

こうした中、本市では「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成22（2010）年策定）」などに基づき、関係機関との連携の下、中核的農家の育成、支援をはじめ、農用地利用集積計画による農地の有効活用の推進、経営安定への支援を行うとともに、農業生産基盤の整備、地産地消の促進、市民農園の開設など各種の事業を行っています。

都市農業を展開する本市にあっては、引き続き貴重な農地を保全し、有効に活用することが重要であり、今後においても従来からの施策をさらに充実させるとともに、地球規模で環境問題が深刻化する中、農薬、化学肥料の使用を極力抑えた環境保全型農業の促進が求められています。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『ぼくの家のおんぼ』

## ■ 目指す姿

農業の担い手は、意欲を持って規模拡大など経営の安定に努力しており、安全で安心な食料の供給をはじめ環境の保全にも大きく貢献しています。また、市民は、農地が果たす多面的な機能の重要性を認識しており、都市と調和した農業の維持が図られています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	農用地の利用権設定面積	ha	11.4 【H21年度】	14.6	17.6
	農用地の利用権設定とは、農地利用の効率化を進めるために行われ、農業振興地域内で農地利用の規模拡大を目指すもので、当該指標はその集積面積を示しています。				
2	朝市などを通して地産地消が進められてきていると思う市民の割合	%	38.4 【H22年6月】	50	60
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、38.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により60%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 農地を有効に利用し、規模拡大による経営安定化を図ります。
- ・ 農業者等が行う経営改善及び地産地消の取組を支援します。
- ・ 良好な営農環境を保全するため、計画的に農業生産基盤の整備を行います。

## 重点施策

- ・ 農地の持続的な確保及び安定的な農業経営を図るため、農地の流動化を進めます。
- ・ 農業関係機関が相互の連携の下、農業者が行う経営改善を支援するとともに、市民朝市の充実など地産地消の取組を支援します。
- ・ 農道などを中心に地域に即した農業生産基盤整備を行い農地の高度利用を推進します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市内の事業者と農家との直接契約による地元産農産物の販売や地元産農産物を利用した新たな商品の開発など、活発な農商連携が可能となるよう流通関係者と協働し、地産地消を推進します。

### 2 広域的な推進

- ・地域農業の担い手である認定農業者への保護・育成策の検討や農地の保全につながる農地税制（相続税法、生産緑地法、地方税法等）の充実を国へ要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・学校給食での地元産農産物の使用を増やすなど、関係部署と連携して地産地消に取り組みます。



# 施策 44

## 商・工業

### ■ 現状と課題

平成20（2008）年秋に浮上したアメリカ合衆国内の金融機関の破たんに端を発した世界的な経済危機により、本市の産業界も大きな影響を受け、出荷額等の大幅な落ち込みが生じています。

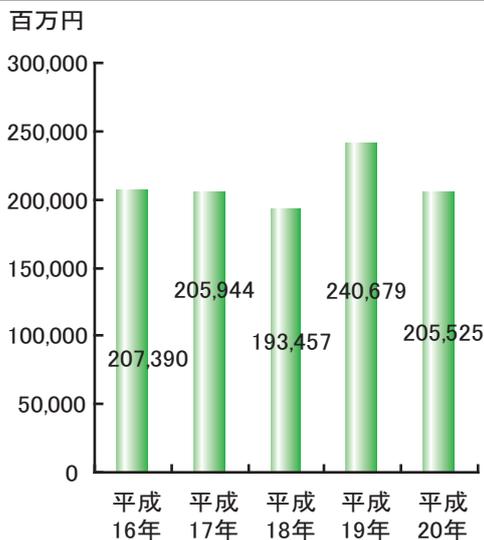
商業関係では、市内の商店街を形成している個店の廃業が増えており、商店会が解散に追い込まれる地域も出ていますが、市の花ひまわり関連の各種イベントや商店街のスタンプラリーによる抽選会など、商店会や商工会、ボランティア団体などが活性化に向けて努力を重ねています。

また、工業関係でも原油や原材料の高騰と輸出の激減等により、中小企業を中心に生産体制の大幅な縮小を迫られ、人員の削減を余儀なくされていますが、平成17（2005）年度に策定しました「座間市企業等の新たな企業投資の促進のための支援措置に関する条例」の施行により、民間主導による企業団地が形成され、現在も順調に操業しています。

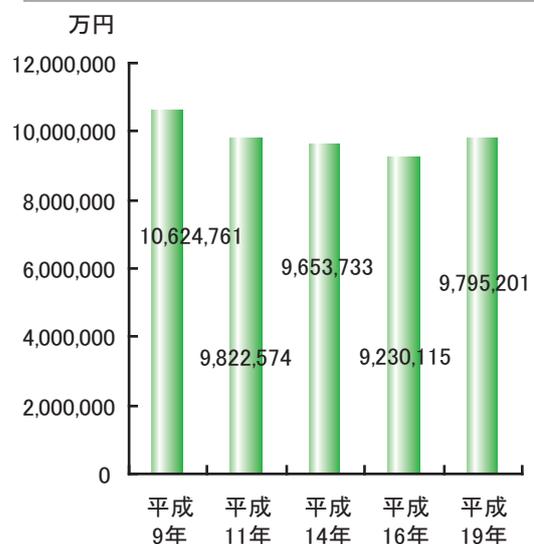
今後は、都市間競争や高齢化がさらに進むことが想定されますので、商業では、多種多様な消費者の利便性や快適性を保持する地域のニーズに根ざした商店街づくりを促進する必要があります。そして、工業では、更なる経営基盤の強化と生産環境の整備など温室効果ガスの削減に向けた先端技術の導入により、製造品出荷額等の増加と居住環境の調和を図り、地域経済の活性化を目指す必要があります。

また、商・工業の活性化と連携により、新たな雇用の創出を図り、健康でゆとりのある生活を営むことができるように、就業対策や福利厚生などの改善などにも取り組む必要があります。

製造品出荷額等（従業者4人以上の事業所）



小売業 年間商品販売額



## ■ 目指す姿

商業では、特産品などのブランド化や地産地消を定着させて商店街や個店が活気づいており、工業では、低炭素社会に対応した先端技術の導入を図りながら、製造品出荷額等も増加しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	地元商店街を利用している市民の割合	%	60.6 【H22年6月】	65	70
	市民アンケート調査結果では「いつも利用している」「ときどき利用している」と回答した市民の割合は、60.6%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。				
2	市内の産業振興への取組が積極的に行われていると思う市民の割合	%	18.6 【H22年6月】	20	22
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、18.6%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により22%に高めることを目標として設定しています。				
3	製造品出荷額等	百万円	205,525 【H20年度】	220,000	250,000
	この指標は製造品出荷額（出荷額及びその他収入＝冷蔵保管料、広告料など）に加工賃収入及び修理料収入額を加えたもので、工業力の目安となるものです。				



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『にぎやかな商店街』

## ■ 施策の方向

- ・ 商業及び工業の活性化を促進します。
- ・ 分野を越えた事業者間の連携強化を促進します。
- ・ 関係機関との連携を図り、雇用の確保や福利厚生の情報提供などの支援に努めます。

### 重点施策

- ・ 様々な消費者ニーズに対応した商業振興策を実施し、消費の市外流出防止に努めます。
- ・ インセンティブ措置の実施により、先端技術産業などの住宅都市に見合った付加価値の高い工業事業者の企業立地を積極的に促進します。
- ・ 観光振興等を視野に入れ、商工会や工業会など関係団体との連携を図ります。
- ・ 食によるまちおこしや地域資源を活用した特産品等及びひまわり関連商品の開発を関係機関と協働して促進します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 商工会等と連携し、高齢者が日用品を近所の商店で入手できるようにするなど、地域に根ざした商業環境の構築に取り組みます。
- ・ 商工会や工業会等と連携し、分野を越えた市内企業の連携強化の機会を設定します。

### 2 広域的な推進

- ・ 地域に根ざした産業の創出支援を国、県に要望します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 地元産農産物の特産品などを各種イベントの機会を通して促販することなどにより積極的に内外にPRし、農商連携と工業が一体化した市内産業の振興に努めます。



# 施策 45

## 観光

### ■ 現状と課題

観光については、有給休暇取得率が横ばいに推移する中で、日帰り旅行が伸びを示し、身近な地域を見直す気運（安・近・短）が高まりつつある一方で、情報化の進展に伴い、大量の観光情報を容易に入手することができ、レベルの高い観光資源が求められているほか、自らが参加し、楽しめる体験型観光や産業観光の需要も高まってきています。

そうした中、本市では、平成19（2007）年度に座間市観光協会を設立して、地域資源の掘り起こしを行っています。代表する観光資源としては、夏の風物詩として知名度が高まってきたひまわりまつりや伝統行事の大凧まつり、平成15（2003）年度に「都市景観大賞美しいまちなみ優秀賞」を受賞した鈴鹿長宿地域の昔ながらの落ち着いた街並みと清らかな湧水などがあります。

また、産業観光の資源としては、日産自動車(株)座間事業所内には、ダットサンの第1号車や皇室の御用車、レーシングカーなど数百台を超える往年の名車が所蔵されているほか、環境分野の先端技術に定評のある研究所等や県内最大級の物流企業があるほか、最新技術を駆使した印刷企業もあります。

今後は、こうした観光資源に加えて、市固有の自然や歴史、文化、伝統行事、伝統芸能などにも光を当て、観光協会や市民、事業者等との協働により、新たな魅力の発見や創造に結び付け、市民や来訪者が座間市に愛着と好感が持てるよう観光振興に取り組む必要があります。



## ■ 目指す姿

市に固有の自然、歴史、文化、伝統行事、伝統芸能、産業などの地域資源を活用した観光イベントに参加した市民や来訪者は、座間市に愛着と好感を持つとともに、地域経済の活性化に寄与しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	入込観光客数	人	99,200 【H22年度】	150,000	180,000
	現状値は、大凧まつりの観光客数で、H32の目標値は、ひまわりまつり等を含む数値を設定しました。				
2	市固有の地域資源に触れ、座間市に好感を持つ市民の割合	%	59.6 【H22年6月】	65	70
	市民アンケート調査結果では「感じる」「どちらかと言えば感じる」と回答した市民の割合は、59.6%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により70%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・市固有の自然や歴史、文化、伝統行事、伝統芸能、産業を生かした観光振興を進めます。
- ・観光協会や市民等への支援に努め、観光振興を図ります。

### 重点施策

- ・大凧まつりなどの特色ある行事が観光資源として発展するよう支援します。
- ・首都圏で有数の植栽面積を誇る座間の花のひまわりをイベントと結び付け、観光の重点事業に高めて、関係団体等と協働で地域活性化を図ります。
- ・特産品等の販路拡大を関係団体等との協力の下に展開します。
- ・ものづくりや農業体験、湧水めぐりなど観光ツーリズムを関係団体等と連携して創出します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・観光協会や市民等のボランティアと協働して観光事業を進めます。
- ・ひまわりまつりを観光のモデル(重点事業)として構築し、駐車場や休憩所等の整備、ボランティアのサポートシステムを確立して、観光事業の道筋をつけるように努めます。
- ・観光協会と連携して各種イベント等へ参画し、農産物、特産品等の販路拡大を図ります。
- ・観光農園など体験型のツーリズムを観光協会と協働して創出します。

### 2 広域的な推進

- ・観光立国、観光立県の推進に係る国、県の制度の活用を図ります。
- ・関係市町村と連携し、広域的な観光振興の推進に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・自然や歴史・文化、産業などの観光の要素となりうる情報を関係部署と共有化し、それらの連携を図ることで、効果的な観光振興を推進します。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『太陽の花に照らされて…』



# 政策8

未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営

## 政策8 未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市役所では、総合計画の実現を目指して、施策の重点化を図り、そこに財源をはじめとした経営資源を有効配分し、柔軟で機動性の高い行政経営を行っています。

また、財政基盤の強化、資産の適切な管理、運用を行うことで、社会情勢が激変する時代においても、将来にわたり持続的に発展可能な希望を持てる都市となっています。

地域主権時代において、市は、市民の目線で定めた目標を達成するため、職員と財源を集中的に投入するなど、戦略的な経営を行います。

また、地域資源（ひと、もの、かね、情報）の現状を把握し、市民と協働でその効率的、効果的な活用を図り、地域社会の形成をけん引します。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『これぞ座間！』

**政策 8** 未来志向 柔軟な発想 確かな行政経営

施策46 戦略経営

施策47 財政運営

施策48 賦課・徴収

# 施策 46

## 戦略経営

### ■ 現状と課題

バブル経済崩壊後、「失われた10年」と言われた経済の低迷は地方自治体に税収の伸び悩みをもたらした一方で、少子高齢化の進展や住民ニーズの高度化、多様化を背景に支出の抑制は容易に進んでおらず、さらに三位一体の改革などにより一段と厳しい財政運営を強いられています。

本市では、平成14（2002）年度に「総合政策体系連動型行政評価システム」を構築し、その結果を踏まえて、限られた資源の有効活用に努めてきました。

今後は、総合計画を中心に行政評価、予算編成、組織編成及び定員管理が連動した行政経営システムを構築し、経営的判断に基づいて行政経営資源である「ひと」、「もの」、「かね」を配分し、「情報」の活用を図る必要があります。

また、本市の公共施設は、更新時期を迎えようとしているものが多く、大きな財政負担が見込まれており、良質な資産として次世代に引き継ぐため、持続可能な施設水準に再編するなどの公共施設利活用指針を定める必要があります。

行政改革については、昭和60（1985）年度の「第一次座間市行政改革大綱」の策定を皮切りに、間断なき行政改革に取り組み、平成18（2006）年度から平成22（2010）年度の5年間の行政改革効果額は約21億円と試算するなど一定の成果を上げています。しかし、コスト圧縮に重点を置いた行政改革だけでは、いずれは市民サービスの低下を招くとともに、顕在化してきた格差をますます助長し、社会的公正さも欠いてしまうのではないかとの懸念が指摘されています。今後は、簡素・効率化を追求しつつも、市民サービスの質の充実を図る改革に重点を置き、総合計画の進捗管理ツールである行政評価において抽出される課題を中心とした改革、改善を推進する必要があります。

また、広域行政については、交通網の整備や情報通信手段の急速な発達、普及によって、住民の活動範囲は市域を越えて飛躍的に広がっており、広域的な交通体系の整備、公共施設の一体的な整備や相互利用、行政区域を越えた土地の利用など広域的なまちづくりや施策に対するニーズが高まっています。今後も、広域的な連携の仕組みを積極的に活用し、複数の市町村が協力して、より効率的で、質的にも向上した市民サービスの提供を図ります。

## ■ 目指す姿

本市では、総合計画を中心として行政評価、予算編成、組織編成及び定員管理が連動し、時代の変化に対応した柔軟で機動性の高い意思決定と実践力の下、経営資源を有効にかつ総合的に活用した行政経営を行い、最少の経費で最大の市民サービスを提供しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	簡素で効率的な行政運営が行われていると思う市民の割合	%	18.9 【H22年6月】	24	29
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、18.9%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により29%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 様々な政策課題に対して、柔軟で機動的に対応します。
- ・ 各施策の成果を評価し、評価に基づいた改善を積極的に進めます。
- ・ 簡素・効率化を追求しつつも、市民サービスの質の充実に重点を置いた行政改革を進めます。
- ・ 広域的な連携による市民サービスの提供を進めます。
- ・ 持続可能な公共施設の維持管理のあり方について検討します。

## 重点施策

- ・ 総合計画を中心に行政評価、予算編成、組織編成及び定員管理が連動した行政経営システムの構築を図ります。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・市民の参加による行政評価システムを運用し、透明性の高い行政経営に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・行政評価において、指標やデータの他市町村との比較を積極的に行います。

### 3 行政経営資源の活用

- ・総合計画を中心に行政評価及び予算編成、組織編成、定員管理が連動した行政経営システムの構築を図ります。



# 施策 47

## 財政運営

### ■ 現状と課題

地域主権型社会<sup>(※1)</sup>にふさわしい行政運営が求められている中で、本市では、市民ニーズの高度・多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応するため、第四次行政改革大綱の基本方針に沿った行政改革を強力に推進し、平成8（1996）年度に380億円（318,750円/人）であった市債残高も平成20（2008）年度においては268億円（210,878円/人）となり、債務の計画的償還に努めてきたところです。

今後、将来にわたる財政基盤の強化及び効率的な財政運営を図るため、自主財源及び依存財源の確保はもとより、経常経費の抑制、財源の有効配分や債務の解消を的確に行い、所有する財産の適切な管理を行う中で、経営資源の有効活用を図り、常に次世代に説明責任を果たし得る取組が必要です。

そのためには、財政状況をより分かりやすく公開する必要があり、平成21（2009）年度より、これまでの現金主義に伴う公会計システムと併せ、企業会計に基づく発生主義を取り入れた公会計システムによる財務指標を公開したところです。

また、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源・権限と責任も自らが持つという本来の地域主権を確立することが最重要であることから、今後とも全国の市町村と歩調を合わせ、その実現を国へ強く働きかけていくことが必要です。



(※1) 地域主権型社会  
地域に住む人々が主体的に地域に関わり、地域をつくっていく社会

## ■ 目指す姿

将来にわたる財政基盤の強化及び効率的な財政運営を図るため、自主財源及び依存財源の確保はもとより、経常経費の抑制、財源の有効配分や債務の解消を確実にいき、所有する財産の適切な管理を行う中で経営資源の有効な活用を図り、常に次世代に説明責任を果たすことができます。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	健全な財政運営に向けて取り組んでいると思う市民の割合	%	26.4 【H22年6月】	28	30
	市民アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した市民の割合は、26.4%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により30%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・実施計画と一体となり中長期的展望に立った財政見直しを行い、市民ニーズにあった予算配分を効率的、機動的に行います。
- ・分かりやすい財政状況を公表します。

## 重点施策

- ・債務の解消を的確に行います。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・財政状況について、分かりやすく情報提供します。

### 2 広域的な推進

- ・国から地方への権限及び事務と責任に見合った税財源の移譲など、自主自立した地方政府としての財政基盤整備を求めています。

### 3 行政経営資源の活用

- ・経常経費の抑制、財源の有効配分や債務解消を確実にいき、公有財産管理システムにより所有する財産の適切な管理を行う中で経営資源の有効活用を図ります。

# 施策 48

## 賦課・徴収

### ■ 現状と課題

本市では、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税及び都市計画税など市税に関する課税や徴収業務を的確に行い、公平で堅実な市政の基礎を築くよう努めてきました。

今後とも、市民により信頼される賦課・徴収を行うよう取り組む必要があります。

### ■ 目指す姿

市民は、市が公平かつ的確な賦課、徴収を行っていると感じています。

### ■ 施策の方向

- ・ 公平かつ的確な課税を行い、その内容を分かりやすく説明します。
- ・ 公平、公正な市税の徴収を行います。
- ・ 市税の申告及び納税のしやすい環境を整備します。





# 政策9

市民起点 的確な判断と行動  
信頼される行政運営

## 政策9 市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営

### ■ 10年後に目指す市民生活像

市民は、市民起点で柔軟な発想と主体的な行動ができる職員や市役所に対し、十分な信頼感を持っています。

本市では、多様な市民ニーズにこたえる職員の育成、行政の透明性を高める情報公開、公平で適正な契約事務の執行、効率的で円滑な財産管理、さらには、適切な会計の事務などを行います。



「わたしの座間」絵画コンクール入賞作品 『希望あふれる夢の座間』

**政策9** 市民起点 的確な判断と行動 信頼される行政運営

施策49 職員育成

施策50 法務・情報公開

施策51 電子自治体

施策52 財務・財産管理

## 施策 49 職員育成

### ■ 現状と課題

市民サービスに対するニーズは多岐にわたり、質の向上も求められていますが、こうした市民サービスを提供するためには、人材の育成が必要です。

市はこれまでも「座間市人材育成基本方針」に基づき、継続的な検証、改善を行いながら人事任用制度の信頼性を高めるとともに、職員の能力を向上させるための研修や職員の適材適所を考慮した人事異動を実施してきました。

また、平成18（2006）年度からは、これまでの年齢や勤続年数に基づく人事管理に加え、能力や業績を重視した「新たな人事管理制度の導入」を進めるため、人事評価制度の試行運用を実施し、早期の本格実施を目指しています。

一方、定員管理計画に基づき、本市の職員数は、昭和58（1983）年の965人をピークに平成19（2007）年には856人とし、人口千人当たりの職員数は、6.19人と、全国市町村平均7.82人、県内市町村平均6.59人を下回っています。

しかし、財政状況がひっ迫する中、限られた行政経営資源を無駄なく効率的に活用し、質の高い市民サービスをいかに提供できるかという視点をこれまで以上に重視しなければなりません。そのためには、総合計画を基本とした行政評価、人事評価、機構改革、定員管理に加え、職員の研修や健康管理などと連動した人事管理を進め、職員一人ひとりの能力、意欲をさらに向上させる必要があります。

### ■ 目指す姿

座間市の職員は、地域主権社会において、中長期的展望を踏まえた行動目標を持ち、直面する課題解決に対し自ら考え、自ら行動しています。また、協働社会において、ニーズを的確に把握する中で、快適な市民サービスの提供を実践しています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	職員の接遇(対応)に満足できる市民の割合	%	25 【H22年6月】	40	50
	市民アンケート調査結果では「良い」「やや良い」と回答した市民の割合は、25%でした。この割合をH32年度までに本施策の推進により50%に高めることを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 職員研修の充実に努め、質の高い職員の育成に努めます。
- ・ 質の高い市民サービスを提供するため、適正な人事配置に努めます。
- ・ 職員の服務規律の遵守を徹底します。
- ・ 各種健康診断を実施し、職員の健康管理を進めます。
- ・ 職員給与を適正に管理します。

## ■ 重点施策

- ・ 職員個々の能力を向上させるため、幅広い研修項目と受講機会の確保に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 人事行政の運営状況について、積極的に情報提供します。

### 2 広域的な推進

- ・ 複数市町村を対象とした市町村研修センター等で開催される研修を積極的に活用し、職員の質の向上に努めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 総合計画を基本とした行政評価、人事評価、機構改革、定員管理に加え、職員の研修や健康管理などと連動した人事管理を進め、職員一人ひとりの能力、意欲をさらに向上させるよう努めます。

**施策 50****法務・情報公開****■ 現状と課題**

本市では、行政運営を支える基礎として、これまで数多くの条例や規則などを制定し、管理してきましたが、その多くは、法律の委任に基づき当該法律を補完するものでした。そうした中であって、市の政策、施策を展開する独自条例として、平成18（2006）年度に「座間市協働まちづくり条例」を、平成19（2007）年度に「座間市景観条例」を制定しています。今後は、さらに地方分権、地域主権が進む中、こうした独自条例の制定のニーズに答え得る、いわゆる「自治体法務」の体制整備がますます重要となっており、人材の育成、確保などが急務となっています。

また、公文書については、文書の保存に係る法令の定めやその重要度などに基づき保存期間を定めて適切な管理に努めるとともに、市民が行政情報の公開を請求する権利を保障する情報公開制度を適正に運用することで行政の透明性・公正性の確保を図ってきました。今後、適正かつ効率的な行政運営と説明責任を確保する上で、公文書管理の重要性が高まるとともに、情報公開制度の充実がより一層求められています。

一方、個人情報保護について、本市では、個人情報保護条例により、個人情報の適正な取扱いを定め、市政に対する市民の理解と個人の権利利益の保護を図っています。今後とも、基本的人権の擁護と公正で民主的な市政を推進するために、個人情報の保護に努めることが求められます。

## ■ 目指す姿

本市では、条例や規則などが整備され、適切で透明性の高い行政経営が行われており、市民から信頼されています。

市民は、行政が保有する様々な情報の中から必要となる情報をより簡単に入手し、活用しています。

## ■ 施策の方向

- ・ 条例や規則などの制定、改廃を迅速かつ的確に行うための体制整備をさらに進めるとともに、最新の条例や規則などを見やすく分かりやすい形で市民等に情報提供します。
- ・ 市固有の課題の解決や政策の推進を図るため、市独自の条例や規則などを創り出すことのできる人材を育成します。
- ・ 行政情報を迅速かつ容易に提供できるように文書の適切な管理に努めます。
- ・ 個人に関する情報がみだりに公開されないよう最大限に配慮します。
- ・ 情報公開条例及び個人情報保護条例の適切な運用に努めます。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 最新の条例や規則などを見やすく分かりやすい形で市民等に情報提供します。

# 施策 51

## 電子自治体

### ■ 現状と課題

ICT（情報通信技術）<sup>(※1)</sup>の進展は、経済活動はもとより、教育、福祉など市民生活における様々な分野において大きな影響を与え、市民サービスなどのあり方を大きく変えようとしています。

本市では、ICTを活用し、住民記録システムや各種税システム等の基幹業務システムの本格的なオンライン化と一元管理を進めてきたほか、職員1人1台パソコンの配備、庶務事務の電子決裁システムの導入など、事務処理の効率化・迅速化を図ってきました。また、住民票等自動交付機の設置やインターネットを利用した行政手続等のオンライン化、ホームページを通じた行政情報の提供など市民サービスの向上を図ってきました。

しかし、市役所内部における基幹業務等の効率・迅速化を中心に一定の効果を上げている一方で、制度改正に伴う改修等による情報システム全体の複雑・肥大化が進行してきており、システム管理運用経費の増大や高度情報化への対応が難しくなるなどの課題があります。

今後は、現状を踏まえた計画的な情報化の推進、情報化に対応した推進体制や業務プロセスの見直しなどを進め、市民視点と費用対効果などを考慮に入れながら、ICTを活用した行政の効率化、簡素化を図り、市民サービスの向上を推進する必要があります。また、保有するすべての情報資産の保護や適正処理及び情報システムが高度な安全性を有することが不可欠であることから、「座間市情報セキュリティポリシー」<sup>(※2)</sup>に基づき、今後も引き続き、厳格な運用を行う必要があります。

(※1) ICT

情報通信技術を活用したコミュニケーション、情報・知識の共有をより強調した表現。(Information & Communication Technology の略)

(※2) 座間市情報セキュリティポリシー

組織内の情報に関する安全を確保するための方針、体制、対策等を包括的に定めた文書のこと。「基本方針」と「対策基準」の総称

## ■ 目指す姿

本市では、ICTと情報機器を活用し、情報システムの最適化が図られ、市民サービスの向上や行政事務の効率化を進める一方で、情報セキュリティが厳格に守られています。

	まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
				H27	H32
1	「（仮称）座間市電子自治体推進指針」の策定	進捗	未策定 【H21年度】	策定済	改訂済
	「（仮称）座間市電子自治体推進指針」の策定の進捗管理を示しています。				
2	市職員の情報セキュリティポリシー理解度	%	88 【H22年3月】	95	95
	職員アンケート調査結果では「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した職員の割合は、88%でした。この割合をH27年度までに本施策の推進により95%に高めることとし、それ以降はその水準を維持することを目標として設定しています。				

## ■ 施策の方向

- ・ 電子自治体化を計画的に推進します。
- ・ 情報システムの安全かつ安定的な運用を確保するための情報機器等の維持管理及びシステムの開発保守を行います。
- ・ 情報セキュリティ対策を的確に実施し、行政運営や市民サービスの安全性や信頼性を確保します。

## 重点施策

- ・ 「（仮称）座間市電子自治体推進指針」を策定します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ ICTの進展に伴い多様化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供に努めます。

### 2 広域的な推進

- ・ 行政専用ネットワークを活用して、国やほかの地方自治体とのシステム連携を強化します。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ ICTの進展に対応し、情報資産を有効に活用する力を身につけるなど、職員の情報活用能力の向上を図り、市民サービスの向上や行政事務の効率化を進めます。

## 施策 52

## 財務・財産管理

### ■ 現状と課題

本市では、契約制度に対する検討や改善を図りつつ、会計や検査に関する事務の強化を行うなどにより、公平で堅実な市政の基盤を築いてきました。

市庁舎の維持管理について、建設から既に16年が経過し、設備の老朽化が進んでおり、適時の更新が課題となっています。今後は、適切なメンテナンスを実施しながら、計画的に設備の更新を行うための安定的な財源の確保が不可欠であり、庁舎管理基金の創設についての検討を行う必要があります。

契約制度について、本市では、県及び県内市町村が共同構築した電子入札システムを導入し、透明性・競争性を向上させるため、条件付一般競争入札を原則としてすべての案件に適用しています。今後とも、公平、公正な入札、効率的で透明性の高い契約事務を行う必要があります。

会計について、公金の安全かつ有利な運用を図るとともに、適正な審査出納事務を行う必要があります。

### ■ 目指す姿

市有財産を利用者の視点に立ち適切に維持管理するとともに、効率的で的確な会計処理、契約や検査を行っていることで、市民に信頼されています。

## ■ 施策の方向

- ・ 公有財産管理システムの構築を図り、市有財産の適正な管理運用を行います。
- ・ 市庁舎設備などの更新を計画的に行うよう努めます。
- ・ 所有している公用車の適正台数について検証し、削減に向けた取組を検討します。
- ・ 地球環境に配慮するため、エネルギー使用量の削減に取り組みます。
- ・ 公平、公正な入札、効率的で透明性の高い契約事務を行います。
- ・ 公金の安全かつ有利な運用を図るとともに、適正な審査出納に努めます。

## ■ 重点施策

- ・ 市庁舎管理に係る中長期的な修繕計画を作成し、基金等の積立てによる費用負担の平準化を検討します。

## ■ 施策の取組方針

### 1 市民等と協働による推進

- ・ 市庁舎のエアコンの稼働制限やエレベーターの使用自粛に、来庁者の理解と協力を得ながら、効率的な施設運用を図ります。

### 2 広域的な推進

- ・ エコオフィス活動や環境に配慮した車の導入など国、県と連携して進めます。

### 3 行政経営資源の活用

- ・ 所有している公用車の台数について検証し、適正な所有台数による運用に努めます。

# まちづくり指標の一覧

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 1	1	生活習慣病による死亡割合	%	63.1 【H20年度】	53	49
	2	運動習慣（1回30分、週2回、1年以上運動を継続している）を持つ市民の割合	%	男性30.4 【H22年6月】	男性 40	男性 50
				女性25.2 【H22年6月】	女性 37	女性 50
3	健康づくりのイベントや健康教育の実施などにより、運動習慣を持つ人が多くなってきていると思う市民の割合	%	49 【H22年6月】	55	60	
施策 2	1	感染症対策の認知度	%	80 【H22年6月】	84	88
	2	予防接種の実施などにより、必要な感染症対策が行われてきていると思う市民の割合	%	52 【H22年6月】	57	62
施策 3	1	市民体育館及び市スポーツ施設利用者数	人	672,219 【H21年度】	738,000	768,000
	2	市民体育館などのスポーツ施設の設置・運営や放課後の学校施設（体育館や校庭）の開放などにより気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しむ機会が増えてきていると思う市民の割合	%	50.1 【H22年6月】	55	60
施策 4	1	休日急患センターや広域による救急医療体制の整備により、医療サービスを必要な時に受けられるようになってきていると思う市民の割合	%	53.2 【H22年6月】	56	59
施策 5	1	国民健康保険の生活習慣病受診率	%	19.34 【H21年6月】	17	15
施策 6	1	介護を必要としない高齢者の割合	%	87.7 【H21年4月】	87.7	87.7
	2	介護保険制度などによる福祉サービスにより高齢者や家族へ必要な支援が行われてきていると思う市民の割合	%	33.4 【H22年6月】	39	43
施策 7	1	福祉ボランティア個人登録者数	人	299 【H20年度】	400	500
	2	市が支援している社会福祉協議会などの活動により、市民ボランティアなどによる福祉サービスが充実してきていると思う市民の割合	%	31.2 【H22年6月】	33	35
	3	生きがいを感じている高齢者の割合	%	82.2 【H20年3月】	86.3	90.6

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 8	1	民間企業障がい者雇用達成率	%	45 【H21年度】	50	55
	2	もくせい園の運営や地域活動支援センターなどへの補助により、障がい者やその家族への必要なサービスが提供されてきていると思う市民の割合	%	28.5 【H22年6月】	30	33
施策 9	1	保育所の待機児童数	人	34 【H22年4月】	20	0
施策 10	1	保育所の運営、子育て支援センターの運営などにより、子育てしやすいまちになってきていると思う市民の割合	%	27 【H22年6月】	30	40
施策 11	1	生活保護世帯の経済的自立件数	件	26 【H20年度】	29	32
施策 12	1	市ホームページ年間アクセス件数	件	393,510 【H21年度】	600,000	700,000
	2	市が発信する情報を、広報ざま等で十分に得ていると思う市民の割合	%	46.4 【H22年6月】	50	57
施策 13	1	消費生活に関する情報提供や相談が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	20.1 【H22年6月】	25	30
	2	座間市消費生活センターの存在を知っている市民の割合	%	28.4 【H22年6月】	33	38
施策 14	1	各審議会・協議会等の女性委員の割合	%	35 【H22年4月】	45	50
	2	男女共同参画社会へ向けた情報提供や相談事業が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	17.7 【H22年6月】	22	25
施策 15	1	人権について考えたことがある市民の割合	%	83.7 【H22年6月】	87	90
施策 16	1	座間市内に事務所がある県認証のNPO法人数	団体	26 【H21年度】	42	49
施策 17	1	コミュニティセンター1施設の月平均利用者数	人	2,523 【H21年度】	2,810	2,918
	2	市民の地域に対する愛着が深まり、連帯意識が強まってきていると思う市民の割合	%	19.4 【H22年6月】	21	23

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 18	1	市民公募制を導入している審議会等の数	審議会	9 【H22年4月】	11	13
	2	1年間に市が実施する事業に参加したことのある市民の割合	%	30.9 【H22年6月】	33	35
	3	市政の参加への機会が増えてきていると思う市民の割合	%	15.4 【H22年6月】	18	20
施策 19	1	国際交流事業への参加者数	人	886 【H21年度】	1,000	1,200
	2	国内の他自治体との交流の輪をさらに広げたいと思う市民の割合	%	55.2 【H22年6月】	60	65
施策 20	1	窓口サービスの満足度	%	73.8 【H22年2月】	77	81
施策 21	1	交通事故発生件数	件	686 【H21年】	650	620
	2	駅周辺の自転車放置禁止区域内からの撤去自転車の台数	台	1,845 【H21年度】	1,380	1,000
施策 22	1	刑法犯罪発生件数	件	1,394 【H21年】	1,300	1,200
	2	地域住民による自主パトロールや防犯灯の整備などによって、安心して暮らせるまちになってきていると思う市民の割合	%	48.2 【H22年6月】	55	70
施策 23	1	自主防災組織の組織率	%	70 【H21年度】	75	80
	2	災害が起きたときに、自主防災組織をはじめとして住民同士が協力し合う体制づくりが進んできていると思う市民の割合	%	28.5 【H22年6月】	30	35
施策 24	1	市民参加による救命講習会等の回数	回	33 【H21年度】	40	50
	2	市民参加による各種消防訓練の回数	回	135 【H21年度】	175	210
施策 25	1	学校の太陽光発電・緑化ウォール等の設置率	%	11.8 【H22年4月】	20	50
	2	普通教室等の電子黒板整備率	%	3.1 【H22年4月】	50	100

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 26	1	肥満・やせ傾向率	%	10.4 【H21年6月】	9.3	8.4
	2	小学校給食残食率	%	3.3 【H21年度】	3.0	2.7
施策 27	1	地域の人材活用実績	人	1,500 【H21年度】	1,700	1,900
	2	情報化社会、国際化社会など社会の変化に対応した教育が進められてきていると思う市民の割合	%	16.9 【H22年6月】	35	60
施策 28	1	公民館・地区文化センターの講座受講者数	人	5,703 【H21年度】	6,000	7,000
	2	図書館貸出利用者数	人	240,764 【H21年度】	250,000	280,000
	3	「いつでも、どこでも、だれでも学べる」という生涯学習の環境が整備されていると思う市民の割合	%	31.3 【H22年6月】	35	40
施策 29	1	何らかの芸術文化活動を行っている市民の割合	%	20 【H22年6月】	25	30
	2	市民文化会館の利用者数	人	228,010 【H21年度】	240,000	250,000
	3	「大風揚げ」など歴史・伝統文化が保存・継承されてきていると思う市民の割合	%	80.9 【H22年6月】	83	85
施策 30	1	過去1年間に何らかの青少年育成活動にかかわったことのある市民の割合	%	15.4 【H22年6月】	19	21
	2	青少年育成事業の参加者等の数	人	9,803 【H21年度】	11,381	12,519
	3	ボランティア活動などを通じた青少年の社会参加が増えてきていると思う市民の割合	%	22.1 【H22年6月】	24	26
施策 31	1	コミュニティバス、民間バス、そして鉄道などの公共交通機関が発達し、市内、市外への移動が便利になってきていると思う市民の割合	%	46.9 【H22年6月】	50	53

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 32	1	まちづくりルールの策定数	件	10 【H21年度】	15	20
	2	自然・歴史・文化を身近に感じるまちづくりが進められてきていると思う市民の割合	%	48 【H22年6月】	50	52
施策 33	1	景観重要公共施設の制定数	箇所	0 【H21年度】	11	13
施策 34	1	地域において、公園・広場が整備され、憩いの場となってきたと思う市民の割合	%	45.8 【H22年6月】	50	55
	2	緑地の保全や「緑化祭り」の開催などにより、緑が保全され、緑化意識が高まっていると思う市民の割合	%	55.9 【H22年6月】	58	60
施策 35	1	安全、快適な道路になってきていると思う市民の割合	%	31.6 【H22年6月】	34	36
施策 36	1	市営住宅建替事業(4住宅)	%	0 【H22年度】	25	50
施策 37	1	キャンプ座間の負担軽減への取組が十分に行われてきていると思う市民の割合	%	12.5 【H22年6月】	20%	25%
	2	厚木基地の航空機騒音が軽減されたと思う市民の割合	%	30.2 【H22年6月】	50%	70%
施策 38	1	回収率(水道事業)	%	86.3 【H21年度】	100	100
	2	地下水を水源とした水道水が、安心して飲むことができると思う市民の割合	%	77.9 【H22年6月】	79	85
施策 39	1	市街化区域の公共下水道(汚水)接続率(人口)	%	91.5 【H21年度】	96	100
	2	下水道の整備が進み、身近な川の水がきれいになってきていると思う市民の割合	%	59.4 【H22年6月】	65	70
施策 40	1	家族や地域、職場等で地球温暖化防止(温室効果ガス削減)に取り組んでいる市民の割合	%	60.7 【H22年6月】	65	70
	2	市が率先して環境保全に努めていると思う市民の割合	%	34 【H22年6月】	50	60

		まちづくり指標	単位	現状値	目標値（年度）	
					H27	H32
施策 41	1	地下水保全のために雨水の地下浸透に努めたいと思う市民の割合	%	11.6 【H20年11月】	20	30
施策 42	1	市民1人当たりの可燃ごみの年間排出量	kg	208 【H20年度】	193	183
	2	意識的にごみを減らそうとしている人の割合	%	88.4 【H22年6月】	91.5	95
	3	分別収集や資源物回収などによりごみの減量化が進んでいると思う市民の割合	%	55.1 【H22年6月】	58	61
施策 43	1	農用地の利用権設定面積	ha	11.4 【H21年度】	14.6	17.6
	2	朝市などを通して地産地消が進められてきていると思う市民の割合	%	38.4 【H22年6月】	50	60
施策 44	1	地元商店街を利用している市民の割合	%	60.6 【H22年6月】	65	70
	2	市内の産業振興への取組が積極的に行われていると思う市民の割合	%	18.6 【H22年6月】	20	22
	3	製造品出荷額等	百万円	205,525 【H20年度】	220,000	250,000
施策 45	1	入込観光客数	人	99,200 【H22年度】	150,000	180,000
	2	市固有の地域資源に触れ、座間市に好感を持つ市民の割合	%	59.6 【H22年6月】	65	70
施策 46	1	簡素で効率的な行政運営が行われていると思う市民の割合	%	18.9 【H22年6月】	24	29
施策 47	1	健全な財政運営に向けて取り組んでいると思う市民の割合	%	26.4 【H22年6月】	28	30
施策 49	1	職員の待遇(対応)に満足できる市民の割合	%	25 【H22年6月】	40	50
施策 51	1	「(仮称)座間市電子自治体推進指針」の策定	進捗	未策定 【H21年度】	策定済	改訂済
	2	市職員の情報セキュリティポリシー理解度	%	88 【H22年3月】	95	95





# 付属資料



## ■第四次座間市総合計画の策定経過

平成20年（2008年）	
6月～ 11月	次期総合計画基礎的事項検討委員会（全12回）
平成21年（2009年）	
2月～ 3月	策定方針に対するパブリックコメントの実施
3月	「わたしの座間」絵画コンクールの実施
3月～ 8月	施策提案プロジェクトチーム会議（全11回）
4月～ 12月	（仮称）第四次座間市総合計画策定本部会議（4回）
4月～ 11月	（仮称）第四次座間市総合計画検討部会（全5回）
4月	まちづくりシンポジウムの開催
4月～ 5月	（仮称）第四次座間市総合計画検討委員会（2回）
8月～ 11月	はがき一言メッセージの募集
8月	ざま子ども議会の開催
9月	第1回各種団体懇談会の開催（3日間）
10月	まちづくりフォーラムの開催
10月	第1回地域別懇談会の開催（6地区）
10月～ 12月	第4次座間市総合計画特別委員会（2回）
10月～ 11月	市民まちづくり討議会の開催（5日間）
12月～ 1月	基本構想骨子案に対するパブリックコメントの実施
12月	座間市総合計画審議会（1回）

平成22年（2010年）	
1月～ 8月	（仮称）第四次座間市総合計画策定本部会議（10回）
2月～ 12月	第4次座間市総合計画特別委員会（6回）
3月	第2回各種団体懇談会の開催（1日2分野）
3月	第2回地域別懇談会の開催（6地区）
3月～ 8月	座間市総合計画審議会（4回）
4月～ 5月	基本構想素案に対するパブリックコメントの実施
4月	第4次座間市総合計画特別委員会分科会（4日間）
4月	（仮称）第四次座間市総合計画検討委員会（1回）
5月	市長から座間市総合計画審議会へ諮問
6月	まちづくりのための市民アンケート調査の実施
8月	座間市総合計画審議会から市長へ答申
9月	第四次座間市総合計画基本構想案を市議会へ提案（平成22年9月21日）
10月	第4次座間市総合計画特別委員会分科会（4日間）
12月	第四次座間市総合計画基本構想案を市議会において議決（平成22年12月20日）

## ■「わたしの座間」絵画コンクールの実施

ふるさと座間を担う次世代の意見を反映するため、小学生を対象に「わたしの座間」をテーマとして、絵画コンクールを行い、514点もの多くの応募をいただきました。

### 高学年の部

名前	画題	賞
稲垣 茉里香	田んぼの中にひまわりタワー	金賞
高橋 真樹	希望あふれる夢の座間	銀賞1
海辺 美葉	大きなひまわりと座間の自然	銀賞2
荒牧 沙和	音楽の聞こえる夢の座間	銅賞1
吉澤 美里	座間に緑とヒマワリを！	銅賞2
青木 彩夏	これぞ座間！	銅賞3
井上 莉己	座間歌舞伎	銅賞4
吉村 梨花子	快晴とシジュウカラ	銅賞5
小林 あい	太陽の花に照らされて…	銅賞6
西山 徹	相模川に行く途中の坂	銅賞7
石井 綾乃	自然いっぱいの龍源水	銅賞8

### 低学年の部

名前	画題	賞
坂本 舞波	空たかくに舞上った大だこ	金賞
渡辺 亮	ざまのほたる	銀賞1
西村 遥子	がっこうのうんどうじょうがひまわりいっぱいだったらいいな	銀賞2
浜野 れい	谷戸山公園で昔にタイムスリップ	銅賞1
中川 祥緒	水車としらさぎ	銅賞2
金子 勝英	ぼくの家のお田んぼ	銅賞3
阿部 未来	にぎやかな商店街	銅賞4
雨宮 茉由	座間市の花ヒマワリ	銅賞5
	おいしかった名物まんじゅう	銅賞6
沼田 彩葉	こんな谷戸山公園であそんでみたい	銅賞7
早田 日菜	未来の座間のお友だち	銅賞8

## ■まちづくりシンポジウムの開催

市のあるべき姿やまちづくりについて市民の皆さんと共に考えるため、「みんなで考えよう！新しい座間のまちづくり！」をテーマにまちづくりシンポジウムを開催しました。

当日はまず、産業能率大学情報マネジメント学部教授の齊藤進さんが「地域力で考える座間の都市像～市民自治の時代とまちづくりに向けて～」と題した基調講演を行いました。講演では、これまでのまちづくりの歴史が説明された後、行政が情報を積極的に公開したり市民が地域の問題を自分のこととして行動したりすることで、まちづくりに市民が積極的に参加できるようにする必要があることなどが紹介されました。

その後、市長をはじめ、自治会連絡協議会会長の大友奉さん、PTA 連絡協議会会長の山本美奈子さん、青年会議所理事長の三ツ橋栄司さんが、齊藤進さんの司会のもと、まちづくりトークに参加。市の将来像を示すに当たって重視しておきたいことや、市に重点的に取り組んでほしいことなどについて話し合いました。

市長は、「まちづくりには市民の皆さんとの協働が不可欠です。皆さんの力と行政の力を合わせながら、住んで良かった、ずっと住み続けたいと思えるようなまちづくりができるよう、新しい総合計画を作っていきます」と、125人の聴衆に向けて訴えました。

表 まちづくりフォーラムの開催概要

開催日時	平成21年4月18日（土）午後1時30分～午後4時	
開催場所	サニープレイス座間（総合福祉センター）	
参加者数	125人	
プログラム	午後1時30分～	ごあいさつ（座間市長 遠藤三紀夫）
	午後2時～	基調講演 地域力で考える座間の都市像 ～市民自治の時代とまちづくりに向けて～ 産業能率大学情報マネジメント学部教授 齊藤進氏
	午後3時～	まちづくりトーク ○話し手 座間市長 遠藤三紀夫 自治会連絡協議会会長 大友奉氏 PTA連絡協議会会長 山本美奈子氏 青年会議所理事長 三ツ橋栄司氏 ○コーディネーター 齊藤進氏
	午後3時40分～	会場の皆さんとの意見交換

## ■ざま子ども議会の開催

---

市内小中学生が、市の将来のまちづくりなどについて市長や副市長、教育長、部長らに質問し、答えてもらう「ざま子ども議会」が8月20日に、市役所議場で開催されました。

この子ども議会は、次期総合計画を策定するに当たり、ふるさと座間を担う次世代の意見を反映するため企画されました。平成13年に市制施行30周年を記念して実施して以来、今回が2回目の開催となります。子ども議会に参加した子ども議員は、それぞれの学校から推薦された23人（小学校11校×各1人、中学校6校×各2人）です。

当日は、午後1時40分の市長あいさつに続いて開会。議長は、皆で決めた中学生が、前半と後半を分担して務めました。各議員が1回ずつ壇上に立つ一般質問の内容は、福祉や環境、教育など多種多様。「市内に総合病院の誘致を」「道路幅を広くして」「勉強に興味を持てるようなイベントを増やして」「キャンプ座間の小学生と交流したい」など、将来のまちづくりについて、子どもの視点からの提言や質問をしていました。また、児童・生徒が市民の一員として、今後、何か目標を持って行動していこうとの考えから、子ども議会議員提案による「ざま子ども議会宣言」が採択され、発表されました。

参加した子どもたちの顔は、どれも学校の代表という大役を無事果たした安堵感と、自分たちの意見が活かされた市になって欲しいという期待感にあふれていました。



## ■はがき一言メッセージの募集

---

「あなたが思いえがく12年後の座間」をテーマに、市内の全世帯及び事業所を対象にはがきを配布し、市民の皆さまから計画策定のための一言メッセージを募集しました。

8月から11月までの募集期間に1,593人の方々から3,665件のメッセージをいただきました。

## ■まちづくりフォーラムの開催 「～みんなで紡ごう！座間の未来日記！～」

---

住んで良かった、ずっと住み続けたい、と思えるようなまちづくりについて、皆さんとともに考える「まちづくりフォーラム」を開催しました。

「私たちが考える理想の生活像とは」をテーマに、地域にお住まいの方、市民団体の方、事業者の方、行政など、様々な立場の座間市民の方とともに、自分たちの理想の生活像について意見を交しました。

表 まちづくりフォーラムの開催概要

開催日時	平成21年10月4日（日）午後1時～3時	
開催場所	サニープレイス座間（総合福祉センター）	
参加者数	65人	
プログラム	午後1時～	あいさつ（座間市長 遠藤三紀夫）
	午後1時20分～	趣旨説明及び総合計画位置付け等説明
	午後1時35分～	「2020年の座間 未来日記」朗読
	午後1時55分～	意見交換

## ■地域別懇談会の開催

次期総合計画策定にあたり、市民と共に歩むまちづくりを行うため、地域別の懇談会を計画案の熟度に応じて2回開催しました。市側からは、市長、副市長、教育長、部長などが出席しました。

第1回目は、239人の方にご参加いただき、基本構想骨子、重点課題の把握（都市マスタープラン）などを説明し、計画を達成するための市と市民との役割分担、課題や方向性について意見交換を行いました。第2回目は192人の方にご参加いただき、総合計画基本構想の素案や都市計画マスタープラン改定などを説明し、参加者の方々と意見交換を行いました。

表 地域別懇談会の概要

	開催場所	開催日	参加人数
第1回 地域別 懇談会	東地区文化センター	10月14日(水)	61人
	ひばりが丘コミュニティセンター	10月15日(木)	50人
	北地区文化センター	10月16日(金)	24人
	相武台コミュニティセンター	10月20日(火)	40人
	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	10月21日(水)	24人
	市公民館	10月22日(木)	40人
	合計		239人
第2回 地域別 懇談会	相武台コミュニティセンター	3月17日(水)	41人
	新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	3月18日(木)	35人
	東原コミュニティセンター	3月19日(金)	33人
	立野台コミュニティセンター	3月23日(火)	29人
	相模が丘コミュニティセンター	3月24日(水)	34人
	小松原コミュニティセンター	3月25日(木)	20人
	合計		192人



## ■市民まちづくり討議会の開催

次期総合計画策定における市民参加の一環として、「市民まちづくり討議会」を開催しました。これは、18歳以上の住民の方々のうち無作為に抽出された2,000人の方々に会議への参加を依頼し、参加者同士が将来像と役割分担について自由に意見交換を行うものです。

この討議会は、プランクスツェレの要素を取り入れた手法によって行います。プランクスツェレとは、新しい住民参加手法としてドイツで誕生した手法で、(1) 無作為抽出の市民によることでの公平性・代表制の確保、(2) 一定の共通認識でのより具体的な討議、(3) 有償参加による参加者の責任感・積極性の誘発などが目的となっており、新しい市民参加の方法として活用されています。

座間市では、初めての取り組みであり、総合計画の策定にこの手法を取り入れるのは、全国的にも珍しいものです。今回の取り組みでは、延べ205名もの多くの方にご参加いただきました。

表 市民まちづくり討議会の概要

討議内容	開催日時	開催場所
第1回 基礎的事項説明・研修	平成21年10月30日(金)	市役所会議室
第2回～第4回 分野別討議	平成21年11月4日(水)	
	平成21年11月6日(金)	
	平成21年11月9日(月)	
第5回 討議まとめ意見交換	平成21年11月12日(木)	

※第1回では市内視察（プロロジスパーク座間、トッパンメディアプリンテック東京（座間工場）の見学）を実施



## ■まちづくりのための市民アンケート調査

---

総合計画において、市民の皆さまの生活者としての実感であるアンケート調査結果を目標値として掲げています。その現状値（現状で市の取組みがどのような成果をあげているのか）を把握するため、アンケート調査を実施しました。

※調査結果はP. 196「まちづくり指標一覧」参照

調査地域	座間市全域
調査対象	座間市内在住の満15歳以上の男女個人
対象者抽出数	4,000人（住民登録・外国人登録から無作為抽出）
調査方法	郵送配付、郵送回収
調査期間	平成22年6月8日～6月25日
調査基準日	平成22年6月2日
②回収数	1,482票（回収率37.4%）
③有効回収数	1,482票（有効回収率37.4%）

## ■座間市総合計画審議会

平成22年5月28日に、(仮称)第四次座間市総合計画(原案)を市長から総合計画審議会へ諮問しました。ご審議をいただいた後、8月24日に答申を受けました。

### ◆概要

設置年月日	平成12年4月1日
根拠法令	座間市附属機関の設置に関する条例 座間市総合計画審議会規則
目的	市長の諮問に応じ、本市の基本構想及び基本計画の策定に関する事項を調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。
委員数	15人
任期	平成21年12月11日～平成22年12月28日
会議公開の区分	公開

### ◆委員名簿

氏名	備考 (カッコ内は主な職名)
副会長 大塚 和光	学識経験者(座間市商工会会長)
大友 奉	学識経験者(座間市自治会連絡協議会会長:(1)委嘱時) (座間市社会福祉協議会会長:(2)委嘱時) (1)平成21年12月11日から平成22年5月16日まで (2)平成22年6月25日から
小池 秀司	学識経験者(座間市市民活動サポートセンター委員長)
会長 斉藤 進	学識経験者(大学教授)
渡慶次 道哉	学識経験者(座間工業会会長)
馬場 悠男	学識経験者(教育委員長)
森田 源養	学識経験者(座間市社会福祉協議会会長) (平成22年5月31日まで)
山本 俊昭	学識経験者(神奈川県議会議員)
吉川 正昭	学識経験者(農業委員会会長)
渡辺 了	学識経験者(座間市自治会連絡協議会会長) (平成22年5月28日から)
武山 哲	関係行政機関の職員(県央地域県政総合センター所長)
村松 正敏	関係行政機関の職員(厚木土木事務所東部センター所長) (平成22年5月28日から)
山崎 仁	関係行政機関の職員(相模原土木事務所長) (平成22年3月31日まで)
吉武 秀幸	関係行政機関の職員(座間警察署長)
谷山 悌三	その他市長が必要と認める者(市民公募)
室星 健磨	その他市長が必要と認める者(市民公募)
横田 登美子	その他市長が必要と認める者(市民公募)

◆答申

座 総 審 第 6 号  
平成 22 年 8 月 24 日

座間市長 遠藤三紀夫様

座間市総合計画審議会

会長 齊藤進

(仮称)第四次座間市総合計画基本構想(原案)について(答申)

平成22年5月28日付け座政発第18号をもって諮問を受けた((仮称)第四次座間市総合計画基本構想(原案))について、次のとおり答申します。

答 申

市町村自治体における総合計画は、総合性と計画性のある行政運営の指針となるもので、これまで多くの自治体において実効性のある計画行政の取り組みが試みられてきた。

今回、(仮称)第四次座間市総合計画基本構想を検討するにあたっては、従来の計画づくりの考え方を大きく変え、変貌著しい社会・経済情勢への対応を的確に図るため計画期間を10年に短縮し、またこれまで多くの自治体でみられた計画の3層構造(基本構想-基本計画-実施計画)を2層構造(基本構想と基本計画を一体化)に組み替え、総合計画の計画内容をより簡潔かつ鮮明なものとした。

こうして計画づくりの発想を変えることで、本市が抱えるまちづくり課題の把握がより明確となり、更には国内外ともに社会・経済情勢の変化が大きく予測される中、本市の将来都市像の実現に向け、機動性と計画性のある行政経営が可能と考えている。

また本計画では、計画全体を通して“協働”によるまちづくりをキーワードに、各施策分野において“協働”の発想とそのための施策の取り組み方針がまとめられた。

この“協働”によるまちづくりへの取り組みは、特に市民と行政、更には事業者の協力・連携が重要で、こうした発想による新たなまちづくりへの挑戦を期待したい。

なお計画は策定後がまさにスタートであり、今後は“協働”を前提にそれぞれの計画の実践を望みたい。

この場合、計画の実施状況を検証可能な計画評価の仕組みを導入されることを求めたい。

そこでは市民参加と協働を前提に、必要情報を公開し、本計画で示された目指す姿(まちづくり指標等)の検証を望みたい。

また計画の推進に当たっては、財政計画との整合に特段の配慮を払い、更に本計画の施策体系に合わせた庁内組織のあり方(組織再編)について検討を望みたい。

最後に本計画の実践により、座間市民が「誇りを持って住むまち」座間“ ”となる事を切に願い答申とする。

## (仮称)第四次座間市総合計画基本構想(原案)に対する修正意見

### 第1編 総論

- 基本構想の全体を通して、市民の誰にも、分かりやすく利用しやすい計画となるよう、目次、デザインや配色、文体などを工夫すること。
- 総論2章4節の②土地利用の方針において、農業が多面的な機能を発揮する背景を補足すること。
- 本計画では協働によるまちづくりを前提に描かれているが、そもそもの協働の定義が明確に示されていない。総論第4章1節において、既にある協働まちづくり推進指針などを踏まえ、市民と行政との協働のあり方を明示すること。
- 本計画では協働とともに経営という視点でまちづくりに取り組む意思が示されている。総論第4章2節においては「都市を経営する」と明示されているが、本文中にその趣旨を市民に分かりやすく説明すること。

### 第2編 各論

- 2章の⑦行政経営資源の活用において、「ひと、もの、かね、情報」など、一般的な民間経営における”資源”の分類の下に説明がされている。行政経営といった観点から市民に分かりやすく説明を補足すること。
- 施策4 医療体制について、災害時の医療に関し救急医療体制と災害医療体制の内容を充実するとともに、初期救急体制の強化についても明記すること。
- 施策18 市民参画について、市民・行政相互提案による事業の推進を明記すること。
- 施策27 教育活動について、登下校の際に児童の交通安全を支える市民の参加など、安全や危機管理に関する市民の協力・育成を明記すること。
- 施策44 商・工業について、将来の産業振興を目指し、本市の商工業の担うべき役割や具体性ある施策の方向を明記すること。

## ■総合計画基本構想における結語表記

分類	結語表記	定義	
市が施策・事業の主体の場合	事業が実施段階にない場合	検討します。	・課題が認識されるものの、現段階では施策の方針が不明確であるもの
		目指します。	・施策の基本方向が定まっているものの、事業イメージが抽象的であるもの ・事業達成までの期間が非常に長い、又は事業が実施されても課題の解決が困難であるもの
		努めます。	・「目指します。」に比べ事業イメージがやや具体性を持つもの
		図ります。	・施策の方向性が定まり、事業全体の構想がおおむねまとまっているものの、事業の実施段階に至っていないもの
		取り組みます。	・施策の方向性が定まり、事業全体の構想がまとまり、ただちに事業実施段階に移る状態にあるもの、又は一部事業実施を始めているもの
	事業が実施段階にある場合	進めます。	・すでに、事業を始めており、今後、当初の事業構想のもとに事業を実施していくもの
		推進します。	・「進めます。」と同じ意味。文中では「進めます。」に統一しているが、名詞としては「推進」を使用
		充実します。	・これまでの事業内容の大枠は変わらないものの、実施回数の増加など内容を充実していくことを表明するもの
		強化します。	・これまでの事業内容に比して、人員の増加、対象の拡大、設備の増加など、具体的な事業内容の拡大があるもの
		展開します。	・これまでに体制づくりやモデル事業を実施し、今後、幅広く事業を拡大していくもの
	〇〇を行います。	・事業計画が具体化しているもの (例:整備します。確保します。仕組みをつくります。)	
市以外が主体の場合	促進します。	・これまでの事業内容に比して、より一層、その内容を充実、強化するもの	
	支援します。	・今後、実施される施策で、具体的な支援方法が明確でないもの、又は財政的、人的、技術的支援など幅広い支援施策を包括的に表記するもの	
	〇〇を行います。	・支援施策が具体化しているもの (例:助成します。育成します。)	
	要望します。	・国・県等に対し、施策・事業の早期実施、制度改正・拡充などを求めるもの	

---

---

第四次座間市総合計画 基本構想  
～ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち～

発行 座間市／平成23年3月  
編集 座間市 企画財政部 政策課

---

---



## 座間市

第四次座間市総合計画 基本構想  
—ともに織りなす 活力と個性 きらめくまち—  
座間市 企画財政部 政策課  
神奈川県座間市緑ヶ丘1-1-1